

目 次

○第1号（3月3日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	8
◇波多野佐和子君	8
◇齊藤将史君	22
◇浅見 隆君	29
◇須田仁美君	41
◇早坂 通君	54
日程第 5 報告第 5号 専決処分について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負変更契約の締結）	63
日程第 6 報告第 6号 専決処分について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負変更契約の締結）	64
散 会	66

○第2号（3月4日）

議事日程 第2号	67
本日の会議に付した事件	68
出席議員	69
欠席議員	69
説明のため出席した者	69
事務局職員出席者	69

開 議	7 0
日程第 1 議案第 4 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	7 0
日程第 2 議案第 1 7 号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定について	7 1
日程第 3 議案第 1 8 号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	7 2
日程第 4 議案第 1 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 4
日程第 5 議案第 2 0 号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7 5
日程第 6 議案第 2 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7 6
日程第 7 議案第 2 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7 7
日程第 8 議案第 2 3 号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定について	7 8
日程第 9 議案第 2 4 号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 9
日程第 1 0 議案第 2 5 号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	8 1
日程第 1 1 議案第 2 6 号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	8 2
日程第 1 2 議案第 2 7 号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	8 3
日程第 1 3 議案第 2 8 号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8 4
日程第 1 4 議案第 2 9 号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について	8 5
日程第 1 5 議案第 3 0 号 村道の路線の認定について	8 7
日程第 1 6 議案第 3 1 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 8 号）	8 8
日程第 1 7 議案第 3 2 号 令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	9 0

日程第18	議案第33号	令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	91
日程第19	議案第34号	令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第4 号)	92
日程第20	議案第35号	令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第3号)	93
日程第21	議案第36号	令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第3号)	94
日程第22	議案第37号	令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算(第5号)	95
日程第23	議案第38号	令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算(第5号)	97
日程第24	議案第39号	令和7年度榛東村一般会計予算.....	99
日程第25	議案第40号	令和7年度榛東村国民健康保険特別会計予算.....	103
日程第26	議案第41号	令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算.....	105
日程第27	議案第42号	令和7年度榛東村介護保険特別会計予算.....	106
日程第28	議案第43号	令和7年度榛東村学校給食事業特別会計予算.....	108
日程第29	議案第44号	令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算.....	109
日程第30	議案第45号	令和7年度榛東村上水道事業会計予算.....	110
日程第31	議案第46号	令和7年度榛東村下水道事業会計予算.....	113
日程第32	発委第1号	榛東村議会の個人情報保護に関する条例の一部を 改正する条例の制定について.....	116
日程第33	発委第2号	榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定に ついて.....	117
散	会	118

○第3号(3月14日)

議事日程	第3号.....	119
本日の会議に付した事件	120
出席議員	121
欠席議員	121
説明のため出席した者	121
事務局職員出席者	121
開	議.....	122
動	議.....	122

日程の追加	1 2 2
追加日程第1 齊藤将史議員の処分を求める動議	1 2 2
日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	1 2 6
日程第 2 議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定について	1 2 8
日程第 3 議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 0
日程第 4 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 1
日程第 5 議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1 3 1
日程第 6 議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 3 2
日程第 7 議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 3 2
日程第 8 議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定について	1 3 3
日程第 9 議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 3
日程第10 議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 4
日程第11 議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 4
日程第12 議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 5
日程第13 議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 5
日程第14 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）	1 3 6
日程第15 議案第30号 村道の路線の認定について	1 3 7
日程第16 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	

	長報告)	1 3 7
日程第 1 7	議案第 3 1 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算 (第 8 号)	1 3 8
日程第 1 8	議案第 3 2 号 令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	1 3 9
日程第 1 9	議案第 3 3 号 令和 6 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	1 3 9
日程第 2 0	議案第 3 4 号 令和 6 年度榛東村介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	1 4 0
日程第 2 1	議案第 3 5 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 4 0
日程第 2 2	議案第 3 6 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 4 1
日程第 2 3	議案第 3 7 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算 (第 5 号)	1 4 2
日程第 2 4	議案第 3 8 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算 (第 5 号)	1 4 2
日程第 2 5	委員長議案審査報告 (予算審査特別委員会委員長報告)	1 4 3
日程第 2 6	議案第 3 9 号 令和 7 年度榛東村一般会計予算.....	1 4 3
日程第 2 7	発委第 3 号 令和 7 年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望 書の提出について.....	1 4 4
日程第 2 8	委員長議案審査報告 (総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告)	1 4 5
日程第 2 9	議案第 4 0 号 令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計予算.....	1 4 7
日程第 3 0	議案第 4 1 号 令和 7 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算.....	1 4 7
日程第 3 1	議案第 4 2 号 令和 7 年度榛東村介護保険特別会計予算.....	1 4 8
日程第 3 2	議案第 4 3 号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計予算.....	1 4 8
日程第 3 3	議案第 4 4 号 令和 7 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算.....	1 4 9
日程第 3 4	議案第 4 5 号 令和 7 年度榛東村上水道事業会計予算.....	1 4 9
日程第 3 5	議案第 4 6 号 令和 7 年度榛東村下水道事業会計予算.....	1 5 0
日程第 3 6	委員会調査報告について (いじめ問題調査及びいじめ防止に関する 条例制定を検討する特別委員会)	1 5 0
日程第 3 7	陳情の審査報告について (文教厚生常任委員会)	1 5 1
日程第 3 8	発委第 4 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定に ついて.....	1 5 4
日程第 3 9	議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	1 5 6

日程第40	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	156
日程第41	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	156
日程第42	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	156
日程第43	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	157
日程の追加		157
追加日程第1	発委第5号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設 への支援拡充を求める意見書の提出について	158
追加日程第2	議案第49号 訴えの提起について	159
追加日程第3	議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第9号）	160
閉会		161

令和 7 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

3 月 3 日 (月)

令和7年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

令和7年3月3日（月曜日）

議事日程 第1号

令和7年3月3日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 報告第5号 専決処分について(榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負
変更契約の締結)

日程第 6 報告第6号 専決処分について(榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負
変更契約の締結)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

2番	吉澤浩一君	3番	浅見隆君
4番	齊藤将史君	5番	須田仁美君
6番	三俣実君	7番	波多野佐和子君
8番	小板橋尚君	9番	生方勇二君
10番	善養寺孝君	11番	清水健一君
12番	早坂通君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長（兼） 会計課長	一倉学君	企画財政課長	富澤光彦君
税務課長	早川弘行君	住民生活課長	飯塚邦守君
健康保険課長	碓井由果君	産業振興課長	狩野宏記君
建設課長	山口誠一君	上下水道課長	岡部貴一君
教育長	須永光明君	学校教育課長	湯澤知佐子君
生涯学習課長	村上誠君		

事務局職員出席者

事務局長	関口健一	書記	天田華子
------	------	----	------

◎開会・開議

午前9時32分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集いただき、開会できますことに感謝申し上げます。

まだ寒い日が続いておりますが、少しずつ春の近づきを感じる季節となつてまいりました。早いもので、私たち第16期の議員任期も残すところ、あと1か月余りとなり、区切りの定例会を迎えました。議員の皆様には会期中、健康に十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願いいたします。

今定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であるとともに、各種条例の改正や今年度の予算の整理のほか、村政の重要な案件が上程されております。議員各位におかれましては、慎重な審議をお願いするとともに、村長はじめ執行部各位の皆様におかれましては、特段のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和7年第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

11番清水健一議員、12番早坂通議員を会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期の日程につきましては、議会運営委員会に付託しておりますので、議会運営委員会委員長から報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔議会運営委員会委員長 清水健一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（清水健一君） 令和7年第1回榛東村議会定例会の会期の決定について報告を行います。

2月21日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行からは副村長、関係課長

出席の下、令和7年第1回榛東村議会定例会の会期の決定について協議を行いました。

協議の結果、本定例会の会期につきましては、本日令和7年3月3日から3月14日までの12日間とすることに決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年3月3日、議会運営委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきまして、委員長報告のとおり、本日3月3日から3月14日までの12日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日3月3日から3月14日までの12日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（生方勇二君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付した文書、諸般の報告のとおりでございます。確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎村長提出議案の概要説明

○議長（生方勇二君） ここで、村長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第1回榛東村議会定例会を招集しましたところ、議員皆様のご出席をいただき開会されましたことに心から感謝を申し上げます。

去る1月8日に飯塚久夫議員が急逝されました。本当に突然のことで驚きました。ただただご冥福をお祈り申し上げますことしかできません。ご家族の皆様にご挨拶と哀悼の意を申し上げます。

議長から発言の許可をいただきましたので、挨拶及び提案理由を申し上げます。

2月26日に発生した岩手県大船渡市の山林火災は、およそ1,800ヘクタール以上を焼失し、現在も鎮火に至っておりません。今回の火災で亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、避難所において不安な日々を送っております皆様に対し、心からのお見舞いを申し上げます。

群馬県にも総務省消防庁から緊急消防援助隊の応援要請があり、2月28日午前零時過ぎ、県で32隊

総員124名が出動しております。うち渋川広域消防本部からも消火隊1隊、後方支援隊1隊の計7名が出動している状況であります。昼夜を問わず消火活動に当たられております消防職員をはじめ全ての関係機関の皆様のご尽力に対し敬意と感謝を申し上げます。一日も早くこの山林火災が鎮火することを心から願うばかりでございます。

さて、私が村長に就任して初めて編成しました令和6年度当初予算は「スタート・チャレンジ榛東」をキャッチフレーズとして新たな事業を積極的に展開してまいりました。「赤ちゃんから高齢者まですべての人にやさしいむらづくり」を目指し、学校給食費とゼロ歳から2歳児の保育料全てが無償化いたしました。子育て世代が仕事と家庭が両立できるよう、保育所や学童保育の待機児童ゼロを実現するため、南小学校の校舎を活用し、南部第四学童保育所を開設いたしました。保育料無償化と合わせ、児童発達支援等の利用者負担を無償化することもできました。

また、路線バス通学定期券購入費助成制度やハイリスク妊産婦の方が周産期母子医療センター等を利用する際のタクシー券の交付制度も創設したほか、認知症診断費用の助成、補聴器購入費の補助制度も新たに設けました。

榛東村に適した地域公共交通システムの構築を目指し、本年2月から高校生以上の村民の方を対象に一律の自己負担額で一般タクシーを利用できるタクシー利用料金助成事業（しんタク）の実証実験も開始いたしました。

国の第1回補正予算成立に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、1人当たり2,000円のクーポン券を今月中に村内全ての世帯に配布するほか、肥料高騰等で大きな影響を受けている村内の畜産農家に支援金10万円を交付する事業も実施し、現在、事業者の皆様からの申請を受け付けているところでございます。

これらの事業を実施することができましたのは、ひとえに議会の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

それでは、令和7年度当初予算につきまして説明申し上げます。

令和7年度の予算のキャッチフレーズですが、こちらは「成長と効率化のバランス予算」であります。

防災中枢機能施設や南小学校の長寿命化工事が完成し、また新たな取組や継続して支援していく事業もある一方、その完成した複合施設の維持管理費、原油価格、物価高騰、人件費の増額、そして高齢化による社会保障関係費など、歳出が減る要素がない中、厳しい財政状況を全職員の共通認識とし、今まで以上に優先度を見極めた選択と集中を行い、財源確保に努め、バランスを取った予算となっております。大型建設事業の最終年を迎え、新しい事業にも取り組みつつ、時代に対応した事業に取り組むため、財源確保に配慮したものでございます。

一般会計の予算総額は74億6,890万円で、前年度に比べ20億8,850万円、21.9%の減の予算となっております。大型事業の完了により、予算総額は大きく減となりましたが、令和7年度におきましても

新たな各種施策に取り組んでいく積極的な予算となっております。

特別会計5会計につきましては、前年度とほぼ同規模の予算となっております。

公営企業会計2会計につきましても平年ベースとなっております。

予算編成に当たっては、新たに予算編成の6つの原則、ニーズベース、地域課題解決、経済効果、関係人口、持続可能性、財源確保を提示し、3年、5年、10年先の榛東村を見据えた予算を編成するよう指示をしました。

お配りしております令和7年度予算説明資料に、令和7年度末の基金の状況について記載がありますが、令和7年度末の財政調整基金残高見込み額が16億2,931万9,000円となっております。令和6年度当初予算ベースでの財政調整基金残高見込み額が16億3,230万1,000円でしたので、昨年とほぼ同額の財政調整基金残高を確保することができました。

継続事業をはじめ大型事業に取り組む中であって、職員が一丸となって行財政改革に取り組み、少しでも有利な補助金や交付税算入のある起債事業等を活用した成果であると思っております。

次に、令和7年度に実施する主要事業につきまして第6次榛東村総合計画に掲げる6つの基本目標に沿って説明申し上げます。

初めに、「健やかで生き生きとしたむらづくり」では、保護者の負担軽減のため、ゼロ歳から2歳児の保育料を所得制限を行わず無償化し、継続的に子育て支援を行ってまいります。

児童保育では、子育て環境の充実を図るため、北部第三学童保育所を開設し、待機児童ゼロを維持してまいります。

自然と触れ合い、そのぬくもりやよさを感じてもらおう木育を促進するため、新たにウッドスタート事業を開始いたします。

定住促進、結婚を望む方の希望を応援し、出会いの場を提供するため、縁結び応援イベント事業を実施いたします。

次に、「人と文化を育むむらづくり」では、小中学校の給食費の無償化を継続し、物価高騰などによる子育て世代の負担軽減とともに、安心して住み続けられるむらづくりを進めてまいります。

誰もが利用しやすく親しみやすい施設となる公民館とおいしく安全な給食を提供する給食センターの整備及び運営を進めてまいります。

特に、学校給食は二学期から榛東産のおいしいお米で炊いたご飯をできるだけ多く提供できるよう、今月中に村内の米生産農家に対するアンケート調査を実施する準備を進めております。

幼稚園につきましては、北幼稚園と南幼稚園を統合し、しんとう幼稚園を新たに開設することとし、幼児教育の充実を図ってまいります。

村内の児童生徒が利用している学習用端末を最適な学びを維持するために更新を行います。

また、昨年度から導入しておりますICT支援員も継続配置することとし、ICT教育の充実を図ります。

子どもの権利が保障され、安心して学べる学校運営を目指し、スクールロイヤーを導入いたします。
次に、「快適で住みよいむらづくり」としまして、高崎渋川線バイパスのアクセス道路の整備を重点的に行うほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業や社会資本整備交付金事業などを効果的に活用し、生活道路等の改良を実施してまいります。

ふるさと公園につきましては、誰もが利用できる公園として、おむつ替えシートやベンチを設置するとともに老朽化したミニ新幹線の更新等を行います。

動物愛護、犬・猫の適正飼育促進の一環として、避妊手術等の費用の助成制度を創設いたします。

地域コミュニティ活動の充実を図るため、その拠点施設であるコミュニティセンターの計画的な改修に取り組んできておりますが、令和7年度は3区コミュニティセンターの改修を行います。

また、現在、実施しておりますタクシー利用料金助成事業（しんタク）の実証実験の結果を分析し、榛東村公共交通対策等検討委員会におきまして、今後の村における公共交通の在り方について、引き続き検討を進めてまいります。

「豊かで活力あるむらづくり」では、本年もふるさと納税の返礼品として本村の農畜産物を普及促進を図るほか、基幹産業である農業の振興のため、効率的な営農を支援しながら担い手の育成に努めます。

東京圏内で学ぶ学生の地元への就職を支援するために、地元企業が行う選考面接に参加する際の交通費を助成します。

もっと多くの方々に榛東村を知ってもらい、PRをするため、しんとうちゃんのぬいぐるみ等を作成し、ブランディング強化や販売促進活動に活用いたします。

「自然と安全・安心を守るむらづくり」としまして、消防団のなり手不足を念頭に、各消防団の詰所等の環境改善に取り組みます。また、消防団のPR動画を作成し、消防団活動の周知と団員募集の強化を図ります。

新たに開館する防災中枢機能施設を活用した防災訓練を実施し、災害時の避難所としての運営方法について検証をいたします。防災中枢機能施設の駐車場にマンホールトイレを整備し、野外避難所としての機能を充実するとともに、防災中枢機能施設の施設内外を活用した避難訓練により、災害時の対応について検証してまいります。

最後に、「自主自立のむらづくり」では、村政の基本方針となる第7次総合計画の策定に向け、引き続き作業を進めてまいります。

昨年度策定しました村DX推進計画に沿って、国が掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向けて、基幹系システムの標準化に取り組むとともに、誰もが身近な施設で書籍等を借りることができるシステムを整備するため、図書施設の図書ネットワーク化を推進いたします。

榛東村の公式LINEを昨年10月に開設いたしましたが、登録者数は2月末現在で1,600人を超えました。より多くの方に登録していただくためにも広報紙、村ホームページ、安全・安心メール等の

各種情報発信媒体を連携させ、迅速で正確な、そしてきめ細かな情報発信に取り組んでまいります。

これらの各種事業を実施する財源として、歳入の2本の柱であります村税及び地方交付税交付金の大幅な増額を見込んでおります。

以上、令和7年度予算の主要事業の概要を申し上げましたが、財政状況を見据えつつ、重要性、緊急性を踏まえたメリハリをつけた予算を編成いたしました。

定例会には、ただいま概要を説明させていただきました令和7年度当初予算8議案を含め、33の議案を提出をさせていただきました。令和6年度各会計予算において、事業費の確定または確定見込みによる補正8件を行うほか、条例関係は12件、うち改正案件が11件、新たに条例を制定するものが1件でございます。指定管理者の指定、村道の路線認定、人権擁護委員の候補者の推薦などの議案も提出をさせていただきました。

慎重審議の上、ご可決、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会期は本日から3月14日までとただいま決定されました。本日から12日間よろしくお願い申し上げます。

◎日程第4 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

7番波多野佐和子議員。

〔7番 波多野佐和子君登壇〕

○7番（波多野佐和子君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

傍聴においでの皆様、お忙しい中、また雨の降る中、おいでくださいますありがとうございます。

今期最後の一般質問になりました。4年前の初登板のときの緊張感と新しい世界との出会いに感動を覚えたことが思い出されます。

様々な出来事がまぶたを閉じると浮かんでまいります。その中でも心に改めて刻まれた思いがございます。それは今年新年早々、志を共にした仲間とお別れです。彼の遺志を受け継ぎ、ご本人が大切にされていた価値観を胸に、これからも歩んでまいりたいと思います。

また、話は変わりますが、埼玉県の高松橋事故を鑑みて、行政と協力し持続可能なインフラ整備や更新を進める責任がございます。そしてまた、先ほど村長のお話にありましたように、岩手県大船渡の山林火災は、山林が隣接する本村も他人事ではございません。施策の立案や予算配分において、優先的に取り扱うべきものと考えます。

今回は、村民の声を反映した事柄を交えての質問とさせていただきます。

では、1問目、人生100年時代に向けた高齢者への自立支援の取組についての質問です。その中でも、高齢者の生活支援の現在のサービス、そしてまた、これから取り組みたいサービス等がございましたらお答えください。

以後、自席に戻り、順次質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。

第6次榛東村総合計画や第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に記述がございますが、村の考える自立支援は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができ、自分の好きなことに取り組み、地域の人との関係を通じて自分の役割を持って生活できることへの支援を事業展開しているところでございます。

高齢者の自立支援に向けた生活支援といたしましては、独り暮らし高齢者や高齢者世帯に対する高齢者福祉事業がございまして、現在16の事業を実施してございます。令和5年度から開始いたしました見守りシール交付事業や令和6年度から開始しております高齢者補聴器購入費助成事業も主な事業となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 確かに高齢になりますと、1年後、もしくはもっと短期間に体の状態が変化いたします。その時点での適切な対応ができるような切れ目のない包括的なサービスを引き続き見守っていただきたいと思います。

次に、高齢者の自立支援としまして、先進的な健康をサポートするための現在の施策、またはこれから強化したい面などがございましたらお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 自立支援に向けた精神的支援の現在の取組といたしまして、保健相談センターでは群馬県と協力し、精神科医師による無料の心の相談を実施しております。また、毎週保健師や栄養士等が健康に関する必要な指導と助言を行い、心身の健康に関する個別の相談、健康相談を実施しております。

また、認知症施策といたしまして、1、認知症診断費用の助成、2、認知症カフェの実施、3、認知症初期集中支援チームの設置、4、地域包括支援センターによる高齢者の相談を実施しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

様々な事業が展開されていることは、本当に心強いことだと思っております。まずは高齢者になりますと、孤独、孤立、独り暮らしというところで、いろんな様々な影響が出てまいります。高齢者でなくても孤独は精神的にも身体的にも健康を損なう可能性がございます。命に関わる重大な悪影響を及ぼすとも言われております。私も以前、一般質問いたしました孤独・孤立対策推進法については、いま一度勉強し、そしてまた進めていきたいと思っております。

次に、高齢者への自立支援として、介護予防についての現在の取組、そして今後の取組等がございましたらお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 自立支援に向けた介護予防支援といたしましては、住民に身近な地域で介護予防教室でありますはつらつ教室を開催し、定期的な運動の機会と地域の方との交流の場を提供しております。教室に参加することで、社会的フレイルや身体的フレイル予防になっております。

また、年数回リハネット渋川の協力により、理学療法士による体力維持の講話や言語聴覚士によるオーラルフレイル予防、口腔の虚弱予防の講話を実施しております。

多くの住民が介護予防を意識し、健康で自立した生活が維持、増進できるような機会を提供しています。

さらに、高齢者が役割を持ち生活ができるように、認知症サポーター養成講座や介護予防サポーター養成研修を実施し、受講後にサポーターとして活躍し、高齢者の社会参加を促しております。

保健相談センターでは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、高齢者の自立支援、重症化予防に効果的な健康教育を令和6年度から実施しております。高齢者の自立支援に係る事業は、毎年実績を確認し、事業の必要性を検討し、内容等を修正しております。

各事業の周知は、民生委員・児童委員協議会の会議や地域包括支援センター主催のケアマネ研修、窓口等の相談、広報やホームページ等でも引き続き周知してまいります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 先ほどに続き、様々な事業展開をされているというところ、心強く思っております。

介護されないようになるための取組等は本当に充実していると思いますが、まず、その窓口、その場所に行くというところで、必ず交通弱者対策の問題が出てまいります。これはもう切っても切り

離せない問題であると私も認識しております。先ほども村長のお話にありました、このしんタク事業、これが足がかりとなりますように願います。

次に、榛東村が住みたい村となる手段・方法について質問いたします。

まずは、自然環境保護と活用について、どのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時4分休憩

午前10時8分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） お待たせいたしました。

次に、（2）榛東村が住みたい村となる手段・方法はというところで質問いたします。

まずは、自然環境保護と活用についてお答えください。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時9分休憩

午前10時12分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど波多野議員おっしゃった環境につきましては、通告はございましたので、答弁のほうを控えさせていただきたいと思っております。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 大変お待たせしました。

ちょっとヒアリングの件で、私自身のミスというところもございまして、今回この榛東村が住みたい村となる手段・方法というところが削除という形になりました。

ここの部分に関しては、できることならばというところでしょうか、この村のよさを皆さんが認識して、そしてまたこの自然を保護しなければ荒廃してしまいます。以前にも申し上げましたが、条例、規則、要綱など設置して保護することを要望するというところで締めさせていただきたいと思っております。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時13分休憩

午前10時15分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 先ほどの議員によります自然環境、こういったことではないのですが、本村で現在進めておりますことを申し述べさせていただきたいと思っております。

本村では「すべての人にやさしいむらづくり」を目指し、令和6年度に次の事業を行っております。まず、子育て環境の整備として、保育料及び学校給食費の無償化を図りました。また、国に先行して村独自の児童手当の充実も行いました。それから、待機児童ゼロを維持するために南部第四学童保育所を新設しております。

続いて、ハイリスク妊婦等への福祉タクシー券の配布、路線バスを利用する学生等の保護者の経済的負担を軽減し、路線バスの利用促進を図ることを目的とした通学定期券補助も始め、利用者から大変好評をいただいております。

加えて、福祉の分野では、高齢者の補聴器購入費の助成、認知症診断費用の助成、手話通訳者を村の講演会等に派遣するなどし、誰もが参加しやすいインクルーシブな行事としております。

次に、認定新規就農者に対する機械等の導入に係る経費の負担軽減を図るための経営発展支援事業費補助金、物価高騰による家計負担の軽減と地域の消費喚起のためのくらし応援クーポン券の発行なども行っております。

また、住宅借入金利子補給制度などの既存制度を継続し、村内産業の振興創業支援制度なども調査研究しております。例えば、雇用創出は、これを移住化・定住化の条件の一つとして捉え、関係部署とも連携し、全庁で取り組んでいきたいと考えております。

また、昨年10月から始まった村公式LINE事業も本日現在、1,651人がご登録いただいております。好きな情報をお好みのタイミングで取り込んでもらえ、村との情報の受発信が24時間可能になるなどして、利用者と双方向のコミュニケーションツールと考えております。あわせて、役場庁舎、保健相談センター、ふれあい館、南部コミセン、スポーツアリーナのWi-Fi整備も行っております。

結びとして、本年2月から開始されたタクシー利用助成事業、いわゆるしんタクの実証試験も住みたくなる村への飛躍策だと思っております。交通事故リスクの減少、自動車保有コストの削減、高齢者等の自由な外出が増え、幸福度や健康寿命が増進し、移住促進や人口流出の抑制にも貢献し、地球に優しい環境づくりを続けることができれば、住みたい村となる、選んでもらえる村となるのではないかと考えております。2月末日現在で、こちらしんタクのほうは103人の申請があったところでございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） この村のよさをアピールするということは、この村の活性化になります。また、地域とのつながりというところも、皆さんの生き生きとした生活を守るというところで十分必要があると思われまます。

前橋の友人2人は、もうすっかり榛東の農産物のファンになりまして、ブドウ、リンゴ、イチゴ、野菜、卵、お米などの購入を年間を通して楽しみに来村しております。そのような関係人口を増やし、村を応援してくれる仕組みづくりも非常に大切だと考えます。また、ほかの自治体では、観光親善大使を公募して魅力をアピールするポストを設置しているところもございます。検討を考えてもよろしいのではないのでしょうか。

次に、通学路の危険箇所や街灯が少ない場所の確認とその対応について質問いたします。

まずは、危険箇所の確認を学校側はどのような形で、どのようなタイミングで年に何回ほど行われているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 通学路につきましては、令和6年第2回の定例会において答弁しております。答弁の内容は繰り返しになりますけれども、年に1回、5月のクリーン作戦の際に、保護者と児童と一緒に歩いて危険箇所を確認するなどして、学校は情報を集約しております。集約した情報を基に通学路の危険箇所を抽出し、夏に合同点検を行い、対策を講じたり対策の要望を上げたりしております。

歩車分離等、道路そのものの課題につきましては、点検結果に基づき、関係機関に対策の要望を上げております。しかし、見通しの悪さや交通量の多さ、道路の幅員の狭さ等に起因する危険箇所につきましては、効果的な対策が講じられない箇所もございます。また、信号機や横断歩道など警察庁が定める設置基準を満たさないと設置できないものもあります。そうした場合には、学校における安全教育を徹底することは無論ですけれども、地域や保護者の皆様の見守りについて協力をお願いいたします。

なお、防犯灯の新規設置に関する要望に関しましては、各自治会長さんを通して上げていただくことになっております。学校に要望が寄せられた場合には、自治会長に依頼をし、要望が確実に村に届くようにしております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） とある企業では、小学校の長期休みに親子であったり、友人、家族同士

であったり、タイムは関係なく通学路を点検しながら歩き、その結果を図にまとめたものをコンクールで発表する事業をしていると聞きました。そのようなものを活用するのもよいのではないのかと思われます。

この質問は、村民の声というところでございまして、度々村民から上げられているこの質問ですが、いま一度、担当課としての確認と対応をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） そうすれば、先ほどお話がございました新規で防犯灯を設置するための方法というところでございます。令和6年第4回榛東村議会定例会での吉澤議員の一般質問での答弁したとおりでございます。防犯灯の新規設置に関する要望につきましては、各自治会長を通じて毎年度、地元の要望を取りまとめていただき、報告していただいた内容を精査いたしまして、また、現地を確認した上で、光のまぶしさによる光害にも配慮しつつ設置をしております。

令和5年度につきましては、12月補正予算において、当初予算から防犯費、こちら予算を増額いたしまして防犯灯の追加設置を実施しております。

なお、今年度に自治会長から要望のありました箇所につきましても、ほぼ要望された箇所に設置できる見込みとなっております。

今後も自治会長さんから提出されました防犯灯の設置要望につきましては、村の防犯及び交通安全の向上のため、予算を理由に対応が遅れることがないように実施してまいりたいと思います。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 要望された箇所に防犯灯がほぼ設置されているという状況を伺って安心いたしました。これ、村民の声というのが毎回取り上げ、上がってくるんですけども、要望したい場合、どのような進め方をしているのかというのが実際のところ、住民はあまり知らないというのかな、分からないというところだと思うんです。周知を引き続きお願いしたいと思います。

次に、自然豊かな村の特徴を生かした、子どもが遊べる公園の設置についての考えはいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 波多野議員の発言されている自然豊かな村の特徴を生かした公園の具体的なイメージ、なかなか捉えづらいものですが、村には現在、様々な公園や広場がございます。

一例ではございますが、茅野公園では、縄文時代後期後半から晩期前半を中心に営まれた集落の跡地である榛東村茅野遺跡の保存を目的とするとともに、当時の植生を参考とし、公園内に様々な木々

を植栽しているほか、地元3区百姓会の協力で植栽されたヒガンバナは、秋に満開を迎えます。また、夏は芝生広場にタシキの木漏れ日が落ちるなど、自然を感じられる公園でございます。また、ミニ鉄道やバッテリーカー、複合遊具を配置しているふるさと公園では、桜やサツキ、ツツジ、アジサイなど季節ごとに花が咲き、楽しめます。また、春祭りや夏祭りなどのイベントも実施しております。

村の公園の位置づけとしましては、都市公園の街区公園として位置づけられる大宮公園、下新井公園、宿公園、親水公園、下前公園、倉海戸公園、反田公園、防災広場が整備されております身近な公園広場としましては、長岡緑地公園、新井緑地公園、つつじヶ丘児童公園、リバーサイド公園、ハイランドヒル公園、広馬場公園、雛子公園のほか、12か所のちびっこ広場が村内に点在しております。

徒歩で訪れることのできる身近な公園や広場、自転車や自動車などで訪れることのできる公園など、今後も維持管理をしております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 歩いてみますと、本当にこの村は遊びやすい、その場所、場所によって趣の違う公園が設置されております。そういったところも村民の皆さんに分かってもらってもらえれば、もっと村内で楽しめる空間が見つかると思います。やはり榛東村は自然が豊かな村であるということは皆さんが思っていること、そのような村民の声がありますので、できればぜひ第7次総合計画の中で組み入れていただきたいと存じます。

次に、歩道の段差や亀裂などの修復についてですが、村としてはどのように確認しているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 歩道や村道などの傷みにつきましては、日頃から職員が巡回するとともに、連携協定を締結している企業等からの情報提供や住民からの連絡などに対応し、確認しております。また、榛東村公式LINEの道路等の異常通報による情報提供、電話やメールなどの情報をいただいた場合には、場所の確認を行い、補修等を実施しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 公式LINEの道路等の異常通報のところ、私も一度やったことがございます。そうしたら、もう本当に速やかに対応してくれたというところで、これはいいシステムが入ったなと思いました。

次に、榛東村から八木原までの直通のバス路線がございません。通学等で八木原駅を使う方の公共

交通の新規路線の要望が実際ございます。それについてはどうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） まず、最寄り駅への交通移動手段のお尋ねですが、現在、本村からJR駅に向かう路線バスとしては、群馬総社駅及び前橋駅までの運行が前橋榛東線の1路線、高崎駅までの運行が高崎榛東線北高崎駅経由、高崎伊香保線北高崎駅経由、イオンモール高崎線の3路線で、渋川駅までの運行が箕郷渋川駅線の1路線で、運行頻度は、平日には前橋駅、高崎駅方面には約1時間に1本、渋川駅線方面には二、三時間に1本の運行がなされております。

なお、そのうち前橋榛東線及び箕郷渋川駅線については、本村からの委託路線であります。委託路線とは、村から赤字欠損に対する補助金が充てられている路線のことです。利用者を確保しないと廃止されてしまう可能性が極めて高い路線のことでございます。その他の路線バスも、バス事業者からは運転手不足等により新規路線の開通は非常にハードルが高いと聞いております。

現在、本村では、公共交通対策の観点から、住民代表や有識者で構成されている検討委員会を設置し、榛東村に適した村民の日常生活の移動手段について、まさに検討を行っているところであります。そして、検討を重ねた結果、村内在住者が村内間の移動または村内から八木原駅もしくは群馬総社駅までの移動で一般タクシーを利用する際に、実際のタクシーの利用料金にかかわらず一定の利用者負担額でタクシーを利用できるよう村がタクシー利用料金の一部を助成する、いわゆるしんタク事業を本年2月3日から7月31日までの6か月間で実証試験を実施しております。

なお、その運行範囲には八木原駅も入っておりますので、ぜひしんタクをご利用いただければと思います。

なお、村内から八木原駅までの移動については、1運行当たり片道1,800円の利用者負担額となっておりますので、ぜひご家族乗り合わせでご利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 新規路線の設置というのは難しいということは理解できました。そして、今回のしんタク事業の実証実験、期待したいところがございます。また、それにかかった予算が無駄にならぬこと、そして、それを願っての次の質問に移ります。

歴史的資料や伝統芸能の保存継承について。

太平洋戦争後の暮らしや歴史的価値のある民具などを展示した歴史資料館の設置について、村の考えをお願いします。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 波多野議員には、令和6年第3回定例会におきまして同様のご質問をいただき、その際も答弁をさせていただいておりますが、資料の保管や管理に係るスペースの問題、施設の維持管理、財政的な理由から、村としましては新たに歴史資料館や郷土資料館を設置する計画や予定はございません。

なお、郷土資料につきましては、耳飾り館内に収蔵しております。現在開催中の企画展、昔の暮らし展やロビー展示などで公開をいたしまして、活用を図っているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 確かにそうです。令和6年に私は1回この質問をしているところですが、これも村民の声というところで反映しております。

建物を造るとなると、財政的に厳しいのは理解できます。ですが、歴史をおろそかにして未来はないと言われぬように、歴史的価値があるもの、また榛東村にゆかりのある書物など、継続して取り扱ってほしいと願います。

次に、獅子舞や神楽を保存継承するため、学校の授業の一環として伝統芸能の鑑賞や体験を取り入れてみてはどうかと思います。現在の取組についてお願いします。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校におきましても、地域や地域に残る伝統芸能は貴重な教育資源だと捉えております。総合的な学習の時間、学級活動、学校行事などで地域の有形無形の文化財を題材とした探求的な学習が現在も展開されております。地域の文化財を地域の方から直接学ぶ機会を持つことは、子どもたちの地域愛を育むことにもつながると考えております。

1月の校園長会議におきましても、来年度の教育課程編成に向け、地域の文化財の活用、地域人材の活用について指示をしております。また、年度内にも既に地域の皆様、保存会の皆様が連携して学校や幼稚園での発表、それからワークショップ等、ご協力をいただいております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 各保存会の連携により、伝統芸能を盛り上げたいという熱い気持ちが伝わってきております。引き続き、皆様の声を大切に行政としての協力体制をお願いいたします。

今後、さらに計画等はございますでしょうか。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほども申しあげましたけれども、来年度の教育課程に盛り込むようにという指示を出しておりますので、現在、学校がそういった文化財の活用について計画を立てていると把握しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 期待したいところでございます。

先日、南コミで2回にわたり榛東子ども神楽ワークショップが開催されましたが、6団体の保存会の方々が伝統芸能の保存継承に真摯に向き合って活動されております。村としてもありがたいことだと思います。これらは全て皆様の善意で成り立っているものと思われまふ。行事の運営にしましても、最近の物価高騰で運営が大変になってきているのではないのでしょうか。もちろん皆さんは、費用云々ということではなく活動をされていると思います。

文化協会は、村民一人一芸を目指しております。それに応えるべく、作品展や発表会など多くの村民が参加しております。一芸をお披露目できる場所の提供を支える、趣味で潤いのある生活の向上のお手伝いをしてくださる文化協会等の補助金の増額を検討してみたいと思ひまふ。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議員からもご質問のあったとおり、村の重要無形文化財として村の指定を受けている7団体の活動に対しましては、村から1団体当たり4万5,000円の補助金を交付しているところでもございます。また、今、文化協会に対する補助金の増額というご質問でございましたが、これにつきましては、今後、調査研究をしまひりたいと思ひまふ。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 健康寿命を延ばして人生の先輩が生き生きとしている姿は、若い方々にも安心と希望を与えます。以前に、「年を取ったら教養と教育が大事だ」と聞きました。何かしらと思ひました。それは、今日用事がある、今日行くところがあるということださうです。その行く先を持続可能にするためにも、母体となる団体の支援をよろしくお願ひいたします。

次に、中央公民館の開館について質問いたします。

今年の秋に完成予定の防災中枢機能施設の新しい中央公民館がどのようなものなのか、住民の関心は高いです。まずは、インクルーシブの視点から施設のバリアフリーの対応についてお願ひします。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 新しい公民館でございますが、まず一階建て、平屋建ての施設になる予定でございます。バリアフリーに対応した施設でございます。また、施設内に多目的トイレを2か所設置をいたしますが、1か所にはユニバーサルシート、1か所はお子さんに対応できるシートの設置をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 昨今は、このバリアフリーというところがもう本当に公共施設にはなくてはならないというところで、手落ちのないような設計がされていると思います。

また、それとはちょっと異なるんですけども、今はもう、トイレの話が出たんですけども、公共施設に男性用トイレにもサンタリーボックスを設置しているところが増えておりまして、トランスジェンダーの配慮からも含めて、導入がされていないようであれば、検討されていないようであれば進めていただきたいと思います。

次に、職員の配置についてです。

限られた予算の中で人員を増やすのも大変かと思いますが、ホスピタリティが高い施設であってほしいです。職員の配置を教えてください。

○議長（生方勇二君） 須永教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） 新しい施設についての職員の配置ということでございますけれども、現在、4月1日に向けて人事異動の計画を立てているところでございますので、現状においては、お答えを控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 開館したときには、皆様がスムーズに施設が利用はできるような職員の配置を切に願います。

また、お隣の吉岡町役場や銀行の窓口には、気さくにお声がけしてくれて手続などのお手伝いや困り事などを対応してくれる職員、最近ではコンシェルジュとも言われておりますが、その方々が配置されております。ぬくもりが感じられる施設、適材適所の人員配置で誰からも愛され、足を運びたくなるような施設運営をお願いいたします。

次に、施設の運営や利用促進について、今後、どのような展望や計画がありますでしょうか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 新しい公民館のテーマでございますが、ギャラリーホールを中心とした集いとにぎわいの拠点となっております。村民の皆さんが気軽に立ち寄り、交流する施設、各種講座やサークル活動、イベントなどが活発に行われる村民が集い、にぎわいのある施設としていくことが新公民館のテーマとなっております。

また、公民館活動としての利用はもちろんのこと、自主学習を行う場所、子育て家族が触れ合う場所など、赤ちゃんから高齢者まで村民誰もが利用しやすく、集える施設、村民に愛される施設をコンセプトに備品の整備等を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） とてもそのテーマがすてきです。多世代利用者で施設がいっぱいになるように、そんな皆さんが集えるような施設を村民全員が願っていると思っております。

次に、開館の時期や式典の計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 現在、外構工事を進めているところでございます。開館時期につきましては、令和7年秋頃の開館を目標としてございます。令和7年度当初予算に、開館時、オープン時に関係者を参集した式典に係る予算を計上させていただいたところです。開館を記念したイベントにつきましては、新公民館の開館にふさわしい内容となるような行事、イベントを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 村民の期待は大きいと思っております。これ私個人の考えなんですけれども、式典はなるべく、できるだけ費用を抑えて、そして、まずは、主役は村民です。例年開催のイベントの最初に入れ込むような形でもいいのではないかなとも思われます。その分、開館後の充実に費用を充てていただいたほうがいいかと思っております。

次に、先日、切実なお声を頂戴いたしました。通っているお教室が南コミの2階で行われているとのこと。会員が高齢になり、荷物を持つての階段の上り下りが危うくなってきたとのこと。南コミの玄関先にあるボックスに要望書は提出しているようです。現在の利用団体との調整はどのように進めていくのかをお願いします。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 昨年10月になりますが、中央公民館をはじめ、南部コミュニティセンターや隣保館、耳飾り館などの施設を利用してサークル活動などを実施している団体の代表の方にお集まりいただき、防災中枢機能施設、新しい公民館の説明会を実施しております。その説明会の際ですが、防災中枢機能施設の概要に加えまして、新公民館内に予定している各部屋の広さや設備、想定されている使用目的等についてお話をしてきたところでもございます。また、各種団体の皆さんとは、今後も調整を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） まずは、公平公正を前提に、施設を利用する住民の安全を第一に考え、現在利用されている団体の皆さんが気持ちよく活動できるように調整をお願いいたします。

次に、給食センター、もう2学期から給食の提供は始まるようですが、過日の新聞でもありました沼田市では、新しい給食センターのお披露目として市民に給食の試食会が行われたようです。本村では、どのような考えでいるのか伺います。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 子どもたちが食べている榛東のおいしい給食の試食の提供計画についてということでご答弁させていただきたいと思います。

9月に新しい給食センターでの給食提供が開始されます。これまでは炊いた米を購入して提供しておりましたが、新センターではお米を炊いて提供いたします。榛東のおいしい給食を子どもたちだけではなく、広く試食会という形で提供してほしいという村民の皆様のご願いは承知しております。しかし、現段階では、まず子どもたちに新しいセンターから全てのメニューを確実に配送するという点に軸足を置いて準備を進めているところです。新センターで一定期間、おおむね順調な調理、配送ができるということを確認した上で、村民の皆様をはじめ、外部の方への試食提供について既に研究を始めております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） やはり児童がどのようなものを食べているか興味があると思います。新たに炊飯設備が導入されたというところで、ご飯の炊き方やそのお味も確認したいところがございます。特に榛東づくしという給食の献立がございまして、私も、その生産者や、またどんな食材が使用されているのか知りたいと思います。落ち着いたら、住民の皆さんの税金で賄われている給食費、食材、その公開等、皆様に伝わるような、そういった行事を、その機会を設けていただけたらと思いま

す。

最後の質問は、猫の助成というところでございますが、今年度、令和7年度の計画のところ、それができませんでした。これ私も3回質問させていただきまして、本当に取り上げたかいがございます。野良猫被害を訴えてきた女性も喜んでくださると思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにいたします。

傍聴においでの皆様、本当にありがとうございました。失礼いたします。

○議長（生方勇二君） 以上で質問順位1番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時51分休憩

午前11時5分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

ここで訂正をさせていただきます。私の冒頭の挨拶の中で、議員の任期、期間を16期ということで発言をしたんですけれども、正しくは17期の間違いでございますので、おわびして訂正を申し上げます。よろしくをお願いします。

質問順位2番、齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

4番齊藤将史議員。

〔4番 齊藤将史君登壇〕

○4番（齊藤将史君） 傍聴席の皆さん、私のためにお集まりいただきまして誠にありがとうございます。榛東村の地下に新幹線の駅を造ると言っております齊藤将史です。

今日の質問になりますけれども、今日は、移民、日本政府は今現在、移民ということを認めていないというふうには言っておりますが、実際に状況を見てみると、2012年の時点で外国人労働者が68万人だったものが2022年には外国人労働者、250万人に達しています。

つまり日本の歴史において、当然日本も鎖国、1868年かな、1858年に鎖国が終わり、その後、日本政府が1868年にできました。その後、当時の国際状況を見ると、周りは、日本以外のアジア圏、南アメリカ、アフリカ圏、そういった地域では植民地支配がなされていました。当然白人による植民地支配で、それに伴って黒人奴隷ということが世界各地で使われていました。状況的にはそういう状況で、日本は開国を行い、日本政府は白人の国々、特に白人の国々と国交を樹立していく、そういうような状況です。

それに伴って、日本も今は移民を受け入れている状況ではありますが、日本人が海外に出ていく、日本人移民というのが世界各国に、先進国ですが、渡っています。その後、ちょっと後ですけれども、第三国、白人の国とは違う国に日本移民がある意味、徐々に多く渡るようになっていきました。実際には、一番最初に入植者、南米でペルーに日本人が入植し、アメリカには当然それ以前からずっと入

っていましたが、その後、ブラジル、1807年ぐらい、そのときぐらいからブラジルに移民が大量に入り始めました。

現在、ブラジルにおいて日本移民、日系ブラジル人というふうに表示したほうがいいのかもかもしれませんが、200万人を突破しています。つまり、ブラジルの日系移民は200万人を突破した。日本の現在の外国人労働者の流入数は200万人を突破する、そういう状況になってきた。幾ら日本政府が移民を認めていないとはいえども、状況的にはもう移民を認めている、認めているというか、移民がかなり入ってきているというような状況になっていると私は考えています。

当然ながらそこには法律というものがあり、それによって、厳密には、厳格には移民と外国人労働者、外国人居住者というふうに分かれています。今の日本国内の状況を見ると、至るところで海外から流入してきた人たちの日本人とのあつれき、問題、そういったものが多くなってきています。

では、ここで本来の質問に移りたいと思います。

公共施設の保守点検について。

(1) 番、学校の日常で利用される設備備品の保守点検はどのように行っているか。(遊具、トイレ等)。回答を。

○議長(生方勇二君) 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長(湯澤知佐子君) 遊具、トイレということでございますので、まずは遊具のことからお話をさせていただきたいと思います。

子どもの事故の未然防止のため、学校保健安全法施行規則第28条の規定に従って毎学期1回以上、子どもたちが通常使用する施設、設備の点検を行って、それらに起因する事故の防止に努めています。また、遊具については、年1回、業者に依頼して遊具点検も実施しております。

トイレについては、利用する子どもたち、職員、日常的に利用しておりますので、不具合については、逐次報告を受けているというような状況でございます。

以上です。

○議長(生方勇二君) 齊藤議員。

[4番 齊藤将史君発言]

○4番(齊藤将史君) 遊具の点検等々については、常日頃の、ある意味問題が発生したときに、生徒なり、あるいは地域の住民の人たちから問合せがあると。例えばトイレ、外に設置されているようなトイレ、これに関してはそういった連絡が入るとは思います。そのときにすぐ対応するのか、予算の関係で時間がかかるのか、そういった問題はありますけれども、できるだけ早く使えるようにしていってほしいと思います。

役場のほうの公共施設ですけれども、そちらに関してはどのようにになっているのか回答を。

○議長(生方勇二君) 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 役場庁舎のトイレの件でございます。こちらにつきましては、清掃業者へ業務委託を行っており、清掃時に点検、確認をさせていただいております。故障を発見した際につきましては、庁舎を管理する、担当する総務課へ報告をさせていただいております。その後、早急に業者へ修理を依頼しております。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） こちらも同様に、連絡があったら、予算の関係も含めて早急な対応をお願いしたいというふうに考えています。

先ほども度々話に出ていますけれども、予算の関係で時間がかかるものとかからないもの、そういった関連で、不具合が発生してから修理が完了するまでどの程度の期間を要するのかというのは、これは質問として、質問の回答としては結構難しい部分もあるとは思いますが、回答できる範囲内で結構ですので、教育委員会のほうからよろしくお願いします。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 子どもたちの安全・安心な生活、学習環境に必要な施設、設備の備品の修繕については、明確に目標を定めてというようなことはしておりません。代わりとなる手段、設備の有無、それから優先度等によって対応を都度決めております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 役場の公共施設に関しまして回答させていただきたいと思っております。

特に機械器具等につきましては、なるべく早期に修理してもらうことを想定しておりますが、特段、修理期間の時間的な目標値等はありません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 難しい質問の内容だったんですが、通り一辺倒な回答というふうに、こう回答せざるを得ない部分というのがありますので、これはこれとして次の質問に移ります。

セキュリティ・クリアランスについて。

主として不正に情報を取得する行為が頻発していることを踏まえて、特に現在、中国に関しては、国策として軍民融合政策というのを取っています。それに伴って、中国国内の国内法において、それ

は海外の中国人に対しても何か有事があった場合には、中国の、ある意味情報機関として動かなければならないというような法律も制定をされています。

こういった観点でこの質問をするわけですが、（１）番、情報における権限等管理はどのように行っているか。回答を。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 役場が保有するパソコン端末等からアクセスする情報については、まず職員ごとにID、パスワード、生体認証等による管理をしており、事前に登録した職員以外がアクセスすることはできません。また、関連しない業務の情報等にはアクセスできないように管理をしております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔４番 齊藤将史君発言〕

○４番（齊藤将史君） 情報管理に関しては十分注意していただいて、外部の人間が情報をおいそれと取得できないような状態、そういったものを常に継続していってほしいと、そのように考えています。

では、（２）番、情報の持ち出し（メンテナンス作業等も含む）の場合の管理はどのように管理をされているか。回答を。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 役場が保有しますパソコン端末等には、セキュリティーデバイス等の管理ソフトがインストールされており、外部のUSBデバイス等を差しても情報が持ち出せないよう設定されております。

住民情報等は外部のデータセンターで強固なセキュリティーの下、管理をされております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔４番 齊藤将史君発言〕

○４番（齊藤将史君） 私は、皆さんもご存じのように都市銀行に勤めておりましたけれども、そのときの情報管理、徹底的な情報管理というのは皆さんが考えているよりもかなり厳しい。実際に、約30年ぐらいほど前ですけども、忙しい時期などでは、仕事の持ち帰りというのをよくやっておりました。それは、私だけではなく、銀行に勤める職員全員、そういった状況で様々な資料というのをかばんに入れて持ち出すというふうなことになりますけれども、その場合は書類に何を持って帰るのか、何を持ち出すのか、そういったものを一覧表として提出してそういう状況で家に持ち帰って仕事をす

るというようなことをやっていたけれども。管理、管理というふうに口を酸っぱくしても、やはりそこは事故が起きたり、盗難が起きたり、そういったケースは間々あります。どこかに荷物の入ったかばんを置き忘れる、あるいは、ひったくりに遭って取られてしまう、落とす、そういった状況が間々ありました。

セキュリティに万全を期すというのは、もちろんのことなんですけれども、その上で実際に情報を持ち出さないというような手段、そういったことを考えて仕事の効率も含め、今後皆さんで考えていってほしい。

では、次に、(3)番、外国人の当村への流入について。

(1)番、外国人居住者数の推移はどうなっているか。これは、先ほども申し上げたように、2012年の時点で68万人だった外国人労働者の流入が、2022年には205万人というふうになっています。それに加えて、各都道府県別の外国人労働者を見てみると、去年の時点で78万人だったかな、失礼しました、外国人労働者の群馬県における去年のデータで総県民に対する外国人労働者の比率は3.77%になっていると、そういうデータも出ています。そういう状況の中で、榛東村も外国人の流入はどの程度になっているのか。

では、もう一度質問します。外国人居住者の推移は、今現在、榛東村でどの程度になっているのか。回答を。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 村の直近の様子を申し上げますと、令和5年3月31日では232人、令和6年3月31日では282人となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） ある程度増えているというふうなことで考えていいのか、パーセンテージはどの程度のパーセンテージなのか、そこまで計算していれば。回答を。

していない。であるならば、取りあえず、データによると、海外の研究者、特に白人の世界の研究者たちが特に言っておりますけれども、白人の世界はもう移民の国です、ほぼ。アメリカを筆頭に、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、それは冒頭でも言いましたけれども、黒人労働者、黒人奴隷として連れてこられた皆さん、人たち、そういった各国の流入とその後の世界情勢、世界の不安、戦争や内戦、紛争等々によって難民化したアメリカ、ヨーロッパの近隣諸国の人たち、そういった陸続きの人たちがアメリカやヨーロッパのほうに流れていくというような状況に現在なっています。

なおかつ、日本にもそういった難民申請をする目的で海外から、わざわざ高い飛行機代を払って日

本に渡ってくる。私から見れば、そういう高い飛行機代で来る渡航者、言わば渡航者と同じようなもんですよ、結局は。それだけお金を持っているのであれば、難民とは認められないというのが普通です。そういう状況下で、実際に日本に流入してきている、榛東村にも流入してきている。

では、(2) 番の質問に移ります。

今、世間で騒がれている外国人居住者の問題（治安悪化や住民トラブル、墓地問題ラマダン等）、ここではラマダンと書いてありますけれども、ある意味そういった行事です。そういったことで社会に影響があるということは私自身はあまりそのことについては聞いたことはありませんけれども、もしあるのであればということで、そういったことで発生、何か問題、トラブルは発生していないか。回答を。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 住民生活課におきましては、そのような相談はございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） ここには、墓地問題というふうに括弧書きで記されておりますけれども、実際に火葬か土葬かというふうな、具体的に言えばそういう状況で問題が発生してきています。

皆さんもご存じのように、土葬、人間が亡くなってそれを直接土に埋める、それが土葬です。これはお分かりだから説明するまでもないんですが、日本の風土を見ると高温多湿の地域です。今現在、土葬されている地域、土葬したいと言っている人たちの住んでいる地域は、高温で乾燥、なおかつ夜間は氷点下になる地域です。つまり、何を言いたいかということ、そういった人たちの住んでいる地域は、乾燥が進む地域だということです。そもそも、日中は乾燥していますから乾燥します。氷点下になれば、フリーズドライというふうなことで、これも乾燥につながる現象です。そういう地域と日本国内の高温多湿の地域、当然日本も土葬をしている時期はありましたが、そのときには先ほども申したような鎖国の時代です。海外から、外から疾病が持ち込まれるという状況というのは極端に少ない時代、そういう状況です。なおかつ、日本は風水害が多く地震もあります。そういった状況で、むやみに土葬の墓地を増やした場合、大雨があつて表面が流れて中身が露出する。地震で中身が露出する。そういった場合に、防疫管理、つまり疾病対策につながる防疫管理、そういった危険性があるということをお皆さんに知っておいてもらいたい。日本国内から少なくともCOVID-19のような、最近ありましたけれども、そういった伝染病を世界にばらまくような状況にする状況になってはならない。そういった観点から、私自身は榛東村のみならず日本国全土においては、土葬の風土は必要ないというふうには私は考えています。

これは各地方自治体の考え次第ではありますが、日本人のほとんどの皆さんは、土葬の風土は要

らないというふうな意見、合致していると私は確信しています。

では、(3)番、これはもう発生している場合、どのように対応しているか。優遇措置などを行っていないかということなんですが、問題が発生していないということに関しては先ほどの回答で分かりました。

次の、また、優遇措置など、例えば国民健康保険、あるいは生活保護、これも各地で問題になっています。そういったことに関して優遇措置が取られているか。ここで国民健康保険の加入要件、つまり、海外から来た人の住民になってから、住民申請されて榛東村の榛東村民になってからどのくらいの期間で健康保険が利用可能になるのか。これに対して、優遇はされていないのか、それについても回答を。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 優遇措置につきましては、一般적으로ございません。それから、国民健康保険の加入要件につきましては、通告にございましたので、資料ございませんので、お答えを差し控えさせていただきます。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 通告になくても、大体質問の内容で優遇措置云々について聞いているということで、取りあえず議会の会期中にその辺のところを調べて、健康保険の加入資格、取得からどの程度というか、先ほど申し上げたように、榛東村の住民資格を取得後、どの程度で健康保険の適用に至るのか。その辺の期間について会期中に回答を願いたい。

そもそも、この健康保険ですとか生活保護についても各都道府県で問題になっています。それに加えて、裁判である意味判例という形で結論が出ているところもあります。あるいは、政府からの国民健康保険課長や厚生労働局長のほうから通達が回っているというふうにも聞いています。その部分に関して、関係している質問の内容にはなっているつもりで質問をしておりますので、その辺のところも加味しながら、会期中で結構ですので先ほどの健康保険に関する質問、回答のほどをよろしく願います。

では、私の質問は以上です。

○議長（生方勇二君） 以上で質問順位2番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時30分といたします。

午前11時39分休憩

午後1時30分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に質問があった齊藤議員の回答について、執行のほうより回答いただきますのでお願いいたします。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 午前中に齊藤議員の一般質問においてご質問いただきました外国人国民健康保険の適用につきまして、お答えさせていただきます。

原則といたしまして、被用者保険等に加入していない外国人であって、市町村に住所を有する外国人の方につきましては、例外規定もございますけれども、基本的には国民健康保険が適用されるということでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 質問順位 3 番浅見隆議員の一般質問を許可いたします。

3 番浅見隆議員。

〔3 番 浅見 隆君登壇〕

○3 番（浅見 隆君） 先に、傍聴の皆様、今日は雪が降ったにもかかわらず、ご来場いただきましてありがとうございます。

それでは、一般質問を始めたいと思います。

先ほど、齊藤議員のほうで歴史のほうの関係で話をさせていただきましたが、私のほうも、これPFASといいまして、炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物のこの問題につきまして、世間でいろいろとうわさされていまして、もう総括的に私のほうから質問させてもらって、皆様に分かるようにお伝えしたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

この件につきまして、歴史の勉強じゃないんですけども、このPFASが地球上で扱われるようになりましたのは、1940年代に遡ります。これアメリカの3M社というのが製造販売しまして、非常に品質的には世の中の物をありとあらゆる物にわたっています。これが有害物質だと、大体世界的に皆さん問題にし出したのが2000年以降だったんですね。それで、日本では、この3M社というのはアメリカの会社なんですけど、化学電気素材メーカー、粘着テープだとか研磨材、電気絶縁体、セラミック材料、産業用製品等あらゆる産業に商品を販売しまして、世界中に販売していました。これが2000年になってパッタリとやめたんですね。このやめた理由というのは、この会社の研究員、この方たちが地球上に残してはならない物質であると明言して、この会社は会社の理念として環境保全、企業責任、社会的責任、経済発展を通じて地球の持続可能性に貢献している会社なので、これで2000年にやめると決意しました。

その途端に日本の大手の化学工業メーカーが生産の工場を増築しまして、主に工業地帯なんですけど増産体制を組みました。2000年から2016年ぐらいまで製造販売した製品が今、現実にPFASという、この横文字なんですけれども、PFAS（P、F、A、S、ピーファス）これが総称になっています

が、こういう形で皆さんに不確かな情報でもって浸透しております。

これにつきまして、また質問してまいります。このPFASというのは、総称でありまして1万種以上のフッ素化合物から合成されたものです。現在、1万種ぐらいあるんですが、この中の2種類だけが取りあえずこれは駄目だということで、PFOA（P、F、O、A、ピーフォア）、これともう一つのPFOS（P、F、O、S、ピーフォス）、この2種類は限定されて製造販売は禁止になっております。

最初の、横文字で申し訳ないんですが、また説明で言うと思いますが、PFOAというのは、水や油をはじく製品、撥水加工、また防水加工、半導体のICをつくるレジスト、こういったもの、また、よく皆さんがご存じのフライパン加工、フッ素樹脂製造時の加工補助剤、こういうものに使われてまいりました。これが今問題になっているので、化学番号を変えて違う品質で今製造販売されております。

もう一つのPFOS（P、F、O、S、ピーフォス）、揮発性の高い航空燃料の泡消火剤などに使われている、これが今、自衛隊関係、航空関係、航空自衛隊とかアメリカ軍の米軍基地、この泡消火剤の消火剤の処理で問題になっている。これは、沖縄を中心に47都道府県で沖縄が一番最初です。今、現在も沖縄が一番ひどいです。そういう関係で自衛隊関係、陸自、航空自衛隊関係を調査して上げた結果が昨年11月25日の新聞には載っていましたが、そういう関係で世間を一応騒がせたということはありません。

これについてまた、後ほどの設問の中で申し上げさせてもらいますが、こういうことで今回横文字でちょっと難しいとは思いますが、ナノグラムというのはご存じな方いるか分かんないですけども、質問じゃないんですけども、ナノという世界に皆さんをお連れします。ナノというのは10億分の1なんです。笑っていますがね、ピコというのは、ダイオキシンの関係、これ1兆分なんです。ゼロがうんとついてきます。ゼロが9とゼロが11で、ナノにピコになります。だけど、今回はピコじゃなくてナノです、ナノというのは10億分の1、分かりづらいと思うんですけども、それちょっと覚えておいてください。これは後樂園球場いっぱいの水の中に、たった小さいスプーンの1.2グラムの溶液を垂らしたのもの、これが1ナノグラムです。ものすごく小さいです。これが基準になりますので、ナノといったら10億分の1と記憶してください。このナノグラムの中で50ナノグラムと20ナノグラムというのが出てきます。これだけ覚えておいてください。

それで私のほうの概略のほうの話はやめますけれども、最初の質問の1のPFAS（有機フッ素化合物）の環境汚染についてよろしく願いいたします。

では、席に戻りまして質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、1番目の質問まだ言っていない。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 失礼いたしました。

PFAS（有機フッ素化合物）の環境汚染について。

1、PFASとは。よろしくお願ひいたします。

○議長（生方勇二君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 村が把握している情報について、答弁をさせていただきます。

環境省が設置しましたPFASに対する総合戦略検討専門家会議の監修の下で作成された「PFOS、PFOAに関するQ&A集」2024年8月時点に基づいて答弁をいたします。

その中で、1、性状などで、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。PFASには炭素鎖の長さが異なる複数の同族体が存在し、その物性は炭素鎖の長さで大きく異なりますが、中には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、そのような物質は撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体反射防止剤等の幅広い用途で使用されています。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、半導体反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOAについては、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに主に使われてきました。

PFOS、PFOAには、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、現時点では北極圏なども含め世界中に広く残留しています。そして、仮に環境への排出が継続する場合には、分解が遅いため地球規模で環境中にさらに蓄積されていきます。環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

2つ目、人の健康への影響、PFOS、PFOAは、動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されています。また、人においては、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されています。しかし、どの程度の量が身体に入ると影響が出るかについては十分な知見はありません。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が進められています。

また、国内において、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりませんが、環境省は内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討を進めています、と記載をされております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

今、ご回答いただいた中で、1万種以上のPFASが存在しとあるんですけれども、これは実際に

化学式の一番末端のところを変えて販売しているために、この2種類のPFOAとPFOS以外のもので、今、代行しているんです。ですから、言い換えると、合成麻薬ご存じだと思うんですが、合成麻薬が品を替え、厚生労働省から捕まらないようにやっているのと同じで、やはりこの利点というのは、この商品の利点というものはあるものですから、品を替えて今現実にもこれは、PFASは使っておりませんなんていうフライパンもやっていますけれども、これもやはり同種のもが使われていると確認を取っております。

この中で、どういうふうにしたらこのPFAS、こういったものを人体から守れるかということについて、2番目の水道水が住民生活に与える影響についてということでご説明いただけますか。お願いします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） では、水道水について説明をさせていただきます。

水道水につきましては、令和2年にPFOS、PFOAの水質管理目標設定項目に位置づけ、当時の化学的知見に基づき、安全側に立った考え方を基に、PFOSとPFOAの合算値で50ナノグラム・パー・リットル以下とする暫定目標値を国で定めております。分かりやすく言いますと、先ほど浅見議員さんの質問の中にもありましたけれども、1リットル中に10億分の50グラム以下とする暫定目標値となります。

国内の浄水場や水源となる井戸から国の暫定目標値50ナノグラム・パー・リットルを超える自治体もあると新聞などで報道されております。榛東村においてもこういった状況を踏まえ、昨年度の令和5年6月21日に下新井揚水機場からくみ上げた原水を採水し検査を実施したところ、国の暫定目標値を超える数値は検出されませんでした。

今年度も8月13日に下新井揚水機場、2月10日に長岡揚水機場からくみ上げた原水を採水し検査を実施したところ、国の暫定目標値を超える数値は検出されませんでした。こちらの検査結果は村のホームページに掲載しております。

また、榛東村へ飲料水を供給している県央第一水道でも令和2年度から年4回の検査を実施していますが、国の暫定目標値を超える数値は検出されておられません。

現時点では、榛東村の水道水は国の暫定目標値を超えておりませんので、住民生活に与える影響はないと考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

榛東村ではそういうあれで、安心して暮らせるということで、ほっといたしました。

先ほど、課長からお話がありましたように、ここで50ナノグラムというのが出てくるんですよ。この50ナノグラムというのはどこから来ているかという、アメリカは前大統領のときに4ナノグラムという数値が違う4のところの表示をしています。ヨーロッパでは100という単位でやっています。それで、日本の国は、その50というのを一応、暫定な目標値として今定めてやっております。これが、多分この50ナノが水道水としては、ここで申し上げますが、来年の4月1日には水質基準ということがちゃんと明記されまして、水道事業者と地方自治体これは全部管轄するようになります。これはもう新聞でも出していますし、環境省にも確認しておりますので、来年の4月1日付でこうなります。

なお、今、水道の安全水の関係なんですが、補足しておきます。

日本の水質の暫定目標は、2020年に設定しまして、体重50キロの人が毎日2リットル飲料して一生涯続けても健康に悪影響はないと明言しております。これが、先ほど課長が申し上げましたように、この基準になるものというのが、今まで検査してやってきたのは、動物実験でやっております。これを水質が問題になったのは、昨年11月25日です。そのときになぜこんなことをやったか言うと、2020年に禁止になっているんです、この原料は、禁止になっていますが、じゃ環境省は2020年から2023年の間に日本全国でどういう状況であったかということ調べましたら、2020年から2023年の間に全国で14か所の水道水から50を超えるところが出てきたと。その中に、関東地方では渋川市が残念ながら出てしまった。それは2倍だったですけども、人間の50ナノグラムの倍の約116ナノグラム、これは渋川の第9号井戸から2021年7月に出てきた問題ですけども。これで、皆さんやっぱり注目するようになりまして、昨年の暮れから今年にかけて非常に、何というんですか、不安がられて問題にされた問題なんです。

私が言いたいのは、普通の50キロの成人の人が2リットル飲んでも一生涯大丈夫だというんですが、これはよく調べてみたら、胎児、乳幼児の場合には、小さいお子さんなので、この方たちには健康被害が及ぶ可能性があるということを申し上げておきます。これは、前頭葉が阻害されまして、成人してから20年、30年先になってから自分で考える能力がなくなる可能性が出てきていますんで、今私がこれで質問していますのは、30年後にどうなるのかというのは分かんないですけども、これが起爆剤になるかもしれません。だから、議会記録には残ると思うんですけども、そのくらいの重要性を持っていますが、改めてこの情報を段々正しく仕入れていって、正しく恐れていただきたい。常日頃から気をつけていただきたいと思っております。

次に、3番目のPFASの血中濃度と健康に与える影響について、ちょっとお願いできますか。血中濃度の関係でよろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 1問目と同様に環境省が設置したPFASに対する総合戦略検討専門家会議の監修の下で作成された「PFOS、PFOAに関するQ&A集」2024年8月時点に基づい

て答弁をさせていただきます。

PFOS、PFOAに関するQ&A集の中で、「健康影響に関する血中濃度の基準はないのですか。PFOS、PFOAの血液検査を受ければ健康影響を把握できますか」との問いに対して、「現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかとなっていない。このため、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難なのが現状です」と記載をされております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

明快な答えだと思いますよね。私のほうでも調べまして、血中濃度に関しましては、一応、2例ばかり血中濃度が非常に高いところがあります。岡山県の吉備中央、住民が2歳から102歳の住民709人中、有害性が指摘されるPFASが血液1ミリです、1ミリリットル中、平均値で151.5ナノグラム、この151.5ナノグラムというのは、血中濃度というのは血液中の1ミリに対して20ナノグラムというのが基準値になっております。日本はこの血中濃度に関しては、検査をしていなくて、アメリカのほうが進んでいまして、2000年からやっています、これについて暫定的に20ナノグラムというのを設定しております。これを基準値にしましても、151.5ナノグラムというのはものすごい数値なんですね。

それからもう一つ、大阪の淀川の空調設備機器化学メーカー、ここは血中濃度を測ったところ、1,300ナノグラム、1,300というと65倍なんです。そうすると、それ健康被害がないとかと言っても、これを知らされた人というのは大変に困ると思うんですよね。これがどういう結果になるかというのは、これも今後の訴訟の問題になってきます。だから、有害性が指摘されている以上は、やはり毎日を配って出ないようにしないと、いざ住民が出た場合には、村どうのこうのじゃなくて、もう国中が騒いできますんで、そういう観点に立ってよく検査していただきたいとそうに思っております。

大変ありがとうございました、課長。

4番目の土壤汚染に対する検査体制の強化についてお尋ねいたします。自衛隊の水質・土壤検査についてちょっとお伺いさせてもらいます。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 本件につきましては、村の一般事務でないということから、答弁は控えさせていただきますと思います。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 明確な答え、ありがとうございました。

私もこの点につきましては、やっぱり皆さんに住民、村民の皆様、それからここにおられる皆様にも告げたいと思ひまして、あえて残しました。

これは、我々の問題ではないですけれども、これは自衛隊というのは、この前に終戦後、進駐軍も来ていましたし、この基地の下流の住民、この方たちだってやっぱりある程度不安には思っていると思います。それなんで、今後どのようにしたらこれを検査してもらえるかということは今思案中で、環境省と話をさせていただいています。

後日改めて話をさせていただきますが、やはり、なぜこのことを言ったかといいますと、これは昨年11月25日の上毛新聞に載っていました専用水道、これ専用水道というのは、要するに自治体などが運営し、一般に水道水を供給する上水道などと異なり、大学や病院、社宅や集合住宅など管理者がその施設内で自家用として使うために設置した水道水です。中には自衛隊基地や刑務所など国の施設で使われているところもあります。この中で、やはり、東京の府中刑務所なり、陸上自衛隊福岡空自、こちらのほうでも相当数な倍率で出ております。そういうことで、自衛隊施設では、目標値の30倍が検出された場所もあるそうなんです。それなので、今後もやっぱり注視して、我々は周辺に住む住民ですから、自衛隊とともに生きる、また、自衛隊さんも専用水道の水質検査の実施というのは、隊員の健康管理と、それからその家族の安心のためにもやられたらどうかなということを考えております。

また、この基地の下流の土壌調査の実施というのは、恐らく土壌の水質検査で段々全国で出てくるとすると、自衛隊の基地周辺というのは必ず調べられるようになると思います。こういうことなんで、私はこれ申し上げておだけなんですけれども、こういうことも検査対象としてなってくると思いますのでよろしく願いいたします。課長、ありがとうございました。

続きまして、2番目の令和7年度税制改正大綱についてお尋ねしたいと思います。

これにつきまして、なぜそれを言ったかといいますと、私もこれつくったときにはないと思ったんですが、103万円から123万円でしたか、この関係の地方交付税の関係が少なくなるんじゃないかと思ひまして、そここのところ質問材料に入れたんですけれども、分かる範囲内で答えていただければ結構なのでよろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 早川税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） いわゆる所得税の103万円の壁、これの見直しに連動して地方税であります個人住民税におきましても給与所得控除の最低補償額が以後もいろいろ議論とかされているんですが、すみません、通告のあった時点の数字で申し上げさせていただきます。最低補償額が55万円から65万円になると、そういうふうになっておりました。この引上げに伴います影響額についてですが、令和5年度の状況を基に推計いたしますと、約、当初の計算ですが、420万円と見込んでおりました。以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

私が思っていた、想定していたよりも少なかったんでほっとしていた状態ですが、これについては何も申し上げられませんので、すみませんが、次の3番目の榛東村の財政状況について、1番目の令和5年度末の財政調整基金の残高について、これこの間の会議で言ってもらいましたので、同じようなあれでお願いしたいと思いますが、担当課長よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 令和5年度決算書の財政調整基金の令和6年3月31日現在の残高を申し上げます。20億9,036万5,413円でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

先日、言っていたときに、昨年と同様ということだったんですが、これはあれですか、私が知り得た限りの中では、非常に支出のほうが多くなったんで、でもやっぱり調整基金のほうが大体16.何パーセントでしたっけ、違ったかな、去年と同じぐらいの、あるいは残せたということなんで、その内訳というのはあれですか、申し上げられますか。本来だったらもっと少なかったんじゃないかなと思ったんですけども、それはないでしょうかね。その辺ちょっと教えていただけますか、私の勘違いでしたらいいんですが。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時3分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 村長の挨拶及び提案理由説明の中にもありましたが、お配りしてあります令和7年度予算説明資料の中の5ページでございます。

一般会計歳入歳出予算の状況でございますが、失礼しました。違いますね、すみません。大変失礼しました。10ページでございます。

10ページに全会計の基金の状況ということでお示しさせていただいておりますが、その中で令和

7年度末の財政調整基金の残高見込みが、今年度の予算の資料でございますと16億2,931万9,000円になっておりまして、同資料でございます、昨年度の資料でございますが、全会計で令和6年度末の残高の見込額16億3,230万1,000円になっているということでございます。

ご承知のとおり、財政調整基金につきましては予算で不用額、使わなかった予算等を繰り越したり、2分の1を入れたり、あるいは歳入段階で少し厳しく見ていたところが例えば地方交付税が多く入ったりしたもので、ここの結果から言いますと、財政予算ベースでございますが、前年度並みが残せているという説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

内容的に分かりましたので、どうもすみませんでした。

続きまして、2番目の令和5年度の実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、これ標準からちょっと外れていたんで、ちょっとこれお聞きしたいなと思って設問に入れさせてもらいました。担当課長よろしくお願いいいたします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 令和5年度決算に基づく財政指標を申し上げます。

いずれも令和6年11月26日の全協で配付いたしました令和7年度予算編成方針に記載された数値でございます。

まず、実質収支比率は6.0%、これは標準財政規模に対する実質収支額の割合のことです。

経常収支比率は91.3%でございます。これは、人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に経常的収入たる一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断する指標のことでございます。

財政力指数は0.52でございます。これは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して出た数値の過去3か年の平均値のことをいい、地方公共団体の財政力を示す指数のことでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） どうもありがとうございます。

ここでいう経常収支比率91.3%で、私、浅はかではありますがちょっと調べさせてもらいまして、大体弾力性の観点からすると、80%を超えると財政構造が硬直化しているということでちょっと調べてみたんですけども、やはりこの91.3%の中には、昨年というか6年度に入社した13人ということ

も関わりますか、その辺を聞きたいんですが。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 経常的収支比率、こちらのほうの計算方式につきまして、人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に経常的収入たる一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることがございます。そのため、人件費は義務的経常経費の最たるものでございます。また、その13人の人が年度で入ってというのがあるんですけれども、今年度の人件費でございますので今年度数値にはもちろん影響が出てまいります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。内容は分かりました。

続きまして、次の質問に入らせてもらいます。

村長からお聞きしていますが、この項目にありますので3番目の令和7年度に予算編成に与える影響についてご説明をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） それでは、議員お尋ねの令和7年度予算編成に与える影響についてということですが、財政調整基金の減額幅がどのような影響が出るかということをございましょうか。それでお答えをさせていただきますが。

〔「はい」の声あり〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 榛東村財政調整基金条例第2条にも記載されていますように、年度間の財源の調整を行い長期にわたる財政の健全な運営に資するため榛東村財政調整基金を設置しております。また、同条例第7条におきましては、その処分方法を定めたものでございまして、第7条、基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができるでございます。1号、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源を充てるとき。2号、災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。第3号、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。第4号、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。5号が最後になります。償還期限を繰り上げて行う村債の償還の財源に充てるとき。これのみが財政調整基金条例でいう基金の処分の条件でございます。

もちろん、財政調整基金だけではなく、当該年度の収入も見込んで予算編成をするわけですが、大

切に充当していかなければならないと考えております。また、令和6年度は建設改良事業のピークと
考えております。大型支出のため一旦歳入も伸びましたが、今後は本村の歳入に見合った歳出となる
べく、歳出事業の平準化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） どうもありがとうございました。

最後の言葉が聞けました。やはり、穴埋めの関係をきちんやっていただきたい、そういうふうと思
っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、最後になりましたが、中小規模農家の支援について。

これ抽象的で申し訳ないんですけれども、この場を借りて、一番最初に故飯塚議員が12月に畜産農
家の関係でもって援助していただきたいということで、村長のほうから畜産農家に21件分、210万円
支援やっていただきましてありがとうございます。本人にもちゃんと報告しておきましたので、引
き続き、私も今度は農家の関係のちょっと質問をさせていただきます。

中小規模農家の支援について、問題点についてお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 問題点というか、どのような支援を行っているかによろしいでしょ
うか。

村では地域の中核となる担い手、認定農業者または49歳以下の認定新規就農者に対して、国・県補
助金制度を活用し、経営発展のための農業用機械、施設の導入を支援しております。

また、中小規模農家に対しては、農地相談、担い手の紹介などは行っておりますが、国・県補助金
制度はございませんので、補助金等の支援はしていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございました。

これは、本当に抽象的なんですけれども、中小農家というのは非常に支援しづらいですね。やはり、
榛東村の第1次産業なんですけれども、農家戸数約200件なんですけれども、認定農家60件、申請者
41件、60歳定年退職して、元農家で農地は所有したが営農まではいかない人がほとんど。農業委員会
のほうにお聞きしましたが、販売農家、村の農家数というのは535世帯、村の戸数からすると約6,600
ぐらいで535というと約10分の1が大体農家なんです、その中の販売農家というのは、私も勉強さ
せてもらいますが、経営規模が30アール以上で農産物の販売額50万円以上が販売農家と、これが約

220、半分ですね、535件分の224件、それ以下の300件近くは自給農家で皆さん畑があるからやっているというだけで、ただこの人たちが75歳、80の段階に来ていますので榛東村の中回ってみますと、何とかしてくれという人ばかりなんで、これを救う手立てどうやったらいいかと考えているところなんですけれども、2番目の改善策として考えられていることございましたら、ひとつお願いしたいんですが。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 令和6年第2回定例会の故飯塚議員の一般質問でお答えしましたが、農家の規模や経営状況は様々であり、本当にどのような支援が必要なのか近隣市町村の例を参考に現在、研究をしているところでございます。

また、10年後の農地は誰が耕作するのか、また村の農業振興の将来のために、現在地域計画を策定中でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

なかなか答えづらい問題点なんだけれども、現実には迫られているんでやっていかなくちやなんないと、私も一生懸命研究していきますんで検討課題として考えていただきたいと思います。

それで、先ほど言った地域計画について、現状について述べていただけますか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 現在、高齢化や後継者不足により、農地の維持管理が難しくなっている状況の中、農地の受け手を幅広く確保するために、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の改正法が施行されました。主な改正内容は、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めるとともに、10年後の農地利用を示した目標地図を作成することが法定化されております。

そこで将来の農地利用者を定めるエリアについて、1種農地を基準として農業委員会の意見を聞きながら各大字ごとに1か所選定させていただきました。

令和6年12月13日、16日、18日、19日には各大字ごとの担い手を集めまして協議の場を開催し、目標地図の素案を提示して、地域の農地の利用状況及び問題点について話し合いを行いました。

現在、令和6年度中の計画策定に向けて、協議の場でも出された意見を取りまとめているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） どうもありがとうございました。

いろいろと検討していただきまして、何とか零細とは言いませんけれども、中小農家を何とか現状維持でやっていただきたいと思いますので、今後とも私もやりますが、協力よろしく願いいたします。

先ほども、今後についてということも言っていただきましたので、この辺の関係はもう割愛させていただきますので、私の質問を終わりたいと思いますが、ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、5番の地域計画についての質問事項についてはよろしいですか。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） はい。全部言っていただいたと思うんですね。

○議長（生方勇二君） 分かりました。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） そういうことで、よろしく願いいたします。

どうもすみませんでした。

○議長（生方勇二君） 以上で3番浅見隆議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を午後2時35分といたします。

午後2時20分休憩

午後2時33分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質問の前に訂正がございます。

皆様にお配りしてあります一般質問の通告一覧表、全員の議員さんの質問の出ている通告一覧表の須田議員の美しいが抜けちゃって、仁美の仁だけになっていて大変申し訳ございません。訂正しておわびを申し上げます。すみませんでした。

質問順位4番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

5番須田仁美議員。

〔5番 須田仁美君登壇〕

○5番（須田仁美君） 皆様、こんにちは。議席番号5番須田仁美です。

傍聴席の皆様、雪の中、足元悪い中、ありがとうございます。いつも議会を見守ってくださってありがとうございます。お帰りもどうぞお気をつけてお帰りください。

本日の一般質問に先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本年、1月にご逝去された飯塚議員に心よりご冥福を申し上げます。

前回の令和6年12月定例会では、熱心な一般質問をされ、質疑も活発にされていらっしゃいました。生前、本村の発展のためにご尽力され、多大な貢献をされました。そのご功績に深く感謝するとともに、謹んで哀悼の意を表します。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

本日は、1、水道事業について、2、4月開園のしんとう幼稚園について、3、新公民館・学校給食センターの移転等を踏まえた都市計画マスタープランの改定について、4、村のDX推進に伴い、広がっているデジタルデバイド（情報格差）の解消について、5、令和9年度まで延長された企業版のふるさと納税制度についての大きく5つに分けて質問してまいります。

早速ですが、水道事業について、今後の事業計画についてです。

老朽化に伴う水道管の更新計画は全国的に課題となっており、最近では簡易管路の老朽化による漏水も事故が多発しております。昨年、浅見議員や飯塚議員の一般質問で、ご答弁では水道水の安定的な供給をするために今後計画的な管路の更新が必要であるとお聞きしています。老朽化が進んでいる村内の水道管を順次更新するためには約40年かかり、その費用は62億円との試算が示されていました。この計画に基づいた更新工事、こういった計画であるのかお聞きします。

以後、自席において順次質問いたします。よろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 管路更新計画につきまして、令和4年度に策定をいたしまして、布設替え工事を令和5年度から着手をしております、令和5年度はダクタイル鋳鉄管、250ミリの布設替え工事を355.1メートル実施をいたしました。令和6年度につきましても、当初予算に計上し、令和5年度に実施した布設替え工事の続きの工事を実施する予定でしたが、県道南新井前橋バイパスに関連する布設替え工事等を急遽実施することになってしまったため、予算に不足を生じてしまいました。

しかしながら、令和6年第4回榛東村議会定例会で令和6年度から令和7年度の債務負担行為及び予算を認めていただき、令和5年度に布設替えを実施した続きの布設替え工事に現在着手しております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 既に更新工事は開始してしまっているということでもあります。村内全域の水道管を更新するまでに40年かかると、最初に更新した管路はまた更新する時期にもなってきます。物価高騰や材料不足なども想定されますが、長期計画ですれも起きてくるかもしれません。急な漏水の発見のための計画の変更を余儀なくされる場合もあるでしょう。そのように思いますけれども、どの

ように調整していく計画でありますでしょうか。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 計画策定の時点で総事業費が62億円を見込み、計画期間も40年と長期のため、先ほど須田議員がおっしゃったように計画期間中に物価高騰などで資材の価格が上がり資金が不足したり、人材不足等で工事を実施する受注業者が減るなど社会情勢により計画どおりに完了できないことも想定されます。

また、管路更新計画の中で概算工事費の算出は、物価変動分を加味しない金額となっており、計画期間が40年と長期にわたることから5年ごとの定期的な見直しが必要となっております。そのため、まず今後、令和7年度から令和13年度までの7年間を一区切りとして、事業費約10億3,000万円、更新工事延長1万4,560メートルの計画を予定しております。村民に安定して安全な水を届けるために計画期間内の完了を目指し、管路の更新を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご説明では令和7年から13年まで、7年間一区切りに、あとは細かく区切って計画を見直しながら進めていただくということでありました。令和6年3月に策定いただいた榛東村水道ビジョンにつきましては、ホームページで公開されています。今後、以降見直した計画というものについては、どのように村民に周知されるのかお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 管路更新計画では、管路の布設した年度などの整備状況や問題点の抽出を行い、既存管路の更新について優先順位をつけて更新計画を策定しております。しかしながら、道路整備などほかの事業との調整や突発的な管路の破損、資金の状況などの影響で布設替え工事を実施する場所の優先順位を変更せざるを得ない状況も考えられます。

そのため更新計画ができた段階で周知するのではなく、更新工事の実施が決まった段階で村民に周知を行っていききたいと考えております。特に住宅の多い場所での更新工事を実施する際は、住宅への出入りに不便をかけてしまう場合がありますので、関係する村民には丁寧で分かりやすい方法で周知を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） いろいろな変更等も加味し、実施が決まった段階で周知をきちっといただけ

るということで安心いたしました。お願いいたします。

では、次に、(2) 水道料金の値上げの予定についてでございます。更新工事の計画についてお聞きいたしました。続けてこれに伴う工事費について伺います。

近年、関東各地で水道料金の値上げが行われているようです。既に更新工事も始められておりますが、現在の工事は村単独の事業費で行われているのか。工事費は村民が負担している水道料金の中で対応ができているのか、もしくは村の一般会計からの補助で対応しているか、どの程度が水道料金の収益で賄われているのかということでお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 令和5年度に実施した管路の更新工事及び令和6年度から7年度にかけての債務負担行為で実施している管路の更新工事は単独事業で、村上水道事業の費用負担で企業債や利益剰余金を資金とし更新工事を実施しております。

水道料金も平成14年度に改定以降は消費税以外の改定をしておらず、利益剰余金が令和5年度末で約5億円ありますが、このまま単独事業で更新工事を続けると現在の収支状況では令和14年度には資金が不足する可能性がございます。また、管路更新の工事を実施するために、一般会計からの補助金は頂いておりません。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ただいま、単独での工事で国や県の補助金等なくやっているということでありまして、40年間で62億円との試算ですと、1年間で大体1億5,000万円以上の工事費がかかることとなります。村の単独費用ではなく、少しでも国や県の補助金を模索すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 国や県の補助金等があるかというご質問でありますけれども、私も議員のときにこの水道管の布設替え工事の財源で質問をしたことがありまして、確か令和5年第1回だったかなと記憶をしていますが、そのときは吉岡もその水道の石綿管含めて水道事業をやっている、村もどうかという質問をさせていただいたら、村も石綿管の布設替え工事は全て終了して実施しているということで、補助金頂くのは難しいというような答弁だったと記憶をしています。

そういった中で、私もどうこの財源を見つけていくのかというところは常に思ってきたところで、防衛省の補助金を活用して村もいろんな事業をさせていただいているんですけれども、就任以来、自衛隊との共存共栄のむらづくりを進めていくという思いから、防衛省や北関東防衛局にも数え切れない

いぐらい足を運ばせていただいておりますし、防衛省や北関東防衛局の職員の方が来ていただいたりもしております。そういった中で村の状況や課題についても機会あるごとにお話をさせていただいてまいりました。そういった中で、人間関係も信頼関係も少しずつ築くことができているのではないかなと私自身は感じているところであります。

先日、2月10日に山本一太群馬県知事と一緒に防衛省のほうに行かせていただきまして、中谷元防衛大臣にも面会することができまして、そのとき知事が行くときに同席をさせていただいたんですけども、そこではそういった補助事業とかということではなく、相馬原駐屯地の皆様には村の各種行事やイベントで協力いただいているということと、長い歴史がある中で今のこのような関係性、良好な関係を築いてくださってきていることに対しての御礼、また議会と議長の連名で要望書も出させていただいておりますので、それについてお話をさせてきていただいたところです。

いろいろな方々とお話なりそういう村の状況をお伝えしている中で、この水道管の管路の更新についても補助金の交付の可能性があるということが分かりまして、すぐに上下水道課に指示をして北関東防衛局とも協議を重ねさせていただいて、今防衛省の補助事業として実施しています新北部浄水場築造工事、これが4年度から6年度の事業ですけれども、これの継続事業として管路の更新計画を今防衛省へ補助金の申請をしているところ、補助金の申請をすることができたというところであります。そういうような状況であります。

計画につきましては、申請した計画は令和7年度から13年度までの7年間ということで、4年度から6年度のところプラス7年で全部で10年計画ということでの事業ということで申請を出させていただいております。令和7年度の上水道事業会計予算の中では、令和8年度以降に水道管路の更新工事を実施するための設計業務委託費を計上させていただいているところであります。令和8年度から令和13年度までの間にこの管路の更新工事を実施する、そういう予定でございます。現在この申請中の補助金の交付決定が受けられれば、防衛省の補助金を活用して更新が実施できることになるという予定となっております。今、私からお話しできるのはここまでになります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 村長にお答えいただきまして、常日頃から足を運んでいただいたり、知事と共に防衛大臣にまでお会いして関係性を良好に保つということで、ご尽力をいただいていることが分かりました。また、北部の浄水場の更新の継続事業として申請ができたということで、通ればとてもうれしいことだと思っております。

続きまして、（2）の水道料金の値上げの予定についてです。

補助金が頂けることになれば、先のことではあると思うんですけども、村民負担は相当軽減できるのではないかなと思います。ただ、現在、物価高騰、電気代等の高騰等も踏まえると水道料金の値上

げは避けられないことであるのか、村長、お考えをお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 多くの自治体が今、水道施設等の老朽化によって、その対応するために水道料金の値上げを打ち出しているといろいろな報道もされておりますし、県内の状況を見ましても、令和6年度に値上げを実施しているところもありますし、令和7年度からまた段階的にというようの方針を出しているところがあります。

榛東村もやはり例外ではなく、以前も全協でお話しさせていただいたかと思うんですが、やはり値上げについて、見直しについて、考えていかなければならない。令和7年度には経営戦略の見直しの予定をしているところであります。それに基づいて、やはり水道料金についても検討していかなければならない、やっぱりそういう時期に来ていると思います。

先ほどの答弁で、防衛省の補助金を今、申請中です、お願いしているところなんですというところで答弁させていただいたんですけども、これ一概には言えないんですが、防衛省の補助金の水道事業に対する補助率が10分の5ということで50%ですので、令和7年度から令和13年度の第1期工事の事業費が約10億3,000万円。そのうちの約半分、もし申請が通れば。そうすると5億1,500万補助金がいただけるという試算になります。

補助金の交付がもしなければ、この第1期工事が終了した時点で自主財源が枯渇して、令和14年以降の第2期工事に着手が本当に難しい。そういった財政状況になります。村の単独事業として更新工事を実施することに比べるとやはり村の負担が減りますので、その後の負担も軽減できることにつながりますので、水道料金の値上げ時期や引上げ幅について、少し時間を先延ばしといいますか時間を稼ぐことができるのではないかなと私は考えているところです。

とにかく村民の皆様へ安全・安心な水を安定的にお届けできるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでありますし、もし、やはり水道料金の見直しなり、そういった状況についての村としての考え方といいますか、まとまった場合には、また議員の皆様にも報告やご意見を伺いながら進めていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 5億1,500万、かなりの大きいお金が来ることとなれば、第2期着手できないという事態を免れるということで大変朗報でありました。ありがとうございます。

水道管の更新計画とそれに伴う料金の改定等につきましては、今後もどのような変動で調整が変わるのか、変動があるか分かりませんが、村民としては一番気になる料金の値上げがまだ先であ

るとお聞きをして安心をいたしました。

国や県主導で補助金を多く活用でき、費用も抑えられると試算されている水道の広域化プランについても県央地域で協議が早く、うまく進んでいくことをお待ちしております。水は生命活動の基盤であり、命の要です。水道管路の更新計画が順調に進むことを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

次に、2番です。

4月開園のしんとう幼稚園ですが、順調に合同の集団生活にも慣れ、新年度を心待ちにしている子ども多いと思います。開園目のしんとう幼稚園について順に質問をします。

まず、(1) 幼稚園のブロック塀について。

耐震点検をして、その後の整備のほうはどのように行われたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） ブロック塀の安全点検につきましては、平成22年度以降ですけれども、平成30年に大阪府北部を震源とする地震で登校中の小学生が倒壊したブロック塀に挟まれ、死亡するという痛ましい事故が発生しております。この事故を受けて、本村でも学校施設におけるブロック塀の安全点検を実施しております。

ご質問の幼稚園入り口に設置されておりますのは北小学校のプールを囲む壁、擁壁です。この壁はブロック造りではなくて、RC構造（鉄筋コンクリート）の構造となっております、大変強度が高い構造となっております。また、点検により安全性に問題があると判断いたしました北小学校南側のブロック塀についてはフェンスに置き換える改修を実施済みでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます。

北小学校で塀がフェンスに替えられた経緯があるということで、全ての教育施設の点検もされて、より安全に替えられたということをお聞きしまして安心いたしました。

次に、(2) 現在の北幼稚園の駐車場に区画を引いてから年月がたっていると思います。昔のサイズの大きさの車のままで線を引かれていると思いますが、現在は車幅や全長も大きいものが多く、年に数回かもしれないけれども、行事等で満車となる際はやはり空いているスペースに止められない方も見受けられます。一方通行なので安全確保も考えながら、園児の安全な送迎ができるように検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 北幼稚園の駐車場につきましては現在、約65台が駐車可能となっております。ただし、議員ご指摘のとおり、1台当たりの区画が小型車のサイズとなっております。中型車、大型車でお越しの方には、現在は駐車場のスペースを広くご利用いただいて駐車をしていただいているというような現状がございます。園への送迎時などの通常利用についてはおおむね支障なく駐車できていると把握をしております。

現在、駐車場北側の北小学校側に入り口、南側の県道側に出口を設置しております。駐車場内が一方通行となるようコーンを設置し、通路を確保して運用しております。行事の実施日など駐車台数が増える場合は自家用車の駐車に支障がある状況は承知をしております。現在、南北に4列の駐車可能となっておりますけれども、3列で通路を広く確保して、場内一方通行が確実にできるようにするという解消にはメリットもございますし、また今よりも大きめの車が車両が駐車できるというメリットもございます。

安全確保のための通路と適正な駐車スペースを確保できるように、整備の時期と方法について今後、研究していってみたいと、考えてみたいと思っています。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 詳しい調査とよい計画をしていただけるということで、ありがとうございます。

次に、（3）閉園となる南幼稚園ですね。園舎や備品については今後の利活用の予定は立っているのでしょうか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 南幼稚園の園舎、今後の活用については現時点でまだ決まっておりません。南幼稚園の備品につきましては、新たな幼稚園で使用できるものは活用し、幼稚園で使わないものについては村内のほかの施設で活用できるよう、既に調整を始めているところでございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 施設の利用方法がまだ決まっていないということでございますけれども、先日、藤岡市のほうで市民ホールを9月で閉館し、施設の跡地は駐車場であるという発表が報道されておりました。やはり、閉館した建物をそのままにするだけでも維持費がゼロでもありませんので、できるだけ在り方等検討する際には次の利用方法や、借地であるなら返還することや建て替え費用など同時に計画を立てて、速やかに行っていただきたいと思っております。地域の大切な資源は有効に活

用して、地域の発展につながる計画を進めていただきたいと思います。

では、次に3、新公民館・学校給食センターの移転等を踏まえた都市計画マスタープランの改定についてです。

(1) 本村では、都市計画マスタープランの改定の時期が迫っております。現在、委託管理で作成中とは思いますが、都市計画マスタープランは将来のまちづくりへの方針を示す重要な計画で、村民の皆様の生活や地域の発展に大きな影響を与えるものだと思っております。

現在の中心拠点である役場周辺に加え、新たに地域住民の交流や学習の場として重要な役割になる中央公民館が新しくできます。現在、進められている都市計画マスタープランの改定において新たな中央公民館がどのような位置づけになるのか、村全体の拠点形成に影響がどの程度考えられているか、中心拠点を変更するまでなのか、今後の地域活性化などの観点からどのように反映させていく方針であるのか、お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 現在、策定されております都市計画マスタープランにおきましては、平成18年3月に策定、公表がされました。当時の上位計画であります榛東村総合計画、また群馬県が策定した県央広域都市計画、榛東都市計画区域マスタープラン等に基づき作成されたものでございます。さきの策定作業検討時には現在の役場庁舎の位置が示されるとともに、延伸道路の整備の検討も進められておりました。

このような中であって、作成作業には住民参加による榛東むらづくり協議会を設置し、その中で住民代表として地域住民の視点から具体的な検討を行っていただくなどしてまいりました。このむらづくり協議会や総合計画、都市計画マスタープラン策定委員会等の検討において中心拠点や他のエリアの考え方などがまとめられ、現在の都市計画マスタープランの策定となりました。

今回、改定作業におきましても、今後住民参加のワークショップ等により住民の意見を伺うとともに、今現在実施しておりますが、役場職員によるワーキンググループでの資料整理や策定内容の検討、また策定委員会による策定内容の精査を行う予定となっております。

また、農政サイドで整備されております地域計画などとの整合性、ほかの関連計画等とすり合わせしながら10年後、20年後の榛東村の将来像を考察してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 第1期の初期の計画でも庁舎移転という大きな事業の目前での計画でした。10年間変わりなくきたのですが、また20年のスパンとの計画となると慎重に十分に議論と検討をすることが求められると思います。

前回、地域住民も参加していただいた協議会行っていただいたということで、今回もまた住民のほうの参加、また役場職員のワーキンググループなど慎重に進めていただけたということでよかったですと思います。

また、現在注目を集める地域公共交通についてもしっかり連動した計画を進めていただきたいと思いますし、とても大きな計画でありますので、決定後ではなく要所要所で議会での説明等もしていただければありがたいなと思っております。

では、(2)で県道が完成した後は役場と中央公民館と2拠点のネットワーク化もしつつ、防災の観点からも機能分担、明確に総合的に利用できるような分配をしていただきたいと思います。防災訓練でも、例えば予定されているということですが、2拠点連携した訓練と、実際さながらで必要になってくると思う内容で防災訓練をしていただくとかも考えていただきたいと思います。

イベントでの新井緑地公園や中学校グラウンドなど大きなイベントもできるようになるのではないかと思います。イベントがない平常時に足を延ばしてもらおう工夫。先ほど午前中に波多野議員からのご質問で答弁を詳しくお聞きさせていただきました。赤ちゃんから高齢者まで楽しく集い、にぎわう場所となるための工夫を様々にさせていただいているということで、(2)のほうは同じご回答になると思いますので、差し控えさせていただきます。

失礼いたしました。(2)の前段部分ですね。後段のほうですが、中央公民館において住民票の交付などの役場業務の一部を行うような考えはあるのかどうかお聞かせください。

○議長(生方勇二君) 暫時休憩といたします。

午後3時9分休憩

午後3時13分再開

○議長(生方勇二君) 会議を再開いたします。

須田議員。

[5番 須田仁美君発言]

○5番(須田仁美君) 一般質問終わった後でご回答いただければ結構ですので、よろしくお願いします。

次に、進ませさせていただきます。失礼いたしました。

では、住民票等の交付については今日のご説明でもありましたけれども、DXの推進というところで今回のほうの重点施策にも入っているということが分かりました。便利になってありがたいと思っております。

では、次の質問で4番の村のDX推進に伴い、さらに広がるデジタルデバインド解消について並行して進めているかということでございます。

便利な手続がDX推進に伴ってできる人と、足が遠くまで運ぶのも大変だけれども、DXの恩恵も受けられないという人の差ですね。そういったものを常に念頭に置いていただいて、DX推進をしていただきたいと思っておるんですけれども、全国的にデジタル技術の発展、めまぐるしい発展に伴って、行政サービス、だんだんオンライン化してくると思います。急加速しています。ただ、今、過渡期でありますところで、高齢者やデジタル環境に不慣れな方々への情報格差は社会問題ともなっております。

総務省は、近年、デジタル活用支援推進事業に力を入れていまして、補助金を受けて地域施設と携帯電話事業者が連携して実施するスマートフォン教室、こちら以前にも質問の際、既に提言させていただいているんですけれども、そちら踏まえまして質問させていただきます。

(1) デジタルデバイドの解消やデジタルリテラシーの向上についての取組と実績についてお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） まず、ホームページや村公式LINE等で発信している情報の多くは広報紙や回覧板等でも同様に情報発信しているため、村が進めているDX推進についてはデジタルデバイド（情報格差）を広げるものではございません。

その上で、情報格差解消、デジタルリテラシー（適切に活用できる能力）向上のためにスマートフォン講座等を実施しております。令和5年度には榛東村、渋川市、吉岡町の共同で県民スマートフォン講座を開催しました。令和6年度は介護予防サポーターの方を対象に、LINEの使い方講習を含めたスマホ講習会を1月21日、1月27日に開催し、大変好評を得ました。これは、各介護予防事業にボランティアとして携わっていただく介護予防サポーターの方へ講習会を実施することで、そこから村内高齢者への普及を図るために実施したものです。

また、榛東村タクシー利用料金助成事業、いわゆるしんタクの申請もLINEでできますので、各区のいきいきサロンにも出向く所存であります。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 先ほど村でDXを推進しながら発信しているものに対しましては、回覧板や村の広報でも同じく並行して発信しているということで、デジタルデバイドには当たらないというご答弁をいただきましたけれども、申込みですとか簡単にアクセスできるLINEですね。村が進めております公式LINE、とても便利で、使いこなせれば村まで足を運ばなくても申込みをしたり等できる状況になってきています。ただ、そちらを使いこなせない方にとっては、全くその恩恵が受けられないということになりますので、そちらのほうも考慮していただきたいと思っております。

また、デジタルリテラシーの向上につきましては、高齢者のほうでも近年、巧妙な手口で詐欺等対策も行っていかなければいけませんし、スマートフォンの所持ですね。低年齢化に伴い、小学校五、六年生でもかなり持っているという試算も出されています。そういった子どもから高齢者までのデジタルリテラシーの向上は喫緊の課題であります。

(2) 誰一人取り残さないDX推進のために、高齢者等にスマホ教室や利用のお手伝いを積極的に進めるのはいかがでしょうかということで、今朝も波多野議員がおっしゃっていたコンシェルジュですね。公共施設にデジタル案内所を設置し、住民が気軽にデジタル支援を受けられる環境を整備している自治体等もあります。

本村では、先ほど介護予防サポーターさんにボランティアをしていただいて、LINEのほうも支援していただいているということでもありますけれども、例えば中学生や高校生などのボランティアを募って、多世代で交流しながらスマホの使い方を教えるというボランティアもあってはよいのではないのでしょうか。実際にやっている自治体もございます。

将来のためにもなる生徒のボランティアには、ボランティア証明書など発行することで積極的にボランティアを考えてもらうきっかけづくりにもなりますし、村に関わっていただく機会にもなると思います。日々、便利になっていく反面、不便が増してしまうという人のための取組でございます。そういったお手伝いを積極的に進めていくのはいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） スマホ教室につきましては、先ほどの質問でお答えしたとおりでございます。登録、利用のお手伝いにつきましては、まず村公式LINEの情報発信を受けるために、高齢者のいきいき教室等を活用して進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 高齢者に向けましてはいきいき教室などを活用していただいて進めていただけるということでございました。このスマホ教室におきましても、例えば遠くまで行けない方のために、健康保険課のご答弁でもいただいたように、住んでいる地域に向けて、近くで各地でスマホ教室ができるというような体制も整えていただければ助かります。

では、5番、令和9年度まで延長された企業版ふるさと納税制度についてです。

まず初めに、(1) 今までの実績についてお伺いします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 企業版ふるさと納税制度について実績を申し上げます。

令和5年度は3件、140万円、令和6年度は現時点におきまして3件、110万円でございます。
以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 令和7年度以降でまた新たに申込みも必要になっていると思うんですけども、どのような予定であるかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 企業版ふるさと納税の制度延長に伴い、令和7年度以降については企業版ふるさと納税の認定を受けるために村の地域再生計画を内閣府に申請しているところです。当該認定を受けることができましたら、企業版ふるさと納税の制度に参加することができるようになります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ただいま申請中ということでお答えいただきました。制度改正がされまして、条件も厳しくなっていることと思います。このことも踏まえまして、寄附活用事業の実施状況の透明化をどのように行っていくつもりでありますでしょうか。（3）番です。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 企業版ふるさと納税の制度につきましては、寄附した企業に対して自治体が便宜供用を行ったとして認定が取り消された事例がありました。本村においてはそういった事例もなく、透明性は確保されているものと考えます。

また、今議会において、企業版ふるさと納税基金の設置を予定する条例が上程される見込みとなっております。この基金設置によりまして、積立処分が一般会計歳入歳出予算を通じて行われることから、より視覚化され、透明性が図られることと思います。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 基金がつけられるということで、より透明性が担保されると思います。一般のふるさと納税に対しても、課は違いますが、以前質問させていただいたことがあるんですけども、目的を持って寄附する方もいらっしゃるもので、一般会計でなく特別会計にすることによって寄附の適正な利用と使途の透明性の向上をはっきり図ったり、今回のように基金を設けて寄附者にも

その使途が明確に伝わるようになれば、リピート率の向上につながっていくのではないかと考えております。

独立管理による透明性の向上を担保されるということによかったと思います。今後もより透明性がある、視覚化される運営を期待いたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

村長、各所属長におかれましては丁寧なご回答ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、5番須田仁美議員の一般質問終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後3時40分といたします。

午後3時26分休憩

午後3時39分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位5番早坂通議員の一般質問を許可いたします。

12番早坂通議員。

〔12番 早坂 通君登壇〕

○12番（早坂 通君） それでは、一般質問を始めます。

今、この原稿を読みましたら、おはようございますって出てた。一瞬気づきました。

本日は1番目、防災中枢機能施設に絵本棚を設置することについて。

2番目、村の活性化について。

3番目、二元代表制の実現について質問します。

まず1番目ですが、村としてはプレイルームに設置予定であると承知していたが、絵本に集中するには雑音が気になるのではないかと思います、会議室がいいのではと考え、プレイルームもしくは会議室と通告しましたが、その後、プレイルームがよいと判断しました。

続いて2番目、村の活性化についてですが、榛東村を活性化するには様々な施策が必要です。ある資料によると、少子高齢化が続いて地域の労働人口が減少することで未来の地域経済を担う人材不足につながり、地域のサービスや経済活動の維持が困難になるという悪循環を生み出してしまうと書かれています。

3番目、二元代表制の実現についてですが、ある資料には「二元代表制の特徴は首長、議会が共に住民を代表するところにあり、共に住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等な機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、また積極的に政策提言を通して政策形成の部隊になることこそ二元代表制の本来の在り方である」と書かれています。

しかし、私の知る限りでは、榛東村の首長と議会の関係は現在も過去も二元代表制の本来の在り方にはなっていないと考えています。

以上、3点の質問事項を自席に戻り質問をします。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時43分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） それでは、まず最初に防災中枢機能施設に絵本棚を設置することについて質問をしたいと思います。

質問要旨として、プレイルームもしくは小会議室に設置してはどうでしょうか。

自席に戻り、あとは質問をします。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 新しく建設されます公民館の中に、仮称ではございますが、プレイルームという部屋を設置する計画でございます。このプレイルームで想定される使用目的としましては、主に未就学児から児童及びその親たちの交流場所を想定してございます。こうしたことから、このプレイルーム内には絵本を設置する計画をしております。絵本の読み聞かせなどの事業にも利用をしていただきたいと思いますと考えているところです。

また、小会議室につきましては、少人数による会議や講座での利用を想定していることから、こちらには絵本を設置する考えはございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私も通告を出した後、プレイルームもしくは小会議室ということで通告をしましたが、やはりプレイルームに設置することがいいと思います。

そして、本についてですけれども、ただ何でも絵本をそろえればいいということじゃなくて、やっぱり絵本の中にもいろいろあると思うんですね。私も30年ぐらい前に8年間、保育士をしていましたけれども、そのときと比べても様々な絵本が出ていると思うんですね。

そういったことで、まず一つ、絵本をそろえるときには次のようなことにちょっと留意してもらえるといいと思うんですけれども。大人になっても重要なのが話す力と聞く力、そして表現する力です。保育園の教育方針として言葉の基礎となる話す、聞く、表現する力を伸ばすことを重視しているところも多いのではないのでしょうか。子どもたちへの絵本の読み聞かせは、それらの力を高めるきっかけになります。

また、絵本の読み聞かせに語彙力が高まるという効果があるのは、ふだん身近な家族や同世代の友達が話さないような言葉を絵本から習得できます。

さらに、子どもたちは絵本に含まれる情報の中から様々な想像をします。たとえ絵や文字が少ない絵本でも、子どもは壮大なストーリーの物語を頭の中で描いていることがあります。日々、絵本の読み聞かせを行うことで、想像したり考えたりという脳の働きが活発になり、感性が豊かな子どもへと成長するのです。

保育園では様々なジャンルの絵本を読み聞かせすることがいいというふうにも言われております。読み聞かせにとって語彙力や表現力が高まれば、小学校に入学後、国語はもちろん算数などの科目においてもその学力の高まりが期待できますというふうに私がネットから出した資料には書かれております。

もちろん、ここに書かれているからいいということじゃなくて、私も先ほど言いました8年間の保育士経験がありますので、そういう観点から考えても、今、読み上げたことは正しいことだというふうに思うんですね。ですから、ぜひ今度プレイルームに絵本をそろえるときには、こういうようなことも十分留意しながら本をそろえてもらいたいと思っています。いかがですか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 現時点では、仮称ですがプレイルーム内に設置する絵本類についてリスト化をしているものはございません。設置する絵本についてですが、現在の中央公民館や南幼稚園などに収蔵している絵本類をまずは有効活用していく予定でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ですから、今ある絵本は絵本でその場で設置すればいいと思うんですね。ただ、当然のことながら、今後新たな絵本をそろえるということは当然あるでしょうし、この機会、新しく中枢防災機能施設ができて、そこにプレイルームができたわけですから、そういった観点からも、全く今までの本をそのまま使っていくということではないと思うんですね。近々やっぱり、それなりの本をそろえることがあると思うんですよ。また、そうしなければ駄目だと思うんですね。その辺はどうですか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 新たに絵本など購入する場合にあっては、図書司書などの意見を参考に検討していくようにいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） そうです。ぜひ、最もそういうところで頼りになるのはきっと図書司書でしようし、またほかに村の中にもそういう幼児教育に詳しい方もいると思うんですね。もし、そういう人がいたら、そういう人の意見も聞いてそろえていくのがいいと思うんですね。

何で私はこれほどしつこく言うかという、やはり絵本が子どもに与える影響というのは大きいと思うんですね。ですから、ただただ絵が描いてあって、字が書いてあって、読めればいいということじゃなくて、さっき、今、私がこれを読み上げたような観点もしっかり持って、本の設置をしていてもらいたいというふうに考えているわけです。

じゃ、次の質問に移ります。

質問事項の2ですね。村の活性化についてですけれども、村を活性化するには様々な施策が必要と考えます。まず、現在、実現されている施策、また近々に実施予定の施策はありますか。質問要旨1から4についての答弁をお願いしたいと思っております。

それで、申し添えておきたいのは、この私が通告した質問要旨の1から4というのは、かなり内容的にもダブることもあったりもするのかなと思ったりもするんですが、いずれにしても、相互作用でこれらのことが村の活性化には大きく作用するというふうに考えておりますので、まず少子高齢化対策について今後の検討していることを答弁をお願いします。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 少子化対策につきましてでございますけれども、村では第6次総合計画にのっとりまして、健やかで生き生きとした村づくりを進めております。子育て世代の充実に関しましては、経済的支援を目的として令和6年度から保育の無償化とともに学校給食の無償化を実施しております。

また、学童保育の充実といたしまして、令和6年度から南小学校に新たな学童保育所を開設いたしまして待機児童ゼロ施策を進めており、令和7年度におきましては、新たに北小学校内に学童保育所を開設することによりまして待機児童はゼロとなります。

そのほか、現在、子育て支援を総合的・計画的に進めるため、令和6年度から5か年計画でございます第3次榛東村子ども子育て支援事業計画策定中……失礼いたしました。令和7年度から5か年計画でございます第3期榛東村子ども子育て支援事業計画を策定中でございます。また、本年度は婚活イベントも実施いたしまして、親御さん向けの婚活応援セミナー、こちらには参加者12名、縁結びイベントにつきましては男女合計30名に参加をしていただきました。子育て支援は村の活性化、若者人口の増加促進をはじめとした地域活性化対策の一つと捉え、進めているものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番。

私も最近、ニュースだかなんかテレビで聞いたんですけども、やっぱり婚活をしている自治体も結構あるみたいですね。やっぱりそれは大事だと思いますね。

そういうことで、次に、それでは移住促進施策の推進について答弁願います。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 村では群馬県移住支援金事業を活用し、東京23区の在住者または東京圏在住で東京23区への通勤者であることなどの一定の条件を満たして移住した方に対し、村から移住支援金として100万円を支給しております。令和5年度にこの制度を利用して東京都から村に移住した方が1世帯ありました。

また、北群馬渋川振興局渋川行政県税事務所主催のオンライン移住セミナーに参加し、村の子育て支援施策等の紹介を行うなど、村の魅力についてPRを行っているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） それでは、産業振興課長が申されました施策のほか、建設課で所管している事務についてご説明させていただきます。

移住促進施策としまして、空き家バンク、空き家リフォーム補助金、榛東村空き家除却補助金がございます。村では空き家バンクに登録された物件について登録情報等をホームページ等で公開し、情報提供をし、移住定住を検討される方に情報提供させていただいております。

また、空き家リフォーム補助金では、空き家の利活用による地域の活性化及び定住の促進を図ることを目的として補助事業を実施しております。

榛東村空き家除却補助金におきましては、榛東村に存する居住して建築した戸建て住宅または併用住宅でおおむね1年以上、居住のその他使用されていないことが確認された物件について、当該補助金の要綱に合致したものが対象となりますが、こちらの建物の除却等が対象となるものでございます。

新築住宅への補助金等は実施しておりませんが、既存の空き家をリフォームするなどしていただき、移住定住のために活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番。

移住促進施策についても、私もネットでいろいろ時間かけて調べましたけれど、かなりそれなりにいろいろな工夫をして、これだけの資料、ネットから出したんですけども、いますので、これで一概にすぐこうだこうだって簡単には言えないんですけども、ぜひ、この移住促進施策についても力を入れていってもらいたいと思うんですね。

次に、3番の地域資源の棚卸しについて答弁をお願いします。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 議員お尋ねの地域資源とは地域内に存在する資源であり、かつ地域内の人間活動にとって利用可能な、あるいは既に利用されている有形無形のあらゆる要素のことを指すのかと思います。

地域住民にとっては当たり前の存在であるため、地域資源であると気づかれない場合も多いことだと思います。実例を挙げれば、気候、風土、歴史、伝統、文化、はたまた特産品や人物そのものが地域の資源にもなり得るといふことかと思ひます。

そして、地域資源をいかに有効活用できるか、結びつけることができるかが地域の活性化につながる事かと思ひます。さらに議員からは、可能な限り棚卸しをしておきなさいとのことですので、よく整理をしておき、今後の業務の参考とさせていただきますと思ひます。

本村では、各種計画に棚卸しという用語は使用しておりません。ただし、地域資源はよく整理し、本年1月に新しい観光パンフレットを発行してあります。そこでは、「おいしいと楽しいに会いに行こう！榛東村総合ガイドブック」と銘打ちまして、写真も多様し、榛東村の魅力の紹介を刷新したところでございます。同時に、上毛新聞を利用した「ぐんま愛」の紙面も村の地域資源を存分に紹介するものと考えてあります。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番。

そうですね。地域資源の棚卸しというのは、私が参考にした資料に書いてあったんですね。早い話が地域資源の活用ということなんです。今、答弁した企画財政課長も分かっていたようですけども、そういうことでもあります。

そして、あと人材育成についてなんですけれども、これについてはやはり、こういう地域を活性化するためには当然、役場内にも人材を育成したほうがいいですし、あと外でもいろんな広い意見を聞くために、こういう人材育成をすることを考える必要があると思ひます。

そして、一つの提案なんですけど、私はやっぱり今この時代、村を活性化するという事は大事な事だと思ひます。つい最近のマスコミでも移住希望ナンバーワンは群馬県だというふうにもなりま

した。確かに群馬県全体を見ても、その中でもさらに榛東村を見ると、やっぱり移住者にとってはいい場所だろうというふうに思うわけです。そのためには、今後もさらに知恵を出し合って、榛東村が移住地として選ばれるような環境づくり、施策を実施したりするということが大事だと思うんです。

そのために、ひとつ役場内に、私、考えたんですけれども、こういう課をつくってはどうか。早い話が地域活性化課というので、それでちょっとそういう名前じゃおかしいんで、ちょっと議長いいですか、課に括弧すればいいかなと思うんですけれども。そんなことで、それだけやっぱり重点を置く必要のある課題だと思うんです。

本来ならば、どう言ったかな、相互作用で榛東村がどんどん活性化していくことによって他地域もどんどん活性化していくと。それが日本全国に広がっていくというのがあれば、本来、私の理想なんですけれども、それをするにはなかなか難しいですから、せめて榛東村の活性化を力を入れて、それが実現できれば榛東村の村民の皆さんにとっては大変いいことだと思うので、ぜひこのことに少し力を傾けてもらいたいと思います。

もちろん、今までも地域活性化につながるような少子高齢化の施策とかいろいろやってきたということは私も認めております。ただ、人間一人の知恵というのは限られますので、やはりさっき言ったようなそういう活性課、榛東活性課をつくって、そこで集団の力でいろんな施策を検討して実現していくということが必要だというふうに考えているわけです。それについてはいかがですか。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 地域を活性化したいという思いでございますが、南村長は令和6年の仕事始めに当たり、今年の漢字一字ということで「協働」の「協」という字を示されました。むらづくりには行政の力だけでは成し遂げるものは少ないということで、村民の方々をはじめ、多くの関係者の方にご理解とご協力を得ながら、みんなで進めていきたいという思いが籠もった一字だと考えております。

一例を申しますと、コロナ禍を経て再開しようとした村づくり祭ですが、従来のスタイルでは人が集まらずに、幾つかの自治体がスポレク部分に不参加の表明をした経過がございます。むらづくりを行政だけでなく村民や事業者、関係者の皆様と力を合わせて、未来に向けたむらづくりを推進していきたいという思いと、榛東村で暮らしていくこと、働くこと、食べること、遊ぶことなど生活の全てを楽しんでいただきたいという村長の思いもプラスして、「enjoy SHINTO 村づくり祭」に生まれ変わることができました。村民参加の実行委員会で企画運営をした新たな事業は盛況で、参加者の方々、出演者の方々からも好評をいただいているところでございます。

前例や慣例にとらわれることなく、行政も村民も一体となった住みよいむらづくり、村の活性化に向けて進めていきたいという事例でございますが、今後もこの方針で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番。

そのとおりです。私も先ほど申しましたけれども、人材育成のところでは役場内、そして外でもそういう人材を育成していくということが大事だと思うんです。そのためにも先ほど言いました榛東活性化課をつくる。そこで、自然発生的に役場外でそういうものができればいいんですけども、その可能性も十分あります。ただ、それと同時に、やっぱり役場の中でそういう担当課をつくって、そういう人物、人材を育成していくというのも大事かなと思います。

正直言います、私自身も初めこの通告を出したときには、そんな大変なことではないと思ったんですけども、いざ一般質問するんで調べ出したらば、本当にいろんな資料を集めないとなかなか納得いくようなことが出ない。先ほども示しましたけれども、ネットからこのためにこれだけのものを全部引き出してやったんですけども、これだけのものですから、正直言います、私自身も整理し切れていないのが実情です。

そんなこと言っても仕方ないので、早い話が、村を活性化するために、やはり村がまず先頭になってやっていくと。何度も言いますが、活性化に関してはやっぱり役場内だけの仕事では目的が達成できないと思うんですね。ですから、やっぱり外部の人たちも一般村民も活用して、そういう人材を育成していくということが重要じゃないかというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

質問事項の3の二元代表制の実現についてでありますけれども、この質問要旨には榛東村議会だより103号の村長挨拶を抜粋して、「二元代表制を大事にした村政運営は大切」と記述しましたけれども、全文は次のようになっています。「第11代榛東村長に就任しました南千晴です。16年間の議員活動を通じて感じたことは、二元代表制を大事にした村政運営の大切さです。私は住民、そして住民の代表である議会の皆様と知恵を出し合いながら、前例や慣例にとらわれず、むらづくりを進めていきたいと考えております」と記されています。

私も大賛成です。特に住民の代表である議会の皆様と知恵を出し合いながら、前例、慣例にとらわれず、むらづくりを進めていきたいと述べていることは私も同感です。

一方、前例、慣例から学ぶことも必要だということもあります。ただただ前例、慣例にとらわれず、村長もそうは思っていないと思いますけれども、前例、慣例から学ぶこともありますので、ぜひそこは念頭に入れておいてもらいたいというふうに思います。

そういうことなので、村長の認識を答弁願います。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 早坂議員、先ほど榛東村議会だよりですか、103号の抜粋のところお話しし

ていただいたんですけれども、村長に就任して、16年間議員をさせていただいた経験の中でも、やはり思うところはいろいろありました。具体的には今、言わないですけれども、いろいろ感じていて、私だったらこうだろうとか、ちゃんと事前に議会に話をすべきじゃないかなとか、いろいろそう思ってきたことがあるので、それは実行をさせてきていただいている。全てできているかというのはまた十分かと言われると、まだの部分もあるかもしれないんですけれども、やれることは、できることはさせてきていただいております。

特に、就任してすぐに防災中枢機能施設のすぐ入札ですという話を職員から聞いて、入札の前にそもそもこの防災中枢機能施設の全体像を住民に説明したのかと。議会にもそういう場所を取って、全議員に説明してなかったと思ってまして、私、文教厚生常任委員会に所属させていただいたので、資料請求を委員会として、資料請求とか委員会として調査権を行使して、それであの当時、どういう概要なのか教えていただいた記憶しかなかったの、このまま住民が概要なり全体像を知らないまま、今までにない、総額約50億の事業を進めるということは私は違うと思ったので、まずは議会に説明。で、ちゃんと住民にも分かるように情報を出した上でその工事に着手しないと。

ただ、工事も補助金もいただいて整備する関係から、なかなか後ろも決まっていますから、そんなに先延ばしはできない中で、職員等と相談しながら、まずは議員の皆様概要説明をさせていただいて、その後、広報臨時号で村民の皆様にお伝えさせていただいて、ご意見等も募集しているということで周知もさせていただいて。

そのときにも、こんな大型事業をそれをしないまま進めるとというのが、私としてはやっぱり違っていましたし、住民だけに伝えればいいのかということではなく、やはり住民の代表の議会に最初に伝えるべきだと思いましたので、そのような流れでさせていただいております。

また、もちろん本会議、臨時会ありますけれども、事前に皆さんにお伝えしておくべきこと、お伝えしたほうがより本会議での議論に当たって、ゼロからではなく知っていただいた上のほうが議論もしやすい部分もあったりすると思いますし、ただ事前審査になるのはまたそれは違いますので、そこを配慮しながら、なるべく議長に全協を開いていただいて事前の説明をしてきたりしております。

また、専決処分も極力、本当に必要最低限といいますか、したくないと思ってまして、そこも先日でもそうですけれども、先週金曜日、急遽、臨時会を招集させていただきましたけれども、それも私としてはやっぱり、議会、二元代表制ですから、やっぱりそこは専決ではなくきちんと議会の議決をいただいた上で進めていくというのが大事だと思って、そのよう形でさせていただいているところであります。

また、今日も活発な議論って早坂議員もおっしゃっていたんですけれども、私より何年も前に議員をされて、長くやっていらっしゃる早坂議員と、こうやって二元代表制について、この場でお互いの考えをお話しさせていただいたりするのも、すごく私としてはありがたいと思っていますし、やっぱりこういう場所って大事だと思っていて、議会って本当、そのときそのときが勝負だと思って私も議

員をやってきたので、こっちの執行側に立っても、執行の立場として、やっぱり今のこの空間とこの時間はすごく重要だと思っているので、一般質問にしろ質疑にしろ、こちらとして、議会のルールはいろいろありますし、その中で、議会のルールに沿った中でお互い議論ができればいいのではないかなと思って、そういう認識でいます。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番。

今話を聞いていて、まさに私もそのとおりでと思うんですね。この間、2年ばかりの村長を見ていて、やっぱり二元代表制にのっとり行政運営をしているだろうというふうにも思います。

ただ、村長が議長の時代に、やはりちょっとどうなのかなと思うようなことがやっぱり幾つかありましたよね。だから、それは本人も承知していると思うんで、今後、本当に二元代表制にのっとり行政運営をしていってもらおうと同時に、村長はね。

議会もやはり二元代表制にのっとりやっぱり議会活動、議員活動をしていく必要があると思うんです。二元代表制というのはさっきも言ったから分かっていると思うんですけども、やっぱり首長と議会が活発な議論をして、それはただすればいいじゃなくて、両者とも村民のため、村のためということのを土台にして、活発な議論をして新しい方向を導き出すというのが二元代表制の本来の姿だと思うんです。

ですから、今、村長の話聞いていけば村長はそれを理解しておるようですし、そしてまた、この間の2年間の村長の仕事を見ていて、それなりに努力しているなというふうなのは分かりますので、今後も今の姿勢を続けていって、時には議会を叱咤激励するようなことがあってもいいと思いますので、ぜひそのようにして、榛東村をよくし、活性化していってほしいというふうに願っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（生方勇二君） 以上で、12番早坂通議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎日程第5 報告第5号 専決処分について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負変更契約の締結）

○議長（生方勇二君） 日程第5、報告第5号 専決処分について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負変更契約の締結）を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 報告第5号 専決処分についてご説明申し上げます。

議案書は108ページから109の1ページ、議案参考資料につきましては210ページでございます。

議案書108ページお開きください。

報告第5号 専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定についてにより、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

令和7年3月3日提出。

処分件名です。榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負変更契約の締結でございます。

処分年月日、令和7年1月31日でございます。

次ページに専決処分書を添付してございます。

工事名称や金額、契約の相手方につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、去る1月31日、臨時会におきまして議案第14号として提出をし、ご審議、ご可決をいただいた内容でございます。

議会後でございましたが、考察の結果、本件が100万円以内の範囲において増減する変更契約の締結ということで、本件が議会の委任による長の専決処分事項の指定に該当するというので、議員の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、同日付、1月31日付で専決処分とさせていただいたものの報告でございます。

議案参考資料の210ページには工事の概要などつけさせていただいておりますが、1月31日の臨時会におきまして説明をさせていただいておりますので、本日の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上で、報告第5号 専決処分についての説明とさせていただきます。

○議長（生方勇二君） 報告内容の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告のみといたします。

◎日程第6 報告第6号 専決処分について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負変更契約の締結）

○議長（生方勇二君） 日程第6、報告第6号 専決処分について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負変更契約の締結）を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 報告第6号 専決処分についてご説明申し上げます。

議案書は109の2ページから109の3ページ、議案参考資料につきましては211ページでございます。
議案書の109の2ページをお開きください。

専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定についてにより、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

令和7年3月3日提出。

処分件名です。榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負変更契約の締結についてでございます。

処分年月日、令和7年2月18日でございます。

次ページをお願いします。

専決処分書です。

工事名称、記載のとおりでございます。

契約金額、変更前6億394万4,000円、変更後6億390万円でございます。

契約の相手方所在地、群馬県前橋市亀里町2003番地1。名称、利根電気工事株式会社でございます。
代表者役職及び氏名、代表取締役、熊木亮介氏でございます。

議案参考資料の211ページをお開きください。

概要です。工事名称につきましては記載のとおりでございます。変更前契約金額が6億394万4,000円、変更後の契約金額が6億390万円。変更増減額が4万4,000円の減でございます。変更の概要につきましては、トイレ間接照明の数量減ということで、館内にトイレを設置、洗面台に鏡を設置する予定でございますが、その仕様の変更がございまして、トイレの数が減少になったというものでございます。

関係法令、予算措置の状況については記載のとおりでございます。トイレの間接照明の数が減ったことによる減額でございます。明るさの問題はございません。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（生方勇二君） 報告内容の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告のみといたします。

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で本日予定した日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和7年第1回榛東村議会定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時31分散会

令和7年第1回

榛東村議会定例会会議録

第2号

3月4日(火)

令和7年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

令和7年3月4日（火曜日）

議事日程 第2号

令和7年3月4日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 2 議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第29号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第30号 村道の路線の認定について
- 日程第16 議案第31号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第32号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第33号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第34号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第35号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 1 議案第 3 6 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 3 7 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 3 議案第 3 8 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 4 議案第 3 9 号 令和 7 年度榛東村一般会計予算
- 日程第 2 5 議案第 4 0 号 令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 4 1 号 令和 7 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 4 2 号 令和 7 年度榛東村介護保険特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 4 3 号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 4 4 号 令和 7 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 4 5 号 令和 7 年度榛東村上水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 4 6 号 令和 7 年度榛東村下水道事業会計予算
- 日程第 3 2 発委第 1 号 榛東村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 3 3 発委第 2 号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

2番	吉澤浩一君	3番	浅見隆君
4番	齊藤将史君	5番	須田仁美君
6番	三俣実君	7番	波多野佐和子君
8番	小板橋尚君	9番	生方勇二君
10番	善養寺孝君	11番	清水健一君
12番	早坂通君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長（兼）	一倉学君	企画財政課長	富澤光彦君
会計課長	早川弘行君	住民生活課長	飯塚邦守君
税務課長	碓井由果君	産業振興課長	狩野宏記君
健康保険課長	山口誠一君	上下水道課長	岡部貴一君
建設課長	須永光明君	学校教育課長	湯澤知佐子君
教育長	村上誠君		
生涯学習課長			

事務局職員出席者

事務局長	関口健一	書記	天田華子
------	------	----	------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第1回榛東村議会定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

会議に入る前に、昨日の一般質問の中で答弁の修正、そして追加等がございますので、これの申出がございました。これを許可いたします。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 昨日の波多野議員からの一般質問の中で、村文化協会に対する補助金額の増額について村の考えはとのご質問がありまして、私から調査研究を行うというふうにお答えをさせていただきました。議会終了後に確認をしましたところ、村文化協会への補助金につきましては、過去に、村と文化協会で協議をする中で現在の交付方法や補助金額となっていることが分かりましたので、調査研究を行うとした答弁を削除していただき、補助金額の増額に対する考えにつきましてはお答えできませんと訂正をさせていただきたく、お願いをするものでございます。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 昨日の須田議員の一般質問の中の答弁の追加でございますけれども、3の（2）後段におきまして、防災中枢機能施設で住民票等の証明書の交付についてという質問がございましたが、当該施設におきましては、証明書等の交付は予定しておりませんと答弁をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（生方勇二君） 日程第1、議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

す。

清水秀夫さんは、令和4年7月1日から人権擁護委員としてご活躍いただいておりますが、本年6月30日に任期満了を迎えることから、このほど再度の推薦をお願いするものでございます。

清水秀夫さんは、榛東村大字長岡の第1区にお住まいです。清水さんは、昭和58年4月から平成15年6月まで県外の自動車製造会社に勤務されておりましたが、平成17年5月に地元に戻り、令和5年まで自動車部品製造会社に勤められていらっしゃいました。海外出張も多く、外国人と接する仕事に従事されていたことから、様々な文化や価値観に触れ、外国人の人権についても理解と見識を備えていらっしゃいます。また、大学在学中には、同和問題に詳しい教授に師事し、人権問題に深い関心があるとのことでございます。地元での人望も厚い方でいらっしゃることから、3年間の経験を生かし、引き続き、本村の人権教育や相談活動の場で、人権擁護委員として活躍していただきたいと考えております。

以上のことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会のご意見を伺い、法務大臣に対して推薦をさせていただきたいと存じます。ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第47号につきましては、議会運営委員会におきましては、委員会付託、質疑及び討論を省略することに決定されました。

お諮りいたします。議案第47号の委員会付託、質疑及び討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第47号につきましては、委員会付託、質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

直ちに採決を行います。

議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを原案のとおり推薦することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生方勇二君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第2 議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

初めに、提案理由について説明申し上げます。

今回、令和7年4月1日に組織機構改革を実施するため、所要の改正を行うものであります。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の1ページをご覧ください。

概要の趣旨、目的に記載のとおり、令和7年4月1日に組織機構改革を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料の2ページの新旧対照表をご覧ください。

右側の列が旧で現行となっており、左側の列が新で改正案、下線の部分が改正箇所となります。

恐れ入りますが、議案参考資料の資料により説明させていただきますが、第1条、2条関係につきましては、総務課と企画財政課を統合し総務企画課、また、税務課と会計課を統合し税務会計課を創設するものでございます。

議案参考資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

こちらは、併せてこの条例を引用しているほかの条例の整理を行うものでございます。

議案書に戻りまして、2ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行となります。

提案説明につきましては以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第17号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 続きまして、議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

初めに、提案理由について説明申し上げます。

監査委員に事務局を置くこととし、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の4ページをご覧ください。

概要の趣旨、目的、そして概要に記載のとおり、監査委員の事務を処理するため監査事務局を置くこととし、監査委員関係の全ての例規について見直しを行ったことに伴い、所要の規定整備を行うほか、字句の整理を行うものでございます。

議案参考資料の5ページから6ページの新旧対照表をご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案、下線の部分が改正箇所となっております。

5ページの第2条関係ですが、榛東村の監査委員の事務を処理するため、榛東村監査委員事務局を置くものでございます。また、5ページから6ページにわたり、監査委員の事務を処理するための所要の規定整備を行うものでございます。

設置の理由といたしましては、現在まで村には監査委員事務局が設置されておりませんでした。平成9年6月の自治法改正により、町村においても、自主的な判断により条例で事務局を設置することができることとされたものでございます。今回の改正に至った理由といたしましては、監査の機能強化のためでございます。監査の状況を見ますと、監査委員が行う監査の範囲は広範多岐にわたり、監査の事務量も膨大なものですので、監査委員のみで十分に監査を行うことは難しく、書記または補助職員による補助が不可欠でございました。今までは監査事務局が設置されていなかったため、村長部局の執行側の兼務職員であり監査委員を補助する体制が十分ではないとの指摘がございました。今後事務局を設置することで、より監査機能の強化向上が図れるものとなっております。

議案書に戻りまして、5ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第18号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第4 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

[総務課長 一倉 学君発言]

○総務課長（一倉 学君） 続きまして、議案第19号でございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

初めに、提案理由について説明申し上げます。

渋川地区医師会から学校保健管理事業における報酬の額の改定要望があったことから、学校医及び園医の報酬の額を見直し、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の7ページをご覧ください。

こちら概要の趣旨、目的は、先ほど申し上げさせていただいたとおりでございます。

議案参考資料8ページの新旧対照表をご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案、下線の部分が改正箇所となります。

学校医及び園医の報酬の年額が改正案のとおり、現行の報酬から20%ほど高くなったものでございます。

議案書に戻りまして、7ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第19号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第5 議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書は8ページになります。

今回、令和6年8月8日の人事院勧告に基づき行われた国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準じまして、本村の職員の給与及び諸手当などの見直し、その他所要の改正を行うものでございます。

なお、9ページから20ページまでが改正の改め文となっております。

今回、恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の9ページをご覧ください。

概要の趣旨、目的は記載のとおり、人事院勧告及び一般職員の給与に関する法律に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

第1条は、榛東村職員の給与に関する条例の一部改正です。

第2条は、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第3条は、榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第4条は、暫定再任用職員について、定年前提任用短時間勤務職員と同様に住居手当等の諸手当が支給できるよう改正を行うものでございます。

第5条は、地方公務員法を一部改正する法律に伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

議案参考資料の11ページから31ページまでが新旧対照表となっております。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案、下線の部分が改正箇所となっております。

議案書に戻りまして、16ページをご覧ください。

附則といたしまして、附則第1条は、施行期日でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するとなります。

附則第2条から第4条は、号給の切替えに関するものでございます。

また、附則第5条は、前述の扶養手当の経過措置に関するものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第20号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第6 議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書21ページをお願いいたします。

初めに、提案理由について説明申し上げます。

今回、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容いたしますと、懲役、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

懲役と禁錮を拘禁刑に一本化する上位法の改正によるものでございます。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の32ページをご覧ください。

概要の趣旨、目的につきましては、記載のとおりでございます。

議案参考資料の33ページから36ページが新旧対照表となります。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案、下線の部分が改正箇所となっております。

この法律を引用しているほかの条例の改正も行うものでございまして、議案参考資料の33ページをご覧ください。

第1条関係、榛東村職員の給与に関する条例、また、34ページをご覧ください。第2条関係、榛東村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、同じく第2条関係、榛東村消防団に関する条例、また、第3条関係といたしまして、榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例、議案参考資料の35ページから36ページをご覧ください。

第4条関係といたしまして、榛東村行政情報審査会条例、第4条関係、榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例、同じく第4条関係、榛東村個人情報保護法施行条例、同じく第4条関係、榛東村議会の個人情報の保護に関する条例。

議案書に戻りまして、22ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和7年6月1日から施行するとなります。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第21号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第7 議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第22号でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書は24ページになります。

今回、条例におきまして引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴いまして、条項番号の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の37ページをご覧になってください。

概要の趣旨、目的につきましては記載のとおりでございます。

第1条関係は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例における引用の部分の改正でございます。

また、第2条関係は、榛東村税条例における引用の部分の改正でございます。

議案参考資料の38ページから40ページが新旧対照表となっております。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案、下線の部分が改正箇所となっております。

議案書に戻りまして、25ページをご覧になってください。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するとなります。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第22号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第8 議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 議案書26ページをご覧ください。

議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定について提案説明をするものでございます。

議案書26ページにおきましては、議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

そして、右側27ページをご覧ください。

本条例の全文でございます。新規制定のため、新旧対照表はございません。

第1条で、設置の目的のところでありまして、記載の事業の経費の財源に充てるため、この基金を設置するものでございます。

第2条第2項のところですが、基金として積み立てる額は、一般会計の予算で定める額としておりま

す。

第3条では、他の基金と同じように有利な方法による管理が規定されており、第4条でも、基金の運用から生ずる収益は、一般会計に計上して基金に繰り入れることを規定したものです。

第5条では、歳計現金の繰替え運用を規定しております。

第6条では、基金を処分する場合の規定でございます。

第7条では、基金の管理に関する村長への委任の規定となっております。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。具体的には、令和6年度企業版ふるさと納税から適用したいと考えております。

参考資料の41ページをご覧ください。

趣旨、目的のとおり、記載の事業の経費の財源に充てるため、本件基金を設置するものでございます。

慎重ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第23号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第9 議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書28ページをご覧ください。

議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでござ

います。

議案参考資料において説明を申し上げます。

議案参考資料の42ページをご覧ください。

栄養士法の改正によりまして、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、児童福祉施設の設備及び管理に関する基準を改正する内閣府令の定めるところによりまして、児童保育施設の運営に関し、栄養士の配置を求めている場合、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合でも、当該要件を満たすことができるよう改正するものでございます。

43ページが新旧対照表でございます。

第16条第2号中、栄養士の次に、または管理栄養士を加えるものでございます。

議案書に戻っていただき、29ページでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定で、内容について、趣旨、目的、国のほうから人員等々含めて、もっと突っ込んでどのようなことで、つまり専門家じゃなくても管理栄養士という形で制定できる、任用という形になるのか委託という形になるのか、その内容については分かりませんが、実際に管理栄養士として、ずぶの素人がその職の任に就かないとも限らない。そういうことに関しての基準等々の内容、それはどのように国のほうからは説明されているのか、分かる範囲内で結構です。回答を。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） まず、栄養士と管理栄養士の違いでございますけれども、栄養士は都道府県知事免許、それから管理栄養士は栄養士の上位資格でございます、国家資格になります。

その資格を取った際にそういった職に就けるということで、その資格がないと職務に就けないということでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第24号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第10 議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の44ページをご覧ください。

趣旨、目的でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、健康保険証が廃止となるため、それに伴う所要の改正を行うものです。

主な改正点といたしましては、被保険者証の返還についての文言を削除し、加えて、条文内に引用されている国民健康保険法の該当条項が改正されたことから、これを改めようとするものでございます。

議案参考資料45ページをご覧ください。

新旧対照表となっております。

左が改正案、右が現行となっております。

議案書に戻っていただきまして、31ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第25号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第11 議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は32ページ、議案参考資料は46ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。

初めに、趣旨、目的でございますが、群馬県小口資金融資促進制度を含む県制度融資について、現在実施している売上げ減少等の要件を満たす場合の借換え制度を令和7年度についても継続して実施することから、所要の改正を行うものでございます。

次に、概要でございますが、附則第2項、改正関係で、令和7年3月31日を令和8年3月31日に改めるものでございます。この条例の附則において小口資金融資に係る借換え措置、期間を延長しようとするものでございます。

また、議案参考資料47ページ新旧対照表で、右が現行、左が改正案でございます。

最後に、議案書33ページをご覧ください。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第26号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 1 2 議案第 2 7 号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（生方勇二君） 日程第12、議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書34ページをご覧ください。

議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定を提案するものでございます。

中身については、議案参考資料にてご説明をいたします。

議案参考資料48ページをご覧ください。

趣旨、目的でございます。水道施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

概要につきましては、改正内容は水道整備、管理行政の移管（厚生労働省から国土交通省及び環境省）に伴う改正でございます。

議案参考資料49ページをご覧ください。

新旧対照表となっております。左が改正案、右が現行です。

第46条第6号中、下線部、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。

議案書35ページにお戻りいただきまして、附則1、この条例は令和7年4月1日から施行となります。

次に、附則の2で、経過措置につきましては、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の榛東村上水道給水条例第46条第6号に規定する登録講習を修了している者については、この条例による改正後の同項に規定する者とみなすとしております。

以上で榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第27号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第13 議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第13、議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げたいと思います。

議案書の36ページでございます。

恐れ入ります、議案参考資料により説明させていただきますので、議案参考資料の50ページをご覧ください。

趣旨、目的ですが、令和7年度から北幼稚園及び南幼稚園を廃止し、新たにしんとう幼稚園を設置するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料51ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、上段でございます。

学校給食センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表ですが、右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案、下線の部分が改正箇所となります。

また、第3条関係、第4号を榛東村立北幼稚園をしんとう幼稚園に改め、第5号、榛東村立南幼稚園を削り、第5号を第6号とするものでございます。

次に、榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例、別表第4条関係でございます。

別表中の北幼稚園をしんとう幼稚園に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、37ページをご覧ください。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するとなります。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第28号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第14 議案第29号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について

○議長（生方勇二君） 日程第14、議案第29号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について、議案第29号、ご説明のほうを申し上げたいと思います。

議案書につきましては38ページ、議案参考資料につきましては53ページから54ページとなっております。

初めに、概要について説明させていただきます。

選定までの経過、経緯等につきましては、過日の全員協議会でご説明申し上げたとおりでございます。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の53ページをご覧ください。

概要の趣旨、目的につきましては、榛東村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1号の規定に基づき、公募に応じて当該施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体の申請がなかったため、指定管理者の候補者の選定の特例により候補者の選定を行おうとするものでございます。

今回、特例によりまして選定し募集した選定対象施設といたしましては、榛東村ふれあい館となっております。選定対象施設といたしまして、1つ、名称、榛東村ふれあい館、1つ、所在地、榛東村大字新井507番地3、1つ、新規・再設定別、こちらは再設定でございます。1つ、指定期間、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの6か月間でございます。1つ、指定管理料の有無につきましては、ありでございます。1つ、利用料金制でございますが、こちらにつきましては、採用でござ

ございます。1つ、公募・非公募別につきましては、非公募となっております。

続きまして、指定管理者の候補者の選定でございます。

こちら指定管理者の候補者といたしましては、所在地、榛東村大字新井507番地3、名称といたしまして、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会会長、金井佐則氏でございます。

続きまして、候補者の主な業務内容でございます。

こちらにつきましては、榛東村の福祉行政と一体となり、榛東村における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、公益事業を行っているということでございます。

続きまして、候補者の実績でございます。

榛東村ふれあい館指定管理業務、こちらにつきましては、平成19年度から令和6年度まで行っていただいております。また、榛東村福祉センター指定管理業務につきましても、同じく平成19年から令和8年度まで指定管理を行っていただくこととなっております。また、榛東学童保育所指定管理業務につきましましては、令和元年度から令和8年度まで、こちら指定でございます。

こちら選定委員会の意見といたしますと、榛東村社会福祉協議会は現在、先ほど申し上げた榛東村ふれあい館の指定管理者として適正運営しているほか、榛東村学童保育所、榛東村福祉センターの指定管理者としても適切な管理運営を実施している実績がございます。また、社会福祉法人として営利を目的とすることなく、福祉的な視点に立った当該施設の管理及び運営を行うことが見込まれるということでございます。

議案書に戻りまして、38ページをご覧ください。

指定の期間につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

本議案は議会運営委員会におきましては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。議案第29号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第29号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第29号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第30号 村道の路線の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第30号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口建設課長。

[建設課長 山口誠一君発言]

○建設課長（山口誠一君） それでは、議案第30号 村道の路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書39ページをご覧ください。

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書40ページをご覧ください。

路線番号は1333、路線名、長谷津29号線でございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

議案参考資料56ページをご覧ください。

こちらは、路線認定調書となっております。

認定を求める長谷津29号線の位置図は、57ページとなります。

本路線は、昭和48年頃、当時の地権者より山林を購入した不動産会社により分譲が進められました。分譲区画を購入した権利者並びに不動産事業者より道路部分の寄附の申出があり、物件の現状の確認を行い、道路幅員が4メートル以上であり、上水道の本管、下水道の本管が既に布設され、供用開始されていること、雨水排水については、道路内の暗渠管により処理されていることを確認した上で、寄附手続を行い、本村へ所有権を移転しております。

今般、道路認定をお願いするものでございます。

説明は以上とさせていただきます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第30号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分といたします。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第16 議案第31号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第31号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

[企画財政課長 富澤光彦君発言]

○企画財政課長（富澤光彦君） 議案第31号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について提案説明をいたします。

議案書は41ページでございます。

まず、今回の補正予算につきましては、本年度予算の最終見込みであることから、住民サービスの向上を第一に考えた上で、執行見込額を十分に精査し、多額の歳入欠陥や不用額等が生じることがないように心がけ、補正予算ご議決後の執行可能期間にも十分留意することといたしました。

また、債務負担行為や繰越明許費の変更、追加もよく検討し、年度末における単年度予算主義にも留意をしたところでございます。

では、議案書41ページです。

令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,549万8,000円を減額し、総額をそれぞれ100億3,240万6,000円としようとするものです。

第2項では、補正の款項の区分、金額、補正後の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。

続いて、第2条では、第2表、繰越明許費補正を、第3条では、第3表、債務負担行為補正を、第

4条では、第4表、地方債補正をそれぞれ行おうとするものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

それでは、議案参考資料58ページによりまして、主な補正事項を説明してまいります。

歳入から申し上げます。

なお、金額は説明ベースでございます。

村税840万5,000円の増、税目といたしましては、村民税普通徴収、固定資産税の増等によるものです。

7款第1項地方消費税交付金1,100万円の増、こちらも税収増に伴う交付金の増となっております。

12款1項普通交付税9,625万3,000円の増、16款1項子どものための教育・保育給付費の増のうち、国庫補助金2,863万7,000円の増、同じく県費補助金1,160万1,000円の増でございます。これは、後ほど歳出で説明いたします保育園に支払う子ども・子育て支援交付金の交付要綱が改正され、令和6年4月に遡って基準額が変更になったこと、年度末に当たりまして人数の確定が見込まれることから、補正増を行ったものであります。

17款2項農地防災事業補助金792万円の増、これは大宮貯水池、神薬師貯水池のため池耐震点検業務に係る県費補助金です。しかしながら、同業務は本年4月以降に実施する予定であることから、一旦、令和6年度歳入歳出予算に計上いたしまして、7年度歳出へ繰り越しをします。

20款1項財政調整基金繰入金2億6,133万円の減、こちらは、財政調整基金の繰入金の歳入のところではありますが、各課の事業確定見込みの結果、記載の金額を取り崩さずに済ませることができました。同じく20款1項農業用水維持管理基金繰入金301万円の減、こちらも歳出の減に伴います繰入金の減額でございます。

続きまして、歳出です。

こちらも、参考資料58ページを基に、主要な補正事項を説明してまいります。

なお、金額は事務事業ベースでございます。

3款1項住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業665万3,000円の減です。こちらは、事業の確定見込みに伴います減額補正です。同じく3款1項老人福祉一般経費165万2,000円の減です。こちらも事業費の確定見込みに伴うものです。同じく3款1項障害者総合支援費731万8,000円の増、障害福祉サービス等の増加に伴う増でございます。3款2項児童保育費5,407万9,000円の増、こちらは、歳入のところでも説明申し上げた国の交付要綱の改正に伴います基準額の増及び確定見込みによるものでございます。

4款1項予防費、一般経費978万2,000円の減、事業費の確定見込みによるものでございます。

6款1項相馬原用水費767万8,000円の増、こちらも歳入のところでお話をいたしましたため池耐震点検業務で、そのうち792万円を繰り越して、新年度で執行する予定でございます。

9款1項災害対策費131万7,000円の増、こちらでは、マンホールトイレとして一般用5台、車椅子

用1台の購入を予定しているものです。

10款1項複合施設整備事業803万1,000円の減、工事管理業務委託の事業確定の見込みに伴うものです。

同じく参考資料の59ページ、中ほどに繰越明許費の追加が載っており、記載のとおりでございます。議案書でいいますと、47ページと同様でございます。

続いて、参考資料59ページの後半から60ページにかけて、債務負担行為の追加が記載されておりますが、議案書ですと、48ページから49ページと同様の内容となっております。

参考資料60ページの後半から地方債の追加、変更、廃止を申し上げます。

まず、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を660万円追加します。それから、公共事業等債を600万円廃止します。これは、充当率及び後年の元利償還金に対する交付税算入率を検討したことによる追加及び廃止でございます。

続いて、変更をお願いする事項としては、過去、令和6年度予算においてご議決をいただいた地方債の条件のうち、利率を一括で補正させていただきます。近々の状況から、年2%であったものを年3%にするものです。ちなみに、現在の財務省財政融資資金貸付金利は元金均等、元利均等など様々な条件がございますが、おおむね年2%まで上がってきております。

以上、雑駁ではございますが、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第31号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第17 議案第32号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

○議長（生方勇二君） 日程第17、議案第32号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第32号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

議案書52ページ、ご覧ください。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料は136ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,294万5,000円を追加し、総額をそれぞれ13億3,540万6,000円とするものでございます。

今回の補正ですが、歳入においては、収入額の確定または確定見込みに伴う増減、歳出におきましては、事業費の確定または確定見込みに伴う増減が主なものとなっております。

初めに、歳入ですが、1款1項国民健康保険税は現年度分、滞納繰越分合わせて1,590万円の増額でございます。

5款1項保険給付費等交付金、普通交付金、特別交付金合わせまして5,841万6,000円の増額は、歳出、保険給付費の増に伴う増額でございます。

9款1項滞納延滞金、同2項雑入は延滞金の増額、滞納処分費の減額などで、合わせまして400万8,000円の増額です。

続きまして、歳出をお願いいたします。

2款保険給付費は、年度内の給付費、医療費の見込みの増によりまして、療養給付費、療養費、高額療養費など、合わせまして5,836万1,000円を増額してございます。

5款1項保健事業費64万9,000円の減、同じく2項特定健康診査等事業費183万8,000円の減は、3年以上、医療機関未受診家庭への記念品や、健康教室参加者の減によります特定保健指導委託料の減額によるものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第32号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第18 議案第33号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○議長（生方勇二君） 日程第18、議案第33号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長(碓井由果君) 議案第33号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

議案書は55ページ。

議案参考資料により説明をさせていただきます。議案参考資料は149ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ46万5,000円を追加し、総額を1億9,755万2,000円とするものでございます。

今回の補正ですが、歳入におきましては、収入額の確定見込みに伴う増減、歳出におきましても、事業費の確定、または確定見込みに伴う増減が主なものとなっております。

初めに、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料の増額は、今年度分の保険料、特別徴収、普通徴収を合わせて46万4,000円の歳入見込みの増でございます。

この歳入増となった分を歳出の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金59万8,000円の増額で、広域連合へ支出するものでございます。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長(生方勇二君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(生方勇二君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第33号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第19 議案第34号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(生方勇二君) 日程第19、議案第34号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長(碓井由果君) 議案第34号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第4号)

について説明を申し上げます。

議案書の58ページをお願いします。

議案参考資料により説明をさせていただきます。議案参考資料の155ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,541万7,000円を減額し、総額を12億8,663万3,000円とするものでございます。

今回の補正ですが、歳入におきましては、保険給付費の支出見込みに伴う増減、歳出におきましては、事業費の確定、または確定見込みに伴う増減が主なものとなっております。

初めに、歳入ですが、1款1項特別徴収及び普通徴収保険料、合わせて1,270万2,000円の増額です。

2款1項介護給付費負担金417万1,000円の増額ですが、国の交付決定によるものでございます。2款2項介護給付費財政調整交付金667万9,000円の減額ですが、保険給付費の減額によるものと、交付割合の減によるものでございます。

3款1項介護給付費交付金1,717万7,000円の減額ですが、歳出の保険給付費の減額によるものでございます。

7款2項介護給付費準備基金繰入金2,260万円の減額ですが、歳出予算の減額に伴いまして、基金からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出になります。

2款保険給付費の増減は、事業費確定見込みによるものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第34号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第20 議案第35号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（生方勇二君） 日程第20、議案第35号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第35号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書は61ページでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。議案参考資料の170ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ288万5,000円を減額し、総額をそれぞれ1億4,372万円とするものです。

歳入予算内訳は、1款1項事業収入10万8,000円の減、3款1項一般会計繰入金308万1,000円の減、5款1項諸収入30万4,000円の増でございます。

歳出予算内訳は、1款1項総務管理費271万円の減、2款1項事業費17万5,000円の減となります。

初めに、歳入ですが、1款1項事業収入10万8,000円の減額は、教職員等から徴収している給食費に関わるもので、対象者数の確定に伴い減額するものでございます。

3款1項一般会計繰入金308万1,000円の減は、歳出の事業の確定の見込みに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

5款1項30万4,000円の増は、消費税還付金と廃物売払い収入によるものでございます。

次に、歳出です。

総務管理費271万円の減は、一般会計繰出金で、事業費確定見込みによるものでございます。

2款1項事業費17万5,000円の減は、事業費確定見込みによるものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第35号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第21 議案第36号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（生方勇二君） 日程第21、議案第36号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第36号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書は64ページ、議案参考資料は176ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ167万6,000円を追加し、総額をそれぞれ3,330万7,000円とするものでございます。

初めに、歳入でございますが、1款1項事業収入、補正額160万5,000円の増額は、売電収入で当初予算を上回る見込みによるものでございます。

また、4款1項雑入、補正額7万1,000円の増額は、公有財産損害保険金過年度分が入金されたことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項一般管理費、補正額169万7,000円の増額は、一般会計繰出金で事業費確定見込みによるものでございます。

また、2款1項維持管理費、補正額2万1,000円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第36号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第22 議案第37号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（生方勇二君） 日程第22、議案第37号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第37号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

議案書67ページをご覧ください。

令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款水道事業収益において、既決予定額3億2,648万5,000円から補正予定額873万1,000円を減額し、計3億1,775万4,000円としようとするものでございます。

支出、第1款水道事業費用において、既決予定額2億9,196万4,000円から補正予定額811万円を減額し、計2億8,385万4,000円としようとするものでございます。

第3条は、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正するものでございます。

表中の利率のところ、年2.0%以内を年3.0%以内としようとするものでございます。

次のページ、68ページをご覧ください。

第4条で、予算第11条に定めた債務負担行為に、次の3つの事項を追加するものでございます。

この項目を加えることにより、令和6年度中から令和7年度契約の準備をすることができます。事項といたしまして、水道水水質検査業務委託、榛東村上水道施設機械設備保守点検業務委託、榛東村上水道事業浄水器購入事業単価契約の3つでございます。期間はいずれも令和6年度から令和7年度まで、限度額は記載のとおりでございます。

次のページで、提出日は令和7年3月3日でございます。

続きまして、議案参考資料181ページをご覧ください。

181ページと182ページは、記載の概要のとおりでございます。

次に、183ページと184ページ、こちらが実施計画でございます。

185ページをご覧ください。説明書にてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款水道事業収益では、手数料を13万6,000円増額しております。こちらは工事申請件数の増によるものでございます。消費税等還付金の1,000万円の減額は、令和6年6月28日から本年3月11日までの工期で発注した新北部浄水場築造工事につきまして、工期内の完成が困難となってしまったため、当年度分消費税還付見込額の減額です。新規加入負担金は、給水工事件数の増加による加入負担金の増額となっております。

続いて、186ページをご覧ください。

支出でございます。

1款水道事業費用の原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、いずれも年度末に向けた精算見込みに伴う減額となっております。

最後に、先ほど消費税等還付金のところで、新北部浄水場築造工事につきまして、工期内の完成が困難となってしまったとご説明をいたしました。この工事の工期を本年8月29日まで繰越しをさせていただきます。理由は、本工事は半導体や電子部品を大量に使用する制御盤の設置を予定しております

が、近年のIT技術の発展や世界情勢の動向等の要因から、半導体の需要が急増しており、世界的にも供給がかなり不足しているため、材料部品の調達に相当の時間を要しているためでございます。補助金申請を行った防衛省当局と繰越し協議を行い、承認が得られたことをご報告いたします。

また、県道南新井前橋線バイパスに伴う布設替え工事で、八幡橋のところの取付け道路に水道管の布設と減圧弁を設置する工事を発注しておりました。こちらの工事も繰越しとさせていただきます。理由は、県発注工事の八幡橋に係る新しい橋の橋台工事のため、工事車両の行き来があり、水道管等を布設する期間が取れなかったためでございます。

なお、予算上の繰越し手続は、公営企業法の適用により不要となっております。ご理解ほどお願い申し上げます。

以下、187ページ、188ページが予定キャッシュ・フロー計算書、189ページが債務負担行為に関する調書、190ページから193ページまで、予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について、説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第37号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第23 議案第38号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（生方勇二君） 日程第23、議案第38号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第38号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

議案書70ページをご覧ください。

令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の予算を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益において、既決予定額4億1,702万3,000円から補正予定額602万9,000円を減額し、計4億1,099万4,000円としようとするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用において、既決予定額4億1,702万3,000円から補正予定額602万9,000円を減額し、計4億1,099万4,000円としようとするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりを補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入において、既決予定額3億5,408万8,000円から補正予定額329万4,000円を減額し、計3億5,079万4,000円としようとするものでございます。

次のページ、71ページをご覧ください。

支出でございます。

第1款資本的支出において、既決予定額3億5,408万8,000円から補正予定額329万4,000円を減額し、計3億5,079万4,000円としようとするものでございます。

第4条では、予算第5条に定めた起業債を次のとおり補正するものでございます。

表中の利率のところ、年2.0%以内を年3.0%以内としようとするものでございます。

議案書72ページをご覧ください。

5条では、予算第9条で定めております一般会計からの補助金の金額を4億8,780万8,000円に改めるものでございます。

提出日は、令和7年3月3日でございます。

続きまして、議案参考資料にて説明をいたします。

議案参考資料194ページをご覧ください。

194ページと195ページは、記載の概要のとおりでございます。

196ページから199ページまでは、実施計画でございます。

200ページをご覧ください。

説明書にてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款1項の営業収益では、公共下水道、農業集落排水の使用料を実績見込みにより増額と減額をいたします。指定工事店登録手数料は、実績見込みにより2万円減額いたします。2項の営業外収益では、預金利息の実績見込みによる7万7,000円の増額です。一般会計補助金は585万7,000円減額いたします。また、県補助金は対象となる事業の実績がなかったため減額となります。

次のページ、201ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項の営業費用につきましては、確定見込みに伴います減額となっております。2項の営業外費用の消費税及び地方消費税は、再計算の結果、当初の600万円から1,200万円となる見込みのため、

不足する分、600万円を増額いたします。

次に、202ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうちの収入でございます。

1款資本的収入にあります1項の起業債は、公共下水道事業及び流域下水道建設負担金の事業費の確定見込みにより、その財源である企業債の減額です。2項2目の受益者負担金では、実績見込みにより、受益者負担金、公共下水と特定環境保全公共下水道の増額と受益者分担金（農集）の減額です。

3項の国庫補助金につきましては、本村は国に対しまして、下水道の国庫補助金を令和2年度からスタートする5か年計画で申請をしております。これが令和6年度で終了することとなり、過去に補助対象事業に対しまして、2分の1を頂いてきましたが、このままですと2分の1を超える過剰になることが昨年度、令和5年度に判明いたしました。そのため県下水環境課と相談をしまして、令和5年度から国庫補助金を少なく請求して、過剰とならないよう調整することとしてきたものでございます。令和6年度につきましては、過剰とならないように調整した結果、国庫補助金がゼロ円となったものでございます。また、県補助金は対象となる事業の実績がなかったための減額でございます。

次のページ、203ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項の建設改良費では、確定見込みによる減額です。これは農業集落排水の公共ます取り出し工事の費用の減額となっております。また、県に支払う流域下水道建設負担金も確定見込みにより減額となっております。

以下、204ページ、205ページが予定キャッシュ・フロー計算書。

206ページから209ページまで、予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第38号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第24 議案第39号 令和7年度榛東村一般会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第24、議案第39号 令和7年度榛東村一般会計予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 議案第39号 令和7年度榛東村一般会計予算について、提案説明をいたします。

議案書は73ページでございます。

まず、本村では、令和6年11月5日付、村長名によります令和7年度予算編成方針に基づき予算編成を行いました。特に重点事項として、もっと暮らしやすい新たな榛東村をつくっていくために第6次榛東村総合計画とひもづけた次の重点事項に優先的に取り組むことといたしました。

1つ、子育て、教育、福祉を柱に「もっと赤ちゃんから高齢者まで誰もが安心して暮らせるインクルーシブな村へ」を実現するための事業。

2つ、食育、農業を柱に「もっとおいしく安全な学校給食の推進と農業との連携の村へ」を実現するための事業。

3つ、産業、経済、広域自治圏構想を柱に「もっと経済の活性化と県や近隣市町村と連携した行政サービスの充実の村へ」を実現するための事業。

4つ、自治体のデジタル化、行政運営の見直し、防災に強いむらづくりを柱に「もっと信頼される行政と未来へ向けて取り組む安心安全な村へ」を実現するための事業でございます。

では、令和7年度榛東村一般会計予算は、次に定めるところでございます。

議案書73ページでございます。

第1条、第1項では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,890万円としようとするものです。令和6年度当初予算と比較すると21.9%のマイナス、20億8,850万円の減額でございます。第2項では、款項の区分、金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとしております。

第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる行為を第2表、債務負担行為のとおり定めております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債を第3表、地方債のとおりと定めています。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額を10億円と定めるものでございます。

第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、給料、職員手当及び共済費については、項を超えて流用ができるものと定めるものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

また、74ページから76ページまでが第1表の歳入です。

77ページから79ページまでが第1表の歳出です。

80ページが第2表、債務負担行為としており、障害者福祉一般経費において、障害者計画等策定業務委託を記載の限度額まで債務負担をするものでございます。

81ページは、第3表、地方債となっており、記載のとおり本年度事業に充当するものでございます。続きまして、別冊の令和7年度予算説明資料により説明してまいります。

1ページから14ページまでが概要資料でございます。

15ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入でございます。

1款村税については、6年度に比べ7年度は3,738万2,000円増の16億5,310万3,000円となっております。

2款地方譲与税から11款地方特例交付金までは、令和5年度決算、令和6年度中途までの交付状況及び地方財政計画等を踏まえての計上となっております。

12款地方交付税も6年度の交付状況及び地方財政計画等を参考に、6年度よりも8,604万1,000円ほど多い16億6,604万1,000円の計上といたしました。

13款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の190万円の計上です。

14款分担金及び負担金は、老人措置費被措置者負担金などが減って101万2,000円の減となり、129万5,000円の計上となりました。

15款使用料及び手数料は、創造の森キャンプ場使用料の見直しなどで206万円増の2,994万9,000円でございます。

16款国庫支出金は、22億9,250万6,000円の減で、13億8,621万3,000円を計上いたしました。

17款県支出金は、4,357万円増の6億1,063万円といたしました。

18款財産収入は、1,856万7,000円増の4,517万8,000円といたしました。

19款寄附金は、4,463万5,000円減の1億5,656万6,000円を計上いたしました。

20款繰入金は、7,458万2,000円減の9億494万7,000円を計上しました。

21款繰越金は、4,000万円減の8,000万円を計上しました。

22款諸収入は、1,818万9,000円増の8,834万2,000円を計上いたしました。

16ページをお開きください。

23款村債のところですが、前年度に対しまして、1億4,530万円増の2億6,030万円を計上させていただきました。

これで、歳入合計は74億6,890万円となり、昨年度に対して20億8,850万円のマイナスでございます。続きまして、歳出でございます。

同じく予算説明資料の17ページをご覧ください。

1款議会費、前年度予算額に対しまして82万5,000円の増で、8,322万9,000円です。

2款総務費、2億5,921万1,000円の増、12億2,021万1,000円の計上でございます。

3款民生費、1億8,587万9,000円の増、26億5,638万2000円の計上でございます。

4款衛生費、4,111万6,000円の増で4億7,069万6,000円の計上です。

5款労働費、75万3,000円の増、733万5,000円の計上でございます。

6款農林水産業費、6,437万6,000円の減、4億1,293万8,000円の計上でございます。

7款商工費、237万3,000円の減で1,261万9,000円の計上となっております。

8款土木費、6,442万5,000円の減、5億5,994万4,000円の計上となっております。

9款は消費費でして、2,244万円の増、3億2,093万円の計上でございます。

10款教育費、24億4,306万2,000円の減で14億4,633万円の計上となっております。

11款災害復旧費、1,000円の減、1,000円の計上となっております。

12款公債費、2,348万4,000円の減で2億6,828万4,000の計上です。

13款諸支出金費、昨年度と同額で1,000円の計上となっております。

14款予備費、100万円の減、1,000万円の計上です。

これにて、歳出合計は74億6,890万円となり、昨年度に対しまして20億8,850万円のマイナスでございます。

18ページ以降は事項別明細書の歳入が、46ページから歳出が始まります。

またずっと飛びまして、208ページから217ページまでが給与費明細書。

218ページが債務負担行為で、令和8年度以降にわたるものについての調書。

219ページが地方債の令和7年度末の現在高見込み調書でございます。

以上、雑駁でございますが、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第39号につきましては、議会運営委員会におきましては、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第39号につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っておりますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本議案につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

予算審査特別委員会は、正副委員長互選の上、後刻議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後0時59分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

予算審査特別委員会は、休憩中に委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に、6番三俣実議員、副委員長に5番須田仁美議員と決定いたしましたので報告いたします。

ここで、委員長に就任いたしました三俣議員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

6番三俣実議員。

[予算審査特別委員会委員長 三俣 実君登壇]

○予算審査特別委員会委員長（三俣 実君） 予算審査特別委員会委員長に選任をいただきました三俣実です。

令和7年度予算について、委員の皆様としっかりと審議をまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） それでは三俣委員長、よろしくお願いいたします。

議案第39号につきましては、予算審査特別委員会に付託をいたします。

◇

◎日程第25 議案第40号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第25、議案第40号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第40号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書の82ページをご覧ください。

令和7年度の国民健康保険特別会計ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ12億4,783万2,000円で、前年度と比較いたしまして2.3%、金額にして2,879万4,000円の減額予算となっております。被保険者数の減少が大きな要因と考えております。

第2項歳入歳出予算につきましては、後ほど説明させていただきます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めております。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費については項を超えての流用ができると定めているものであります。

議案書83ページをご覧ください。

歳入歳出予算の概要についてご説明させていただきます。別冊令和7年度予算説明資料の221ページも併せてご覧いただければと思います。

それでは、初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの現年度分、滞納繰越分を合わせまして、前年度に比べ180万円減の2億3,400万円の計上となっております。被保険者数の減少を見込んでおります。

2款一部負担金は2,000円の計上でございます。

3款使用料及び手数料は、国民健康保険税督促手数料1,000円の計上でございます。

4款国庫支出金は、国民健康保険制度関係業務事業費補助金1,000円の計上です。

5款県支出金は、保険給付費等に係る費用を県から交付金として受け入れる保険給付費等交付金などで8億5,575万4,000円の計上です。

6款財産収入149万8,000円は、国民健康保険基金の利子でございます。

7款繰入金は1億4,455万2,000円で、うち第1項の一般会計からの繰入金7,932万3,000円は、それぞれ国や県の繰入れ基準に基づく村負担分であります。

8款繰越金は、前年度からの繰越金1,000円の計上でございます。

9款諸収入は、保険税に係る延滞金や第三者納付金、前年度の精算金などで1,202万3,000円の計上となっております。

次のページ、85ページをお願いいたします。

続いて、歳出となります。

1款総務費は、国民健康保険事業を管理するための総務管理費、国保税の賦課徴収費用、国保運営協議会の費用などで、合計1,342万5,000円の計上です。

2款保険給付費は、1項の療養諸費から5項の葬祭諸費まで、合計で8億2,171万4,000円の計上です。1項の療養諸費と2項の高額療養費は県が試算した金額を計上しておりますが、被保険者数の減などで、この2つの項で前年度と比べて1,019万4,000円の減となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、1項の医療給付費分が2億4,655万4,000円、2項の後期高齢者支援金等分が8,957万8,000円、3項の介護納付金分が3,043万9,000円、合わせて3億6,657万1,000円の計上です。こちらも被保険者数の減を見込んでいることもあり、前年度と比べまして1,647万5,000円の減額となっております。

4款財政安定化基金拠出金は1,000円の計上です。

5款保健事業費は、生活習慣病重症化予防事業の委託料や特定健康診査、特定保健指導の委託料、人間ドックの助成金などで、合わせまして2,142万2,000円の計上です。

次のページに移りまして、6款基金積立金は利息分などがございます。

7款諸支出金は、国保税の過誤納還付金や還付加算金、保険給付費等交付金の償還金などで820万円の計上でございます。

8款予備費は1,500万円を計上しております。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第40号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第26 議案第41号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第26、議案第41号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第41号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

議案書87ページをお願いいたします。

令和7年度の後期高齢者医療特別会計ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ2億879万7,000円で、前年度と比較いたしまして5.1%、金額にして1,016万5,000円の増額予算となっております。

第2項歳入歳出予算については、後ほど説明させていただきます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めております。

議案書88ページをご覧ください。

歳入歳出予算の概要について説明いたします。併せまして、別冊の令和7年度予算説明資料の241ページをご覧ください。

説明は議案書のほうで行ってまいります。

初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収、合わせまして1億5,570万4,000円の計上となっております。被保険者数の増を見込みまして、4.0%増の保険料を計上しております。

2款繰入金は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、合わせまして5,297万9,000円の計上でございます。

3款諸収入は、保険料延滞金、保険料還付金、広域連合からの過年度分精算金などで11万4,000円を計上しております。

89ページをご覧ください。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費は、後期高齢者医療事務を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用で351万1,000円の計上です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億417万6,000円で、群馬県広域連合への負担金です。こちらの負担金の額及び先ほどの保険料の額ともに、広域連合の試算によるものであります。

3款諸支出金は、保険料の過誤納還付金等で11万円。

4款予備費は100万円を計上しております。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第41号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第27 議案第42号 令和7年度榛東村介護保険特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第27、議案第42号 令和7年度榛東村介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第42号 令和7年度榛東村介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書90ページをお願いいたします。

令和7年度の介護保険特別会計ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ12億9,354万4,000円で、前年度と比較いたしまして1.0%減、金額にして1,269万9,000円の減額予算となっております。

第2項歳入歳出予算につきましては、後ほど説明させていただきます。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めております。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費については項を超えての流用ができると定めているものであります。

91ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の概要について説明させていただきます。

別冊の令和7年度予算説明資料につきましては、249ページを併せてご覧ください。

初めに、歳入です。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者分の介護保険料で3億1,984万2,000円を計上しております。前年度比で4.5%の増となっております。

2款国庫支出金は、介護給付費に対する法定の負担金や介護予防事業の取組状況などにより交付される補助金などで、合計2億5,093万5,000円を計上しております。

3款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するもので、保険給付費の27%、3億3,135万2,000円を計上しております。

4款県支出金も介護給付費等に対する県の法定による負担金や補助金で、1億8,428万1,000円を計上しております。

5款介護予防支援費は、地域包括支援センターが行う介護予防支援に対する報酬で696万円を計上しております。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子3万2,000円を計上しております。

7款繰入金は2億13万6,000円、うち一般会計からの繰入金が1億9,410万8,000円で、介護給付費等に対する法定の負担金や事務費に対する繰入金となっております。

8款繰越金は、前年度からの繰越金。

次のページに移りまして、9款諸収入は存目計上でございます。

続きまして、93ページ、歳出になります。

1款総務費は、介護保険事業を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用、介護認定調査、介護認定審査会の費用などで、合計2,445万2,000円の計上でございます。

2款保険給付費は、対前年度比で1.1%減の11億9,680万5,000円を見込んでおります。1項の介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方が利用するサービスに対する給付、2項の介護予防サービス等諸費は、要支援の方が利用するサービスに対する給付、3項の高額介護サービス等費は、自己負担額が高額になったときの負担軽減分、4項の高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療と介護の自己負担分の合計額が高額になったときの負担軽減、5項の特定入所者介護サービス等費は、低所

得者対策として、施設入所時の食費や居住費の負担軽減となっております。6項のその他諸費は、審査支払手数料でございます。

3款地域支援事業費は、介護予防に関する事業が主となっております、5,225万2,000円の計上となっております。

4款基金積立金は、利息分などで3万4,000円を計上しております。

5款諸支出金は、一般会計への繰出金などで1,400万1,000円を計上しております。

次のページに移っていただきまして、6款予備費は600万円の計上でございます。

続きまして、95ページ、2、債務負担行為でございますが、一般管理費、介護保険事業計画等策定業務委託、令和8年度の限度額510万4,000円の設定をお願いするものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第42号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第28 議案第43号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第28、議案第43号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第43号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

議案書96ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億506万円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。後ほどご説明をさせていただきます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は800万円と定めます。

以下、別冊の令和7年度予算説明資料によりご説明をさせていただきます。

予算説明資料280ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入ですが、1款1項事業収入1,580万5,000円、これは幼児や教職員から徴収する給食費が主なものでございます。

2款1項使用料7,000円。

3款1項一般会計繰入金1億8,924万5,000円、これは食材の購入費を含まない学校給食センターの維持管理や運営に要する経費の一般会計からの繰入れでございます。繰越金1,000円、諸収入2,000円を計上し、合計2億506万円となっております。

次に、281ページ、歳出でございます。

1款総務費、前年度から5,978万円増の1億2,566万6,000円でございます。これは学校給食センターが新しくなることによる委託料の増額、電気代の増額等が主な要因となっております。

2款事業費、これは賄い材料費に関わるものですが、前年度から213万円減の7,839万4,000円でございます。

3款予備費は100万円です。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第43号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第29 議案第44号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第29、議案第44号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第44号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書99ページをご覧ください。

令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,902万2,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとなっております。

以下、別冊令和7年度予算説明資料により説明させていただきます。

予算説明資料294ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

それでは、歳入でございますが、本会計は太陽光発電による売電収入が主な歳入でございます。

事業収入2,901万6,000円、財産収入3,000円、繰越金1,000円、諸収入2,000円、合計2,902万2,000円でございます。

295ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

総務費2,395万7,000円、管理費506万5,000円、合計2,902万2,000円でございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第44号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第30 議案第45号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第30、議案第45号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第45号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算について説明申し上げます。

議案書102ページをご覧ください。

令和7年度榛東村上水道事業会計予算でございます。

主要事業といたしましては、予算説明資料の13ページにある快適で住みよいむらづくりの上下水道

の充実でございます。

議案書102ページをご覧ください。

第1条では、会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量でございます。

第3条では、収益的収入及び支出を計上するもので、水道事業収益を3億2,238万9,000円、前年度比2.9%の増、水道事業費用を3億724万3,000円、前年比5.4%の増とするものでございます。

103ページをご覧ください。

続いて、第4条では資本的収入及び支出を計上しており、資本的収入を2億5,626万2,000円、前年度比24.7%の増、資本的支出を3億3,050万8,000円、前年度比0.6%の増とするものでございます。

第5条は、企業債の限度枠で1億5,820万円を計上させていただきました。

次のページ、104ページをご覧ください。

第6条は、一時借入金の限度額で2億円としております。

第7条では、経費の流用規定を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費と定めております。

第9条では、一般会計から繰出しを受けます他会計補助金を34万8,000円と定めるものでございます。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を966万1,000円と定めるものでございます。

提出日は、令和7年3月3日付でございます。

令和7年度予算説明資料に移っていただきまして、299ページをご覧ください。

299ページから300ページが収益的収入及び支出の実施計画でございます。

301ページから302ページが資本的収入及び支出の実施計画でございます。

303ページから304ページが予定キャッシュ・フロー計算書、令和7年度分のものでございます。

305ページから312ページが給与費明細書でございます。

313ページから316ページが令和7年度の予定貸借対照表です。

317ページから318ページがその際の注記でございます。

319ページが令和6年度の予定損益計算書です。

320ページから323ページが令和6年度の予定貸借対照表です。

324ページから325ページがその際の注記でございます。

326ページから予算説明書でございます。

主なものについて説明をまいります。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益、本年度予算額3億2,238万9,000円、前年度予算額3億1,339万8,000円、比較899万1,000円の増でございます。比較ベースで、預金利息の増や消費税還付金の増などがございます。

また、新年度から加入負担金を2項営業外収益、6目の雑収益から、1項の営業外収益、2目のその他営業収益としています。そのため、327ページの6目の雑収益が前年度と比較して減となり、326ページの1項2目のその他営業収益が増えております。これは加入負担金を営業活動として考えることが適当であると判断し、勘定科目を整理したためでございます。

328ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款水道事業費用、本年度予算額3億724万3,000円、前年度予算額2億9,138万1,000円、比較1,586万2,000円の増でございます。比較ベースで委託料や減価償却費の増などがございます。

続きまして、333ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、本年度予算額2億5,626万2,000円、前年度予算額2億549万5,000円、比較5,076万7,000円の増でございます。企業債が7,390万円の増、国庫補助金が4,612万3,000円の減、他会計出資金1,750万円の増でございます。中身については、支出の項目で説明をいたします。

続きまして、334ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

本年度予算額3億3,050万8,000円、前年度予算額3億2,869万2,000円、比較181万6,000円の増でございます。まず、1款1項1目の水道設置助成事業では5,108万4,000円を計上しております。こちら、防衛省の補助金を受けて管路更新計画に基づきます設計業務委託を予定しております。補助率は10分の5でございます。続いて、2目の4節建設改良費の備考欄の2つ目、配水管布設工事は1億7,198万3,000円を計上しております。主に、県道南新井前橋線バイパス工事に伴う水道管の布設替え工事を予定しております。財源としましては企業債、工事負担金、他会計出資金を予定しております。次に、3目1節の固定資産購入費の備考欄の2つ目、管路台帳システム購入費は4,906万円を計上しております。現在事業採択を受けるべく、県を通して国へ申請中でございます。採択となった場合には、国の補助金、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用し、管路システムの導入を予定しております。補助率は2分の1でございます。

以上で令和7年度榛東村上水道事業会計予算について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第45号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第31 議案第46号 令和7年度榛東村下水道事業会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第31、議案第46号 令和7年度榛東村下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第46号 令和7年度榛東村下水道事業会計予算について説明申し上げます。

議案書105ページをご覧ください。

令和7年度榛東村下水道事業会計予算でございます。

また、主要事業といたしまして、予算説明資料の13ページにある快適で住みよいむらづくりの上下水道の充実でございます。

では、105ページをご覧ください。

第1条では、会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量でございます。

第3条では、収益的収入及び支出を計上するもので、下水道事業収益を3億2,903万1,000円、前年度比26.3%の減、下水道事業費用を4億2,803万1,000円、前年度比4.3%の増とするものでございます。収入から支出を引きますと9,900万円のマイナスとなっております。これは一般会計の財政状況が厳しい中、一般会計からの補助金を少しでも軽減するため、令和4年度決算で建設改良積立金として積み立てた約2億円の一部を取り崩し、マイナスとなっている部分に充てようとするものでございます。なお、積立金を取り崩したものを収益として計上できないため、赤字の予算となってしまうためでございます。

次のページ、106ページをご覧ください。

第4条では、資本的収入及び支出を計上しており、資本的収入を2億7,647万5,000円、前年度比6.6%の減、資本的支出を2億7,647万5,000円、前年度比16.7%の減とするものでございます。

第5条では、企業債の限度額で1,130万円を計上させていただきました。

107ページをご覧ください。

第6条は、一時借入金の限度額で1億円としております。

第7条では、経費の流用規定を定めております。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費と定めております。

第9条では、一般会計からの繰出しを受けます他会計補助金が3億6,670万4,000円と定めるものがございます。

提出日は、令和7年3月3日付でございます。

令和7年度予算説明資料に移っていただきまして、337ページから338ページが収益的収入及び支出の実施計画でございます。

339ページから340ページが資本的収入及び支出の実施計画でございます。

341ページから342ページが令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。

343ページから350ページが給与明細書です。

351ページから354ページが令和7年度の予定貸借対照表です。

355ページから356ページがその際の注記でございます。

357ページが令和6年度の予定損益計算書です。

358ページから361ページが令和6年度の予定貸借対照表です。

362ページから363ページがその際の注記でございます。

364ページから予算説明書でございます。

ここから、公共下水道事業と農業集落排水事業に分かれます。

まず、公共下水道の主なものについて説明してまいります。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款公共下水道事業収益、本年度予算額2億1,655万6,000円、前年度予算額2億3,587万4,000円、比較1,931万8,000円の減でございます。比較ベースで、使用料は実績及び見込みから113万5,000円の増、預金利息も57万6,000円の増ですが、他会計補助金は減となっております。

366ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款公共下水道事業費用、本年度予算額2億3,801万円、前年度予算額2億1,092万6,000円、比較2,708万4,000円の増でございます。367ページのところで、3目の総係費が増となっている主な理由といたしましては、令和6年度をもちまして下水道の国庫補助対象となる管渠工事がほぼ完了したため、資本的支出、4条予算の建設改良費で充てていた職員2名分の人件費を計上しております。新年度から2名分の人件費を収益的支出、3条予算に計上することとしたためでございます。

続きまして、369ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款公共下水道事業資本的収入、本年度予算額1億7,460万2,000円、前年度予算額2億864万1,000円、比較3,403万9,000円の減でございます。減額的主要原因につきましては、県道南新井前橋線バイパス工事に伴います下水道の移設工事費が令和7年度はないため、県の移設補償金である1款2目の負担金が2,000万円ほど減額となっております。また、他会計補助金の減額も同様の理由でございます。

す。

370ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

本年度予算額1億7,460万2,000円、前年度予算額2億3,358万9,000円、比較5,898万7,000円の減でございます。減額の主な理由につきましては、収入のところでも触れましたが、県道南新井前橋線バイパス工事に伴います下水道管路の移設工事費が令和7年度はないためでございます。1項1目の建設改良費がまた減となっております。2目の施設利用権購入とは、群馬県が所管する玉村町にある下水処理場施設の建設負担金でございます。

続きまして、371ページをご覧ください。

こちらから農業集落排水事業の予算説明書です。

1款農業集落排水事業収益、本年度予算額1億1,247万5,000円、前年度予算額2億1,060万3,000円、比較9,812万8,000円の減でございます。主な理由につきましては、他会計補助金が減となっております。

372ページをご覧ください。

1款農業排水事業費用、本年度予算額1億9,002万1,000円、前年度予算額1億9,942万5,000円、比較940万4,000円の減となっております。こちらは、1項2目の処理場費の7節修繕費の処理場等補修工事が減となっているためでございます。

続きまして、375ページをご覧ください。

1款農業集落排水事業資本的収入、本年度予算額1億187万3,000円、前年度予算額8,728万5,000円、比較1,458万8,000円の増となっております。こちらは他会計補助金の増となっております。

最後に、376ページをご覧ください。

1款農業集落排水事業資本的支出、本年度予算額1億187万3,000円、前年度予算額9,846万3,000円、比較341万円の増となっております。こちらはマンホールポンプ更新工事費の増となっております。

以上で令和7年度榛東村下水道事業会計について説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第46号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第32 発委第1号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第32、発委第1号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 発委第1号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書は110ページから、委員会提出議案参考資料は1ページからでございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により一部改正された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に準じて、条項番号のずれ及び字句の整理を行うため、本条例の一部改正を提案いたします。

また、本条例を施行する日につきましては、法律の改正に準じて令和7年4月1日とするものです。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略いたします。ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第1号 榛東村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第33 発委第2号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第33、発委第2号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 発委第2号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書は112ページから、委員会提出議案参考資料は8ページからでございます。

昨今の社会情勢の変化に対応するため、所要の改正を行うものです。傍聴席において会議の妨げとなるおそれのある危険物、妨害行為等の整理、その他字句等の整理を行うため、本規則の一部改正を提案いたします。

また、本規則を施行する日につきましては、令和7年度4月1日とするものです。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略いたします。ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日予定した日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和7年第1回榛東村議会定例会第2日目を散会といたします。
大変お疲れさまでした。

午後1時56分散会

令和 7 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 1 4 日 (金)

令和7年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

令和7年3月14日（金曜日）

議事日程 第3号

令和7年3月14日（金曜日）午後1時25分開議

- 日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第15 議案第30号 村道の路線の認定について
- 日程第16 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第17 議案第31号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第32号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第33号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第34号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 日程第 2 1 議案第 3 5 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 2 議案第 3 6 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 3 議案第 3 7 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 4 議案第 3 8 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 5 委員長議案審査報告（予算審査特別委員会委員長報告）
- 日程第 2 6 議案第 3 9 号 令和 7 年度榛東村一般会計予算
- 日程第 2 7 発委第 3 号 令和 7 年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出について
- 日程第 2 8 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 9 議案第 4 0 号 令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 4 1 号 令和 7 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 4 2 号 令和 7 年度榛東村介護保険特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 4 3 号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 4 4 号 令和 7 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 4 5 号 令和 7 年度榛東村上水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 4 6 号 令和 7 年度榛東村下水道事業会計予算
- 日程第 3 6 委員会調査報告について（いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会）
- 日程第 3 7 陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）
- 日程第 3 8 発委第 4 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 3 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 0 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 2 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 3 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 3 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 齊藤将史議員の処分を求める動議

追加日程第 1 発委第 5 号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書の提出について

追加日程第 2 議案第 4 9 号 訴えの提起について

追加日程第 3 議案第 5 0 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 9 号）

出席議員（11名）

2番	吉澤浩一君	3番	浅見隆君
4番	齊藤将史君	5番	須田仁美君
6番	三俣実君	7番	波多野佐和子君
8番	小板橋尚君	9番	生方勇二君
10番	善養寺孝君	11番	清水健一君
12番	早坂通君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長（兼）	一倉学君	企画財政課長	富澤光彦君
会計課長	早川弘行君	住民生活課長	飯塚邦守君
税務課長	碓井由果君	産業振興課長	狩野宏記君
健康保険課長	山口誠一君	上下水道課長	岡部貴一君
建設課長	須永光明君	学校教育課長	湯澤知佐子君
教育長	村上誠君		
生涯学習課長			

事務局職員出席者

事務局長	関口健一	書記	天田華子
------	------	----	------

◎開 議

午後1時25分開議

- 議長（生方勇二君） ただいまから、令和7年第1回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。
出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。
本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

〔「委員長、10番」の声あり〕

- 議長（生方勇二君） 10番善養寺孝議員。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

- 10番（善養寺 孝君） 齊藤将史議員の処分を求める動議を提出したいと思います。
○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後1時26分休憩

午後1時26分再開

- 議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。
-

◎日程の追加

- 議長（生方勇二君） ただいま、善養寺孝議員ほか3人から、地方自治法第133条の規定により、齊藤将史議員の処分を求める動議が提出されました。
お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（生方勇二君） 起立9人。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。
-

◎追加日程第1 齊藤将史議員の処分を求める動議

- 議長（生方勇二君） 追加日程第1、齊藤将史議員の処分を求める動議についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、齊藤将史議員を除斥といたします。

〔齊藤将史議員 除斥〕

- 議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後1時28分休憩

午後1時35分再開

- 議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔10番 善養寺 孝君登壇〕

○10番（善養寺 孝君） 齊藤将史議員の処分を求める動議。

次の理由により、齊藤将史議員に懲罰を課せられたいもので、地方自治法第133条の規定により動議を提出する。

理由、齊藤将史議員は、令和7年3月14日に開かれた総務産業建設常任委員会において、次の発言を行った。「私の発言の内容で、若干、発言の内容自体は、ある意味、全文をしっかり聞いて、理解してもらえれば、つまり、私の発言すべてをつなげて、それを精査し内容を確認してもらえれば、私の発言の意図というのが明らかになる、そういうふうに私は確信しているけど、ただ、発言の内容で、不適切な発言に近いような発言がありましたんで、その部分は訂正するという事でお願いをしたい。ただ、皆さんもご存じのように、一部のあまり頭のよろしくないマスコミが、全文の発言の内容を把握するのではなく、一部分を切り取って、それが問題だと騒ぎ立てる。私はこの件に関してね、そのように受け取っている。」

この発言は、同委員会に出席した委員を侮辱するものと受け止められた。この発言は、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないと定めた地方自治法第132条、議員は議会の品位を重んじなければならぬと定める榛東村議会会議規則第96条に違反するものである。よって、このたび、この行為に対して、地方自治法第134条の第1項の規定に基づき、齊藤将史議員に懲罰を課せられたい。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 申し訳ない、12番、質疑ではないんですけども、大事なことなので、この文章の文字が違っているんじゃないでしょうか。理由の6段目、「ただ、発言の内容で、不規則な発言に近いような発言がありましたんで」と書いてあるんですけども、ここは「不適切」とは違うんですか。

〔「自分ではなく齊藤議員が言った言葉なので」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後1時40分休憩

午後1時41分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

10番善養寺孝議員。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 先ほど、失礼いたしました。不適切じゃなくて。

〔「不規則」の声あり〕

○10番（善養寺 孝君） 不規則を読み違えました、訂正します。書いてあるとおりでございます。すみません、それは議事録のやつであれしたので、すみません。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び齊藤将史議員を除く議員全員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本件につきましては、議長及び齊藤将史議員を除く議員全員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

懲罰特別委員会は、正副委員長を互選の上、後刻議長まで報告をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後1時42分休憩

午後1時50分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

懲罰特別委員会は休憩中に委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に11番清水健一議員、副委員長に6番三俣実議員と決定いたしましたので、報告いたします。

齊藤将史議員の入場を許可いたします。

〔齊藤将史議員 入場〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後1時54分休憩

午後3時18分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

地方自治法第117条の規定により、齊藤将史議員を除斥といたします。

〔齊藤将史議員 除斥〕

○議長（生方勇二君） 懲罰委員会の委員長の報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔懲罰特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○懲罰特別委員会委員長（清水健一君） 懲罰特別委員会委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託になりました案件は、齊藤将史議員の処分を求める動議であります。当委員会は、本日委員会を開催し、慎重に審査した結果、齊藤将史議員に懲罰を科すべきと決定しました。以下審査の概要についてご報告申し上げます。

委員会では、事案が発生した3月14日の総務産業建設常任委員での齊藤将史議員の発言に関わる部分について、録音記録を全員で確認いたしました。録音記録を確認したところ、動議の理由に記載されているとおり、齊藤将史議員が同委員会に出席する委員を侮辱する発言を行っていることを確認いたしました。懲罰の理由は、齊藤将史議員の発言が普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないと定める地方自治法第132条及び議員は議会の品位を重んじなければならないと定める榛東村議会会議規則第96条の規定に違反し、普通地方公共団体の議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができると定める同法第133条における侮辱に当たると認められることによるものでございます。

採決の結果、本件は、委員全員の賛成により、懲罰を科すことが適当であること。懲罰の内容については、公開の議場における戒告を求めることが決定されました。

戒告文の案については、次のとおりであります。

齊藤将史議員は、3月14日の総務産業建設常任委員会において、「私の発言の内容で、若干、発言の内容自体は、ある意味、全文をしっかりと聞いて、理解してもらえれば、つまり、私の発言すべてをつなげて、それを精査し内容を確認してもらえれば、私の発言の意図というのが、明らかになる、そういうふうに私は確信しているけど、ただ、発言の内容で、不規則な発言に近いような発言がありましたんで、その部分は訂正するという事でお願いをしたい。ただ、皆さんもご存じのように、一部のあまり頭のよろしくないマスコミが、全文の発言の内容を把握するのではなく、一部分を切り取って、それが問題だと騒ぎ立てる。私はこの件に関してね、そのように受け取っている。」と発言した。これは同委員会に出席した委員を侮辱し、議会の品位を失墜させるものである。このことは、委員の職分に鑑み誠に残念である。したがって、地方自治法第135条第1項の規定により戒告する。

以上が当委員会の審査の概要であります。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本件に対する委員長報告は、齊藤将史議員に懲罰を科すことです。委員長報告のとおり戒告文を決定し、公開の場における戒告の懲罰を科すことに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、齊藤将史議員に公開の場における戒告の懲罰を科すことに決定いたしました。

ここで、齊藤将史議員の入場を認めます。

〔齊藤将史議員 入場〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後3時25分休憩

午後3時27分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

ただいまの議決に基づき、齊藤将史議員に懲罰の宣告を行います。

齊藤将史議員に、公開の議場における戒告の懲罰を科します。

戒告文。

齊藤将史議員は、3月14日の総務産業建設常任委員会において、「私の発言の内容で、若干、発言の内容自体は、ある意味、全文をしっかりと聞いて、理解してもらえれば、つまり、私の発言すべてをつなげて、それを精査し内容を確認してもらえれば、私の発言の意図というのが、明らかになる、そういうふうには私は確信しているけど、ただ、発言の内容で、不規則な発言に近いような発言がありましたんで、その部分は訂正するという事でお願いをしたい。ただ、皆さんもご存じのように、一部のあまり頭のよろしくないマスコミが、全文の発言の内容を把握するのではなく、一部分を切り取って、それが問題だと騒ぎ立てる。私はこの件に関してね、そのように受け取っている。」と発言した。これは、同委員会に出席した委員を侮辱し、議会の品位を失墜させるものであり、このことは、議員の職分に鑑み、誠に残念である。したがって、地方自治法第135条第1項の規定により戒告する。

令和7年3月14日、榛東村議会。

◇

◎日程第1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第1、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案のうち、本日の議事日程第2から議事日程第13までの議案について、各委員長から審査報告をお願いいたします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

議案第17号から議案第28号までのうち、3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

3月11日、9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、2つの課を1つに統合することのメリット・デメリットについて質疑があり、メリットとしては、より機動的で効率的な事業運営ができること。デメリットとしては、課長の所管が大きくなることが挙げられるが、専任の課長補佐の配置を検討しているとの回答がありました。また、課長の負担がさらに増えることについて、課長を交えて議論、話し合いの場があったかとの質疑があり、庁議に諮って全ての課長の意見を聞いているとの回答がありました。また、この条例改正により、他の条例、規則等への影響とその対応について質疑があり、関係する条例の改正については本議案で合わせて改正するとしていること、関係する規則や要綱等については各課に洗い出しの準備を行うよう指示している状況との回答がありました。議案第17号につきましては、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。令和7年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。
○議長（生方勇二君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第17号から議案第28号までのうち、3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月12日、午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、村において対象となる事業の有無について質疑があり、対象となる事業は3歳未満の乳児・幼児等を小規模で預かるサービスで、村では実施していないとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。令和7年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。
○議長（生方勇二君） 各常任委員会委員長の報告が終了しました。



◎日程第2 議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 総務企画課ですか、ここがかなり大所帯になるわけですがけれども、そうした場合に、かなりその課が取り扱うものが多くなってくると思うんですがけれども、少なくとも、私は

もちろんのことこういう役場の職に就いたことはないですけども、民間なんかだと、あまり多くなりすぎると、いろいろなことが細部に届かなくなって、いろいろミスがあったりということも多くなったりした経験があるんです。そういったことで、今回の課設置条例の改正によって、その辺のことはどのように考えていますか。

○議長（生方勇二君） すみません、委員長報告に対する質疑なので、そのものに対する質疑ではございません。審査の経過及び結果に対する質疑でございます。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ですから、さっきの報告の中で、課長負担が大になるというふうに言っていましたよね。一方、機動的になると思う。だから、その辺のことを今聞いたわけです。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後3時40分休憩

午後3時40分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） その件ですけども、会議の中でも、執行から専任の課長補佐の配置をいろいろ検討していくということです。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論はございませんか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） やはり今回の課設置条例によって総務企画課が大所帯になるということが考えられます。そのことによるいろいろな問題が生じてくるんじゃないかというふうに考えますので、一方、何もここまで大所帯にしなくても今までどおりでいいんじゃないかと私は思いますので、反対します。

○議長（生方勇二君） 次に、賛成討論はございませんか。

7番波多野佐和子議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 賛成の立場から申し上げます。総務産業建設常任委員会で反対した理由として、課長職に係る業務負担がさらに増加すること、職員の負担が増す可能性が高いと思い反対いたしました。その後さらに調査した結果、連携の強化や業務の効率化などのメリットが十分であり、また課長の負担というところもさらに深く軽減策も取られているということ、また、職員の業務の負担、それもさらに多くしっかりと軽減策もされているということが分かり、そういうことも含めて期待し、この第17号議案に賛成いたします。

○議長（生方勇二君） ほかに反対討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第17号 榛東村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成8人。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

失礼しました、賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第18号 榛東村監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第20号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告

のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第23号 榛東村企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第24号 榛東村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第25号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第26号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（生方勇二君） 日程第12、議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第27号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条

例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第13、議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第28号 榛東村学校給食センターの設置及び管理に関する条例及び榛東村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第14 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第15、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 3月4日、本会議において当委員会に付託されました議案第30号の審査の経過及び結果について、報告いたします。

3月4日、午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第30号 村道の路線の認定についてにつきましては、対象の1路線について現地調査を行いました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。令和7年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） ここで訂正をお願いいたします。

先ほど私が日程第15と申し上げましたが、正しくは日程第14でございます。お詫びして訂正を申し上げます。失礼しました。

委員長報告が終了いたしました。

◇

◎日程第15 議案第30号 村道の路線の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第30号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第30号 村道の路線の認定についてを委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成9、賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第16、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査の報告でございますが、議事日程第17から議事日程第24までの付託した議案について、報告をお願いいたします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第31号から議案第38号までのうち、3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

3月11日、午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第31号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）につきましては、採決の結果、全会一

致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。令和7年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。○議長（生方勇二君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第31号から議案第38号までのうち、3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月12日、午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第32号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第35号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。令和7年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。○議長（生方勇二君） 各常任委員会委員長の報告は終了いたしました。



◎日程第17 議案第31号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）

○議長（生方勇二君） 日程第17、議案第31号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第31号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第32号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（生方勇二君） 日程第18、議案第32号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第32号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 議案第33号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（生方勇二君） 日程第19、議案第33号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第33号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第34号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（生方勇二君） 日程第20、議案第34号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第34号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第35号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（生方勇二君） 日程第21、議案第35号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第35号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第36号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（生方勇二君） 日程第22、議案第36号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第36号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第37号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（生方勇二君） 日程第23、議案第37号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第37号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第24 議案第38号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（生方勇二君） 日程第24、議案第38号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第38号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第25 委員長議案審査報告（予算審査特別委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第25、委員長議案審査報告を議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

6番三俣実議員。

〔予算審査特別委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（三俣 実君） 3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案第39号 令和7年度榛東村一般会計予算の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月6日及び3月7日の2日間、午前9時30分から、301会議室において、両日とも委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係所属長出席の下、慎重に審査を行いました。3月6日には、全ての歳入予算、1款から9款までの歳出予算について、3月7日には10款から14款までの歳出予算について、審査を行いました。

歳入予算につきましては、財政調整基金の残高についての質疑があり、予算編成方針に基づき経費節減を考慮した予算査定を行い、また、住民サービスの停止・削減が生じることのないよう執行管理を行うことで、令和6年度予算編成時における基金残高見込みと令和7年度予算編成時における基金残高見込みは、ほぼ同額となっているとの回答がありました。

歳出予算につきましては、1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、10款教育費、12款公債費について質疑がありました。

議案第39号につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。また、委員長、副委員長において審査の内容を整理し、委員会として令和7年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書を村長宛てに提出することを決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（生方勇二君） 委員長報告は終了いたしました。



◎日程第26 議案第39号 令和7年度榛東村一般会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第26、議案第39号 令和7年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第39号 令和7年度榛東村一般会計予算を委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（生方勇二君） 起立9人、賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第27 発委第3号 令和7年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出について

○議長（生方勇二君） 日程第27、発委第3号 令和7年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番三俣実議員。

[予算審査特別委員会委員長 三俣 実君登壇]

○予算審査特別委員会委員長（三俣 実君） 発委第3号 令和7年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出についての提案理由をご説明申し上げます。

追加議案書は、1ページが議案書、2ページから3ページまでが令和7年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書でございます。令和7年3月6日及び3月7日に行った予算審査特別委員会における令和7年度榛東村一般会計予算の審査の結果を踏まえ、執行に対して当該予算の執行に関する要望を行うため、お手元の令和7年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書のとおり提出することを提案いたします。

以上提案理由の説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終了いたしました。

本件につきましては、予算審査特別委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略いたします。

ここで質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第3号 令和7年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出についてを原案のとおり村長宛てに提出することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり村長宛て提出することに決定いたしました。

◎日程第28 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第28、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案のうち、議事日程第29から議事日程第35までの議案について、各委員長から審査報告をお願いいたします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第39号から議案第46号までのうち、3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

3月11日、午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第44号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号 令和7年度榛東村下水道事業会計予算につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。令和7年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第39号から議案第46号までのうち、3月4日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月12日、午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第40号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計予算につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療対象者数の推移について質疑があり、被保険者数は増加しているとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号 令和7年度榛東村介護保険特別会計予算につきましては、介護予防福祉用具購入費の対象となる用具について質疑があり、例として、入浴用のシャワーチェアや手すり、排せつに関してはポータブルトイレが挙げられるとの回答がありました。また、地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業の減額計上について質疑があり、令和7年度において、当該交付金は別に予算計上している。地域支援事業交付金介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業と一体であり、2つを合わせると前年度とほぼ同額であるとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第43号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計予算につきましては、賄材料費が前年度と比べ減額計上となっている理由について質疑があり、幼児・児童・生徒それぞれで定められた費用と喫食を見込んだ児童・生徒数により積算したものであるとの回答がありました。また、昨今の物価高騰の影響について質疑があり、本村においては、定められた費用以外の費用を各家庭ではなく公費で負担しており、物価高騰の影響によって随時に影響を受けるものではないとの回答がありました。また、予備費が減額計上となっている理由について質疑があり、新年度に新しい学校給食センターが稼働することから、現在の学校給食センターにおいて安定的な給食の提供に支障を来すような突発的な施設設備の修繕等に充てることを想定した費用を減額したとの回答がありました。また、滞納繰越分給食費の歳入について質疑があり、引き続き収納に努力するとの回答がありました。また、光熱費その他施設の維持管理に関わる費用の増額理由について質疑があり、調理に必要なエネルギーがこれまですべて重油であったところ、電気になる部分があることなど、各学校への配送を村所有トラックの使用から委託業者が所有するトラックに変更となることにより委託量が増加するためとの回答がありました。また、新しい幼稚園の園児数について質疑があり、40名程度であるとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。令和7年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後4時24分休憩

午後4時31分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程第 29 議案第 40号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第29、議案第40号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第40号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 30 議案第 41号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第30、議案第41号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第41号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第31 議案第42号 令和7年度榛東村介護保険特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第31、議案第42号 令和7年度榛東村介護保険特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第42号 令和7年度榛東村介護保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第32 議案第43号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第32、議案第43号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第43号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第33 議案第44号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第33、議案第44号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第44号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第34 議案第45号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第34、議案第45号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第45号 令和7年度榛東村上水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第35 議案第46号 令和7年度榛東村下水道事業会計予算

○議長（生方勇二君） 日程第35、議案第46号 令和7年度榛東村下水道事業会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第46号 令和7年度榛東村下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第36 委員会調査報告について（いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第36、委員会調査報告について（いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会）を議題といたします。

いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会委員長の調査報告を求めます。

5番須田仁美議員。

[いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会委員長 須田仁美君登壇]

○いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会委員長（須田仁美君） いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会に関する調査結果の報告を行います。

本委員会は、人権教育が進む榛東村において、いじめを防ぎ、榛東村の子どもたちが安心して生活

できるための対策、調査をするとともに、いじめ防止対策推進法を指針にいじめ防止に関する条例の制定を検討し、いじめ撲滅へ榛東村が一丸となって向かうことを目的として令和3年第4回定例会において設置されました。これまで10回の会議を開催し、教育委員会からは学校におけるいじめに対する考えや取組、人権所管課からは人権に関する行政の取組の状況について説明を受けました。現在、村では、人権教育啓発に関する榛東村基本計画、榛東村職員のハラスメントの防止等に関する規程を定めています。教育委員会では、榛東村いじめ防止基本方針を定めるとともに、中学校、各小学校においてもいじめ防止基本方針を定めています。また、人権教育の推進を図り、明るい地域社会を形成するため、榛東村人権教育推進委員及び榛東村人権教育推進協議会が設置され、これらにより、いじめや人権に関する取組や対応が、村として、教育の現場として進められていることを確認しました。これら村の取組を確認するとともに、関係法令の確認、他の自治体が制定するいじめや人権に関する条例やこれらを参考とした村条例案の検討など、調査研究を進めてきました。検討の結果、榛東村議会は、現在、村が定める諸規程に基づく取組や対応を注視するとともに、子どもたちはもとより、全ての人の人権の尊重、互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会の実現、みんなが安心して暮らせる温かいむらづくりのため、村の取組に積極的に関わっていくこと、また、適宜要望を行っていくことを本委員会として決定しました。

以上、報告を終了いたします。令和7年3月14日、いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例設定を検討する特別委員会委員長、須田仁美。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終了いたしました。

委員長報告について、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、委員会の調査を終了し、本特別委員会を廃止することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、委員会の調査を終了し、本特別委員会を廃止することに決定いたしました。

◎日程第37 陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第37、陳情の審査報告についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、令和6年陳情第6号。付託年月日、令和6年11月28日。件名、ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情。

委員会の意見、3月12日、本委員会で審査した結果、その趣旨に賛同し、賛成多数で採択とし、関係機関に意見書を提出する。審査結果、採択。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終了いたしました。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

2番吉澤浩一議員。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） 私は総務産業建設常任委員会委員であり、文教厚生常任委員会に出席しておりませんので、質問させていただきます。

委員会では、榛東村としての対応と説明や、それに対する質問等は、執行側及び村長に質問されたかどうか確認させてください。

○議長（生方勇二君） 11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 委員会で健康保険課長より説明がありました。村では、ほかの町村に先駆けて上乗せの対応をしているとの回答がありました。また、委員会では趣旨採択の意見もありました。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

本件に対する委員長報告は採択でございます。

初めに、本件を採択することに反対する討論を許可いたします。

2番吉澤議員。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） 令和6年陳情第6号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情の趣旨については、私もとても大事なことと理解しております。榛東村では、この趣旨に伴い他の町村に先立ち対応されていることと思いますが、私は、現時点において複合的、統合的、総合的に判断し、趣旨のみ理解することが望ましいのではないかと判断をし、採択には時期尚早でないかと考え、反対し、反対討論といたします。

○議長（生方勇二君） 次に、賛成討論はございますか。

5番須田仁美議員。

[5番 須田仁美君発言]

○5番(須田仁美君) ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書の提出について、賛成の立場でお答えさせていただきます。

健康保険課長からの質疑、ご回答から、榛東村が、ほかに先駆けて3%上げることができたことは伺っておりますが、昨今の労働、医療・介護現場での労働者の賃上げについては、まだまだほかの産業よりも少なく、過酷な労働実態に見合わない低賃金であるということに賛同し、他業務のほうではさらに5%から8%ほどの賃上げの見込みのほうがなされているとの状況です。ですので、村の対策とは別で国に対しての意見というものを述べさせていただくということで、賛成の立場でお答えさせていただきます。

○議長(生方勇二君) ほかに反対の討論はございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(生方勇二君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択でございます。

令和6年陳情第6号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情について、委員長報告のとおり採択することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(生方勇二君) 賛成9、賛成多数。よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◎日程第38 発委第4号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書の提出について

○議長(生方勇二君) 日程第38、発委第4号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番清水健一議員。

暫時休憩といたします。

午後4時49分休憩

午後4時50分再開

○議長(生方勇二君) 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議が定刻の5時に終了を見込める予想ができませんので、時間の延長を行いたいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本日の会議を延長いたしまして、最長午後12時までと決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後5時57分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

先ほどの日程第38について、訂正をいたします。

もとい。

◇

◎日程第38 発委第4号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第38、発委第4号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君登壇〕

○11番（清水健一君） 発委第4号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

追加議案書は7ページから、委員会提出議案参考資料は1ページからでございます。

榛東村議会会議規則第52条の規定を準用して、質問回数の上限を定める規定を廃止し、新たに質問回数の上限を定める規定を定めるため、本規則の一部改正を提案いたします。また、本規則を施行する日につきましては、令和7年4月1日とするものです。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略いたします。質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私は発議として出しました。本来首長や議員から提案された議案は本会議に提出され、本会議、村議会の課題となるというふうになるわけです。これはなぜ本会議に提出され

ないで、そのまま委員会に行ったんですか。何を根拠に。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後6時休憩

午後6時2分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 委員会には発議として提出されました。委員会の中で、提出者というか早坂議員に確認というか発委として審議してもいいですかということを確認したと思うんですよ、それで、発委ということで今回提出することに委員会では決まりました。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 確かにそのような話があって、いいとは言ったと思うんですけども、私もその後いろいろ調べて、おかしいと思ったわけです。それで今質疑をしているわけです。だから、もし私が言った、議員からの提案、今回は議員発議だけれども、この議員発議を本会議に、ほかの村長から出された議案のように、初め本会議にかけて付託を決めないでいいという根拠は何かということですよ。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後6時4分休憩

午後6時29分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ちょっとさっきの話でお互いに行き違いがあったみたいで、私は確かに発委でいいかということで電話をもらって、返事をしました。その後、私も発議ということに詳しくなかったもので、調べました。そうしたら、やっぱり要するに議員提案ですから、だから、議員提案は首長の提案と同じようにまず本会議にかけて付託先を決めるということが明確に書かれていたので、そのうち正式な話があるだろうと思っていたけれども、一向に何の話もなかったもので、ああ、そうかと思って、でも、今後の議会運営にも関わることだから、もしこれがこういうことで、でも、いいのか、私がオーケーを電話ではしたわけだから。いずれにしろ問題は、今言ったように、正式に出した私に何の話もなくてずっと来たわけで、それで今日に至ったわけで、やはりちょっとおかしいんじゃない

かと。今後の議会運営にも支障が出てくるんじゃないかというような気持ちもあって質問をしましたけれども、結論的には、確かに電話にて、発委でいいかという電話に対してオーケーという返事しましたので、このまま進めていただければと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第4号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第39 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第40 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第41 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第42 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

日程第39、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第42、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでについて、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第40から日程第43までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、各委員会の所管事務のうちお手元に配付した申請書のとおり閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 訂正させていただきます。

先ほど日程の第40から日程の第43までと申しあげましたけれども、正しくは日程第39から日程第42までを一括議題としたいということでございますので、おわびして訂正申し上げます。

異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第43 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（生方勇二君） 日程第43、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔10番 善養寺 孝君登壇〕

○10番（善養寺 孝君） 令和7年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告を行います。

令和7年2月20日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和7年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。議案第1号 刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第2号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）、議案第3号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担分割合について、議案第4号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算、議員提出議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の5議案が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

以上報告といたします。令和7年3月14日、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員からの報告は終了いたしました。本件につきましては、報告のみといたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後6時37分休憩

午後7時53分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（生方勇二君） ただいま、村長から議案第49号、議案第50号が、また令和6年陳情第6号が採択されたことに伴い、文教厚生常任委員会から陳情に係る意見書が提出されました。

お諮りいたします。

本日の日程にただいま配付いたしました議事日程を追加し、追加日程第1、第2、第3を議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第49号、議案第50号、令和6年陳情第6号、陳情に関わる意見書の提出を日程に追加し、追加日程第1、第2、第3として議題とすることに決定いたしました。

◇

◎追加日程第1 発委第5号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書の提出について

○議長（生方勇二君） 追加日程第1、発委第5号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

令和6年陳情第6号の趣旨に賛同し、関係機関に意見書を提出するものです。

○議長（生方勇二君） 本件につきましては、文教厚生常任委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略いたします。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第5号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める意見書の提出についてを、原案のとおり関係機関宛て提出することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成9人、賛成多数。よって、本案は原案のとおり関係機関宛てに提出することに決定いたしました。

◎追加日程第2 議案第49号 訴えの提起について

○議長（生方勇二君） 追加日程第2、議案第49号 訴えの提起についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第49号でございます。訴えの提起についてでございます。

前橋地方裁判所、令和5年（行ウ）第3号固定資産税評価取消請求事件について、下記のとおり訴えの提起をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

当事者につきまして、控訴人、榛東村。被控訴人、記載のとおりでございます。

事業の概要等につきましては、記載のとおりでございます。

3の控訴の趣旨でございます。1、現判決を取り消す。2、被控訴人の請求を棄却する。3、訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とするとの判決を求めるものでございます。4、訴訟の遂行の方針、記載のとおりでございます。

以上、慎重審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第49号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第49号 訴えの提起についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第9号）

○議長（生方勇二君） 追加日程第3、議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第9号）について提案説明をいたします。

議案書は2ページでございます。

まず、今回の補正予算につきましては、先ほど来説明をいたしております固定資産税評価額取消請求控訴事件に係る訴訟委任に伴うものでございます。

では、議案書の2ページでございます。

令和6年度榛東村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところでございます。第1条1項のところでは、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24万円増額し、総額をそれぞれ100億3,264万6,000円としようとするものです。

続いて、第2条では、債務負担行為を第2表のとおり行おうとするものでございます。

それでは、参考資料の2ページにおきまして説明を続けさせていただきます。

歳出から申し上げます。固定資産評価審査委員会費24万円、当該事件に関わる控訴手数料及び弁護士委託料でございます。対しまして、歳入24万円、財政調整基金繰入金となっております。また、2ページ下のほうで、債務負担行為を追加するものです。事項は記載のとおりです。期間は、訴訟の終了する年度まで。限度額は、報酬金及び実費の額としております。また、8ページには、債務負担行為に係る支出予定額等調書を添付しております。

以上で説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

本議案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第50号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後8時2分休憩

午後8時2分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 先ほどの発委についてなんですけれども、その中で個人の名前を出したと思うんですけれども、そのところはいろいろ問題があると思いますので、削除をお願いします。

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

ただいま、12番早坂議員より先ほど先ほどの発言の中で個人情報等の部分については削除を願いたいという申出がありましたが、これを削除することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、後刻、議長において確認の上、削除させていただきます。

続きまして、お諮りいたします。

本日の議案審議の進行中で、字句等の誤りの訂正について、軽微な変更については、議長において後刻調査の上、訂正をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、後刻、議長において調査をいたし、訂正をしたいと思いません。

◎閉 会

○議長（生方勇二君） 以上で、付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年3月3日に開会した本定例会は、本日まで12日間、5人の一般質問、新年度予算や補正予算、条例改正など、上程された案件について活発な議論と慎重審議が行われ、全て可決されました。

これもひとえに議員各位と執行の皆様のご協力のたまものと感謝申し上げます。

第17期議員各位におかれましては、それぞれの期間中、熱心な議員活動を大変ご苦労さまでした。また、村長、副村長、教育長をはじめ、執行の皆様方には特段のご協力をいただき誠にありがとうございます。改めて感謝と御礼を申し上げます。

間もなく訪れる春が皆様にとってすばらしい春となりますようご祈念いたしまして、令和7年第1回榛東村議会定例会を閉会といたします。長時間大変お疲れさまでした。

午後8時5分開会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 清 水 健 一

榛東村議会議員 早 坂 通